

第六十八回国会 参議院社会労働委員会會議録第二十三号

昭和四十七年六月十日(土曜日)
午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村 英男君
理事 鹿島 俊雄君
高田 浩通君
大橋 和孝君
小平 芳平君

委員

石本 茂君
上田 稔君
上原 正吉君
川野辺 静君
高橋文五郎君
橋本 繁蔵君
佐野 芳雄君
須原 昭二君
田中寿美子君
藤原 道子君
柏原 ヤス君
高山 恒雄君
小笠原貞子君

衆議院議員

社会労働委員長
代理理事

国務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

政府委員

人事院事務総局
任用局長 岡田 勝二君

厚生大臣官房審
議官 曾根田郁夫君

厚生省公衆衛生
局長 滝沢 正君

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

大蔵省主税局税
制第一課長 高橋 元君
文部省体育局学
校保健課長 橋本 真君
農林省農政局植
物防疫課長 福田 秀夫君
通商産業省化学
工業局化学第二
課長 小幡 八郎君
通商産業省繊維
雑貨局紙業課長 村田 文男君
工業技術院総務
部研究開発官 市橋 利明君

本日の會議に付した案件

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法
等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

○毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○廃棄物処理施設整備緊急措置法案(内閣提出、
衆議院送付)

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委
員会を開会いたします。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法
等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
を議題といたします。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事谷垣專一
君から趣旨説明を聴取いたします。谷垣專一君。

○衆議院議員(谷垣專一君) ただいま議題となり
ましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復
師法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案につきまして、その提案の理由を御説明申し
上げます。

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう及び
柔道整復以外の医業類似行為は、わが国における
いわゆる民間療法として、長い間国民に親しまれ
てきていることは周知のとおりであります。

この医業類似行為に関しましては、昭和二十二
年にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
等に関する法律が制定された際、引き続き三カ月
以上医業類似行為を業としていた者であつて、都
道府県知事に所定の届け出をした者は、一定期間
に限り当該医業類似行為を業とすることができ
ることとされ、その後数回にわたつてその期限の延
長がなされたのでありますが、昭和三十九年に至
り、届け出業者の義務継続を無期限とする法改正
がなされました。

この法改正の際、将来にわたつての医業類似行
為の取り扱いについて、あん摩、マッサージ、指
圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会が医業
類似行為に關し専門的な立場から調査審議するこ
とができることとするともに、厚生大臣は、こ

の審議結果を参酌して必要な措置を講じなければ
ならないことといたしました。

自來、中央審議会においては、医業類似行為に
關して関係者の意見を聴取するとともに、将来に
わたつての資格制度の創設の可否等その取り扱い
について審議が続けられておりますが、遺憾なが
らまだ結論を得るに至つていないのであります。

一方、法施行後二十余年の長い歳月が経過し、医
業類似行為を業として行なつてゐる人々の多くは
高年齢に達したため、結論を急がなければ存否の結
論の出ないままにその技術が絶えてしまふことに
もなりかねないおそれも出てまいつております。

このような実情にかんがみ、本案は、厚生大臣
のとるべき必要な措置について期限を設定し、中
央審議会の審議を促進することにより、昭和四十
九年末を目途として、医業類似行為の業務内容及
び業として行なうことができる者の資格制度の創
設等について必要な措置を講じなければならぬ
ものとするのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であ
りますが、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやか
に御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する本日の審査はこの程度といたしま
す。

○委員長(中村英男君) 次に、毒物及び劇物取締
法等の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事谷垣專一
君から趣旨説明を聴取いたします。谷垣專一君。

○衆議院議員(谷垣專一君) ただいま議題となり
ました毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法
律案につきまして、その提案の理由を御説明申し

上げます。

本案は、最近、興奮、幻覚または麻酔の作用を有する毒物及び劇物等による事故が多発している現状にかんがみ、毒物及び劇物による危害の防止をはかるため、所要の改正を行なうとするもので、そのおもな内容は、第一に、興奮、幻覚または麻酔の作用を有する毒物または劇物等についてみだりに摂取し、もしくは吸入すること等を禁止することとしたこととあります。

第二に、引火性、発火性または爆発性のある毒物または劇物について薬務その他正当な理由がある場合を除いては所持を禁止する等の規制を加えることとしたこととあります。

第三に、麻薬取締官及び麻薬取締員に警せい刑取締法に違反する罪等について、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務を行なわせるとともに、立ち入り検査等を行なう権限についても、麻薬取締官及び麻薬取締員にこれを付与できることとしたこととあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

○委員長(中村英男君) 次に、廃棄物処理施設整備緊急措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤厚生大臣) ただいま議題となりました廃棄物処理施設整備緊急措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

尿尿処理施設及びごみ処理施設の整備については、生活環境施設整備緊急措置法に基づく第一次五カ年計画に引き続き、清掃施設整備緊急措置法に基づいて昭和四十二年度を初年度とする第二次五カ年計画を策定し、その促進をはかってまい

たのであります。

しかしながら、近年、わが国における産業活動の拡大、国民生活の向上に伴い、排出される廃棄物は、量的にも質的にも大きく変化しており、一昨年には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され、産業廃棄物も含めて、廃棄物の処理体系の整備がはかられたところであります。

このような事態に対処し、廃棄物の処理に遺憾のないようにするため、尿尿処理施設、ごみ処理施設のほか、産業廃棄物処理施設についても、新たな計画により整備を促進することが必要となり、ここに廃棄物処理施設整備緊急措置法案を提案した次第であります。

この法律案では、新たに昭和五十年までの間の廃棄物処理施設整備計画を策定することとし、その手続として、厚生大臣が経済企画庁長官及び建設大臣と協議の上計画の案を作成し、閣議で決定するものとしております。また、政府は、その計画の実施に必要な措置を講ずるものとし、地方公共団体も計画に即して廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備につとめなければならない旨を規定しております。

なお、本法案の制定に伴い、清掃施設整備緊急措置法は廃止することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後刻行ないます。

○委員長(中村英男君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤厚生大臣) ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

国民年金制度並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度については、従来からその改善につ

とめてきたところでありますが、今日、国民福祉優先の考え方のもとに、高齢者をはじめ、心身障害者、母子家庭に対する福祉の充実が一段と強く求められております。

特に、人口の高齢化、扶養意識の変化等を背景に、年金制度に対する国民の関心はとみに高まっております。老後生活に占める年金の役割りは、ますます重要性を増しております。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、受給者が多く改善の緊要性の高い福祉年金を中心に、かつてない大幅な年金額の引き上げを行なう等これらの制度の充実をはかろうとするものであります。

以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、老齢福祉年金の額を昭和四十七年十月から千円増額し、月額三千三百円に引き上げるとともに、あわせて障害福祉年金、母子福祉年金並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を大幅に改善することといたしております。

第二に、拠出額の障害年金、母子年金等の額を昨年の厚生年金の改正に準じ、昭和四十七年七月から一〇%増額することといたしております。

第三に、特別児童扶養手当の支給対象に、新たに内科的疾患に基づく障害、精神障害を有する児童等を加えることといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及び内容の概略であります。この法律案については、衆議院において、国民年金等の所得制限に関する改正規定を公布の日から実施し、昭和四十七年五月一日から適用することとする修正が行なわれております。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後刻行ないます。

○委員長(中村英男君) 次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原道子君 私は、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について、基本的なことから御質問申し上げます。

まず第一に、心身障害者対策基本法が昭和四十五年の五月に制定されたが、中央心身障害者対策協議会はあまり開催されていないように聞いておりますが、会議の状況及び協議会の運営の方針をお伺いしたい。

○政府委員(加藤武二君) 中央心身障害者対策協議会でございますが、これは昭和四十五年五月にできました心身障害者対策基本法に基づきまして設置されたものでございます。このねらいは、現在わが国の身障対策が関係各省にまたがっておりまして、その連絡が必ずしも十分ではない、という点で、できるだけ各省間の連絡を緊密にして、心身障害者に対する対策が一貫して行なわれるようにということが一番のねらいでございます。そのために関係各省、厚生省、労働省、文部省、大蔵省というような関係の各省の次官がそのメンバーになっているという、その他もちろん学識経験者が入っておりますけれども、関係各省がそれぞれ入りまして、そしてできるだけよく連絡を緊密にとらう、こういうことでござい

ます。それで、関係各省の施策についてそれぞれ説明を行ない、現在では、問題ごとにプロジェクトチームをつくりまして、たとえば身体障害者の社会復帰対策と雇用対策、それから心身障害者に対する保護育成と教育対策、それから社会活動促進と公共施設との関連、こういうような三つのプロジェクトチームをつくりまして、それぞれのプロジェクトチームに分かれて検討を始めております。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

こういう段階になっております。そういうことで、従来まで四回開かれておりまして、今後とも、この中央心身障害者対策協議会を中心にいたしまして、とかく各省でばらばらになり、連絡の不十分になりやすい身体障害者対策を一貫した対策にしよう、というところで努力をする予定になっております。

○藤原道子君 時間の制限がございまして、なるべく簡潔に御答弁をお願いしたい。

それからいまの協議会のメンバーと、それからその後の、何といいますが、開会されたときの実情が、もしただけでしたらメモでよろしいかと思います。

それから、いま御答弁がございましたが、心身障害者対策基本法に基づいて、心身障害者福祉法を改正する点をいまからお考えでしようか。

それから経済社会発展計画においても、身体障害者の福祉対策は最もおかれていられるといわれておりますが、今後どのように拡充、強化していくお考えであるかをお伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤威二君) 法の改正の問題でございますが、心身障害者対策基本法、これには心身障害者対策についてそれぞれ列挙的に述べてございまして、その中で、今度、現在御審議いただいております身体障害者福祉法の一部改正も、やはりこの基本法の趣旨を受けまして改正をしていくということでございます。現在御審議いただいておりますが、そのほかにつきましては、一応それぞれの法律なりあるいは予算上の措置ということで対策を実施してまいります。ただ問題は、それが非常に十分に行なわれていないといううらみがございまして、今後さらに法改正が必要であるということになれば、これは身体障害者福祉法の改正に取り組んでまいりたいと思っております。

それから経済社会発展計画でございますが、これは経済企画庁で現在検討いたしておりますけれども、御指摘のとおり、身体障害者対策を含めまして、やはり社会福祉関係の長期計画というものが確立されなければなりませんので、現在、企画

庁、厚生省におきましては、企画室を中心にして、この経済社会発展計画の中にどういふものを盛り込んでもらおうかということを検討いたしております。その中では、当然身体障害者福祉対策というものが大きく取り上げられる必要がある、その方面でそういう方向で努力をするつもりでございます。

○藤原道子君 四十五年の八月十三日の身体障害者福祉審議会から身体障害者福祉施設の推進に関する答申が出ておりますね。その答申の一部分が今度の改正案に取り入れられておりますが、この答申のその他の部分についてはどのように実施していくお考えであるか。

○政府委員(加藤威二君) 四十五年の八月のこの答申、身障審議会の答申でございますが、これは相当網羅的に各般の施設について触れておるわけでございますが、しかし大きく分けますと、一つは身障者に対するリハビリテーションの問題、それから第二は、身体障害者の更生援護施設の問題、特に重度身体障害者の更生援護施設の問題、それから第三には、重度身体障害者の、在宅の重度の身体障害者に対する対策の問題と大きく分けられると思っております。その他いろいろの対策がうたててございまして、一応今度はそのうちで内部疾患の問題と、それから養護施設というものを取り上げたわけでございますが、その他の施設につきましては、これは一応大体のところは現在その具体化に入っております。で、これは法改正の必要のないもの、予算措置でできるもの、こういうものを積極的に推進しておるわけでございます。

ただ問題は、この触れられていない点について、大抵対策は打ち出しておりますけれども、問題はそれが非常に不十分な点が多いということでございます。ですので、今後はやはり一応打ち出されました対策の内容をさらに充実していく。もちろん落ちこぼれについては予算措置その他について努力をいたしたいと思っておりますが、さらにやはり打ち出されたい対策の非常に不十分なものも多いわけござい

ますから、それを充実してまいりたいというぐあいに考えております。

○藤原道子君 これは答申を尊重する意味で大いに急いで実施してほしいということを要望いたします。

そこで身体障害者のリハビリテーションについてお伺いいたしますが、身体障害者のリハビリテーションは最も立ちおくれしている分野であります。現状及び養成計画をお伺いし、あわせてリハビリテーション実施体系の確立についてはどのように考えておいでになるか、また、リハビリ研究調査会の進捗状況をお伺いいたします。

○政府委員(加藤威二君) 確かにわが国の身体障害者の福祉対策で一番おくれしているのはリハビリテーションの対策だと思っております。そういうことで私どももやはりこれを身体障害者の対策としては最重要点に推進していかなければならないということで、一つはOT、PT等のそういった専門家の養成、これは医務局のほうでいま極力努力をしておりますところでございます。さらにやはりリハビリ施設をつくって、そしてリハビリテーションを推進する必要があるということで国立の総合的なリハビリテーションセンターというものを設置しようというところで二カ年にわたります。四十六と四十七と調査費がついております。実はこの問題につきましては、土地さがしをやっておつたんでございまして、一昨日所沢の米軍基地が返還されたあと、これは四十万坪ぐらいございまして、そのうち八万坪をぜひ身体障害者のリハビリテーション、国立のリハビリテーションの総合センターと申しますか、そのために割愛してもらいたいということをや昨日関東財務局長のところにいきまして要請してまいりました。で、これにつきましては関東財務局長もできるだけの趣旨に沿って応援したいと非常に好意的な返事をもらつたわけでございますが、これは一つの例でございますけれども、やはり国が総合的なりっぱな各県のモデルになるようなリハビリテーシ

ンセンターをつくりたいということで来年度予算からその具体化に取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

○藤原道子君 必ずこれが実施できることを期待いたしております。

そこで次に言語治療士というのですか、これはどうなっておりますか、実態は。それから言語治療士の養成確保の状況、さらにあわせて国立聴力障害センターの附属養成所に現在二十名が修得中であるというところでありますが、身分法についてはどのように考えているか。

○政府委員(松尾正雄君) いわゆる言語治療士につきましては、まだわが国の制度がございませぬ。厚生省でも知能訓練あるいは言語治療あるいは聴能、――耳のほうの訓練こういったものの検討会を四十年から専門家を集めてまいりました。その中で知能訓練は御承知のように制度化いたしたわけでございますが、ただいまその言語治療士というのについて最後の詰めをいたしております。大体その方向につきましては意見の固まりがあつたわけでございますが、率直に申しまして、問題は純粋に医学的な面での、医療の面でのいわゆるパラメディカルという形でこれをつくるということであれば比較的確められればすぐにも着手できる段階にきておりますが、御承知のように、教育サイド、やはり盲ろうあ児といったようなことでいわゆる教育の関係者という形ではいろいろな訓練にタッチしておられる方が現におるわけでございます。そういう方々と医療関係との間をどう調整するか、なかなかこれは率直に言つてまだ完全な意見の一致がございませぬ。したがって、私どもはその仲介に入りまして両者の意見をいま調整中でございますが、私どもはできれば次の通常国会を目ざしましてその制度化をいたしたい。特に、ただいま御指摘のように国立の障害センターの中に大学卒業者を対象といたしまして訓練機関ができていくわけでございますが、そ

ているわけでございますので、早急にやはり身分法をつくりまして当然この方々は経過措置で拾わなければならぬと存じますが、急がなければならぬ状況にございます。したがって、ただいまのような状況の中で調整を最終的にはかつておる、こういうことでございます。

○藤原道子君 非常にじみ、しかも大事な仕事を人で行うにございまして、身分法については真剣に考えて、喜んでこの道に進むことが出来るようなことをお考えになっていただきたいことを要望いたしておきます。

そこで、ブロック別に国立のリハビリセンターを設置すべきだと考えますが、これはどうでしょう。

○政府委員(加藤威二君) ブロック別につくるのがいかどうかということにつきましては、これはまあ相当身体障害者対策に非常に熱心な県、たとえば神奈川県等はこれは百億くらいかけています。身体障害者―精神も含めてその施設を建設してある途中でございますが、そういうふうに県によりまして非常に熱心なところがございまして、できれば理想的にはブロック別くらいに総合的なリハビリテーションセンターがあればいいと思います。これはしかしそれぞれの地方、それが国立であればございまして、なかなか国が、先ほど申し上げましたように東京に国立のりっぱなものをつくりたいということでは計画中でございますが、ブロック別につくるということになりますと、そのブロックの地方公共団体の合意が必要ということになるわけでございまして、できるだけそのブロックの中心となる県におきましてモデル的な施設のつくつてもらう、そういう方向で地方公共団体と十分に話し合つてまいりたいと思います。

○藤原道子君 こういう大事なことはもっと熱心に国がやらなきゃ……。それでブロック別でやる場合には私は国がやって、そして地方に委託するというやり方があると思う。地方へまかせれば地方自治体も経済的には非常にたいへんでござい

すからね、その点はよく考えて、国の責任でこれが推進できるようなことを私は強く期待いたしておきます。大臣どうですか。

○国務大臣(斎藤隆夫君) リハビリテーションのセンターというものを今後拡充したいと思います。新設拡充してまいらなければならないという御意見は藤原委員のおっしゃるとおりと考えます。したがって、今後これらの施設の職員の養成と相まって、そして逐次充実をさせてまいるように努力をいたしたいと、かように考えております。

○藤原道子君 私はこのリハビリテーションは非常に大事だと思うのです。

こんなことを、自分のことを言い出してはおかしいのですけれども、山崎銀二の子供がやはり心身障害者で残されていきましたのをめんどろ見てまいりましたが、これはいま長谷川保先生のところをお願いして、いろいろ訓練してまいりました。もう結婚しようかというところまで回復してまいりました。だから愛情を持って指導していけば必ず解決できる子がたくさんいるんです。それが放置されていくような悲劇を起こすわけでございまして、ぜひ大臣、施策を今後心からお願いしておきます。

そこで、相談所業務でございましてけれども、福祉立法がいろいろございましてけれども、これを一元化したらどうか。児童相談所とか、婦人相談所、身体障害者厚生相談所、精神薄弱者更生相談所というように幾つもあつたんですね。これを私は一元化したほうがいいように思うのですけれども、これどうでしょう。

○政府委員(加藤威二君) 確かに各種の相談所がございまして、それぞれ専門的にその所管の事務と取り組んでいるわけでございまして、これを一本化したほうがいいかどうか、これは利害得失いろいろあるかと思つたので、一つの問題として検討させていただきたいと思つた。

○藤原道子君 これはぜひそういうふうにして、内容を充実して一元化していったほうがいいと私は

は思いますので、今後御検討願いたいと思つた。

それから、身体障害者相談員の処遇でございまして、先日も当委員会において相談員の処遇について質問いたしましたけれども、相談員の手当が活動費といふことで月額三百円ですね。三百円では何を買えます。何が出来るでしょう。私はあまりにも低額である、こう思います。そこで、実際にかかつておる費用は一件当たり千円ぐらひは必要だといわれている。そこで一人の相談員が取り扱う件数は一月平均して六人ないし七人だといわれております。最低六千円から七千円ぐらひは必要であるといわれておりますけれども、三百円ではひど過ぎる。そこで、地方公共団体においてはプラスアルファを要請しているというのが実情です。東京都ではそのほかに月額千円支給している、各地方でも六千円とか八百円とか、三百円を入れて千円になるようにというふうなことでやっているようにございまして、この三百円とあつた理由を聞かしてほしい。それから相談員に対する費用は、婦人相談員や母子相談員並みに予算要求つきでやるべきではないかと私は考えますけれども、その点はどうでしょう。

○政府委員(加藤威二君) この身体障害者相談員と申しますのは、何と申しますか、たとえば御本人も若干身体障害者があるというふうな方で、進んでいろいろな悩みを持っている身体障害者が来た場合に、いろいろ相談に乗つてやろう、自発的に乗つてやろうという、そういうボランティアと申しますか、そういう方々をできるだけその好意といふか、それを身体障害者の福祉のために生かそう、そういうふうな発足の制度でございまして、したがって、三百円という非常に細かい手当みたいなことになつてゐるわけでございまして、けれども、そういうぐあひに何と申しますか、非常に片手間と申しますか、自分は自分で何か仕事をやっておられる、ごく片手間に身体障害者の相談に自発的に乗つてやろう、そういう方々を相談員というふうにお願ひしている、こういう

かつこうでございまして。しかし、三百円という手当はいまの物価その他から考えまして、非常にこれは問題にならないといふことは私も重々感じておりますので、今後この引き上げには努力してまいりたいと思つた。

○藤原道子君 身体障害者が片手間にとつていけれども、からだか不自由なのに相談に乗つていこうと、そういう努力を買つてやらないで、よけい出してやつてもいいじゃないですか、身体障害者がやつてゐるなら、三百円では、いまへたすりやお昼一食分もならないぐらひでございまして、だれに聞かしても三百円では納得できないだろと思うので、これは可及的すみやかに改正をしてもらいたい。

それから、精神薄弱児と精神薄弱者の法律の一元化を私は考えるんですけれども、これは一体どうなんですか。

○政府委員(松下康蔵君) 精神薄弱児と精神薄弱者、これは子供の身体障害児といふゆる身体障害者の場合と比べまして、先生御指摘のように、ある程度知能の発育がおくれているというふうなことからいたしまして、共通の部面も確かにあるわけでございます。そういう意味で精神薄弱者福祉法は以前、社会局の所管になつておりましたものを改めまして、児童家庭局と一緒に所管するという形になつております。ただ、これを制度として全部一緒にいたしますことは、先ほど先生御指摘のように、精神薄弱者の中には訓練、指導によりまして十分に社会的にも活動し得る、社会復帰の可能な方が相当おられますし、反面、精神薄弱児の中には教育やあるいは身体の発育に即応するだけの健全育成というふうな要素もございまして、制度として全部をこれを一いたしまして、利害それぞれ問題があらうかと存じます。ただ、少なくとも施設に収容いたします面におきましては、処遇において相当共通の要素もございまして、また重度の人につきましては、子供の施設から通じておとなになつても施設に収容してお世話をしなければならぬというふうな要素もご

ざいしますので、少なくとも施設の入所者の処遇の面につきましては、従来ともできるだけ一貫した取り扱いができるというように努力をいたしておりまして、昭和四十二年には両方の法律を改正いたしましたして、精養施設に入所している重度の子供は二十歳に達しましても引き続き子供の施設に入つていてよろしい、また原則として十八歳以上のいわゆる成人のための精神薄弱者施設におきましても、十五歳以上の者は入所していいと、いわゆる相互乗り入れ的な規定を設けてまして、できるだけ一貫した処遇ができるように努力いたしております。

それから職員の数におきましても、昭和四十七年度、——今年度におきまして、その精神薄弱者援護施設の職員の定数、これを薄弱児施設と定数を合わせましたし、また従来おとなの施設に設けられておりませんでした就職支度費というような制度も成人の施設に導入いたしましたので、連続して一貫した処遇が行なえるようなくふうをいたしております。

〔委員長退席、理事高田浩運君着席〕

措置費の概計につきましても、多少沿革的に異なっている点もございますが、予算の構成あるいは運用の面におきましてできるだけこれを統一的な運用をいたしまして、父兄あるいは入っておられる精進児者の方のために不便のないような努力をいたしております。今後もそういう方向でつとめてまいりたいと考えております。

○藤原道子君 いろいろ御説明がございましたけれども、教育の面とか仕事の面で相違があると言えけれども、私のところにずいぶん陳情が参りましたのは、やはり年齢に達してから余裕はできまして、しかし、さらにまだ、いま苦情がたえないのでしょう。それから年齢を過ぎて入れてもらつていた人が、この間あなたのほうにも陳情しましたけれども、火事で焼けた、そこに帰ることができない、行くところがないというので、一時的に病院に入っている人がある。こういう点で、そうおっしゃるならば、それでもつと施設の拡充、

もつと徹底した対策をやるべきだと私は思う。やはりこれはいろいろ問題があれば、そのやり方では解決ができる問題だと思ふんですよ。だから私は、一元化して法の強化をしてほしいということ強く、——まだやりとりしたいんですが、きょうは時間の制限がやかましいので、ですからその点を強く要望して、また次の機会にもう少しやりとりしてみたいと思います。

で、厚生省の身体障害者の更正訓練費が非常に安いと思ふんです。月額千五百円。ところが労働省の訓練手当の額は二万八千二百二十円、労働省はずっと前からあつた。しかし内容が違いますからという答弁をするだろうと思ふけれども、それにしては千五百円と二万八千二百二十円、あまりにも相違があると思ふんですが、それは一体どういうわけですか。

○政府委員（加藤威二君）これは、先生があらか

おり、私どももいたしましたしては、やはり、私どものもの
ほうの施設におきます手当と、それから労働省
関係の職業訓練関係におきます手当というものと
はやはり施策の内容が若干違つておるわけでございます
います。向こうはより職業的でございます。した
がつて、いろいろな道具その他も要するということ
で、厚生省のほうはどちらかというと、仕事をや
るにいたしましたも、からだの機能回復訓練に重
点を置きながらある程度職業訓練をやつていると
いうようなことで、仕事の内容が若干違つという

ことで手当の内容が違つておるわけでございませうが、しかし、それにいたしましても、御指摘のとおり、あまりにも違い過ぎるということで、これはびたりと同じにするわけにはまいらぬかもしれませんけれども、現在の格差はできるだけ縮めるように今度の来年度予算では努力したいと思ひます。

○藤原道子君　これはぜひ考えてください。あまり違い過ぎる。それも今度、これをやろうといふんだからあれだけでも、さっきの話の、子供はどこかへ入れよと思つたときに、厚生省関係は

私はどうしてもわからないものだから、あるところへ入れようと思つたら、ほかから、先生、労働省の訓練所へお入れになつたほうがいいですよ金がこうだから、自己負担としておのずから一万円近く出さなければいけない、そんなことをなさらないで労働省へ行つてごらんなさい、試験がありませんけれども試験に通らなかつたら厚生省関係へ行きなさい、こう注意をしてくれた人がある。それで、私は、労働省のほうを受けさしたたら試験に受かつてそこへお世話になつたんですけれども、これは、幾ら何でも千五百円と二万八千二百二十円では仕事の内容が違ふと言われてもあまりに、貧弱過ぎる、厚生省は少し大蔵省に遠慮し過ぎるんじゃないですか。訓練をしていけば、その人が社会復帰に役立つんだからね。しあわせになるんだから。こういう点を私は強く要望いたしておきます。

生予防に資するためには母子保健対策の強化が必要だ、それから、母子保健法の内容は不備で不徹底で、充実強化のために法の改正が必要だろうと思いますが、その見解をお伺いしたい。

○政府委員(松下廉蔵君) ただいま先生御指摘のとおり心身障害児につきましては、一番大事なところとは、そういう子供が出ないようにする、発生防止が一番基本的な対策であることは御指摘のとおりでございます。それで、私どもの考え方といつかやりまして、障害児・者対策につきましては、発

生防止とそれから在宅対策、施設対策、その三つを大きな柱といたしまして進めておるところでございます。いまは、発生防止対策といたしましては、一、つは、いま御指摘の健康診査、これは母子両方にあるわけでございます。で、妊婦の検診、あるいは乳幼児の健康診査——乳児の段階とそれから三歳児の一斉検診、両方の段階で行なっております。この内容につきまして、一般的な検診からできるだけワクを広げまして、今後——まあ、いままでは、精神発育に問題があるような子供につきましては、すでに精密検診に回しまして専門家の検診

を受けられるようにいたしておりますが、今後の方向といたしましては、もう少し検査の段階で深く掘り下げることができるよう、たとえばネフローゼの発見のための尿の検査であるとか、あるいは聴力、視力の検査、そういったものもできるような方向で努力をいたしたいと考えております。

それから保健指導といたしましては、やはりお
かあさんの衛生教育ということが何よりも大切で
ございますので、母親学級あるいは新婚学級、そ
ういったことによる衛生教育、それから個々の訪
問指導によりまして保健その他の専門家から具体
的な指導をする、そういうような方法によって対
策を進めております。

なお小児医療の面におきましては、将来の障害の原因になりますような、たとえばフェニルケトン尿症というような人たちにつきましては、できるだけ早期に発見いたしましたして公費をもってその治療をいたしまして精薄の発生を防ぐというようなことも、すでに対策として具体化いたしましたのであります、小児医療につきましては、今年度の予算におきましてじん炎、ネフローゼあるいは小児ぜんそくというような子供たちの治療研究費も計上いたしましたして具体的な対策を進めておる次第でございます。

それから研究開発につきましては、最近、胎内における診断その他障害発生防止のための研究体制も進んできておりますので、四十六年度は一億でございましたが、この身心障害の研究費を四十一年度は三億計上いただきまして、内容としては、いま申し上げたような一般的な発生防止対策あるいは筋ジストロフィーの研究、心身障害児の療育対策、そういった種々の研究の問題につきまして、この研究費をできるだけ活用いたし、まして対策を進めてまいりたいと、そのように考えておる次第でございます。

なお、今後、御指摘のような母子保健法あるいは予算の執行の面におきまして、できるだけそういった対策が強化できますような方向で検討を続

け、適当な修正を加えてまいりたいと考えております。

○藤原道子君 これは非常に大事なことでござい
ますから、不幸な子供ができないようにいろいろ
対策を立てていただきたい。ところが、いろいろ
、母子検診ですね、母の。保健所の医者の充足
が四二％くらいですわね。保健所へ行つたけれ
ども医者がいなかったというようなことをよく聞
んですけれども、この保健所を充実していく対策
をお伺いしたいと思います。これはどこです
か。――大臣から……

保健所はまるで医者がいない。これは法律で幾
ら保健体制を充実しましたと言つても医者がいな
きや何にもならない。

○政府委員(松下康蔵君) 現在の母子保健法によ
ります検診体制、御指摘のように保健所が中心に
なつておるわけでございまして、医師の一般的
不足等の関係もございまして、確かにいまおつ
しやいましたように保健所の医師はたいへん不足
いたしております。この充足対策につきましまして
は、いろいろな委員会の機会に所管の公衆衛生局
長からも御説明申し上げておるところでございま
して、厚生省といたしましても努力いたしてお
りますが、母子保健の分野におきましては、公衆衛
生局とも話し合ひをいたしまして、そういう足り
ないところは民間医師の協力を求めて、いわゆる
雇ひあげの形で協力をいただいております。いま
ますし、それからもう一つは、現在、市町村の行
財政能力――市町村でございまして、市町村の合
併等で財政能力も高まっておりますし、何よ
りもこれは地域に密着した行政が母子保健とし
ては非常に必要でございますので、今後の方向と
いたしましては、保健所と管内市町村とが協力い
たしまして、保健所運営協議会等にも市町村等の
代表も入つておりますので、医師会等の協力も求
めて、地域全体といたしましてできるだけ検診体制
が強化しスムーズに運ぶように指導いたしたい、
そのように考えております。

○藤原道子君 私は、法律ばかり幾らできても保
健所がだめだ。あるいはこの間も特別養護老人
ホームに行つてみましたけれども、やはりあれは
医者と看護婦を常設するはずですね。医者のい
る特別養護老人ホームなんてほとんどありません
よ。囁かしてあるからいることになつてい
る、こう言ふんです。いまの妊産婦が保健所へ
行つたつて医者がいないところが多いふんある。
私、あなた方にお願ひしておきたいことは、視察
に行くときには予告なしに行かなければ実態がわ
からない。ところが役所のおえら方が行くとな
ると、よそ行きの姿しか見られないのですよ。こ
ういふ点も心にとめて、今後実地の視察、実地の
指導、そうして何としても保健所の内容の充実を
はかつていただかなければ、保健所はあります、
しかしお医者さんはおられません。――医者のいる
ところはたしか四二、三％です、半分以上は医者
がいないのです。これではいろんな役を引き受けて
いるのですね、保健所は。これでは私は絶対に納
得がいけませんので、これが充実強化をはかっ
て、法律があるからやっています、というふうな
答弁では納得はできませんので、これは強く要望
いたしておきます。もっとやりたいけれども時間
がありません。

そこで、心身障害児のコロニーについてお伺い
したい。地方公共団体においては心身障害児のコ
ロニーを設置しているが、現状はどうでしょう
か。また、このコロニーについては法律上明記し
てはどのようになっているか、これに對
してはどのようになっているか。

○政府委員(松下康蔵君) 心身障害児・者を通じ
て収容いたしますコロニーでございまして、現在
のところはやはり重度の精神薄弱者、それが中心
になりまして、それで重度の方は非常に身体障
害、視覚障害であるとか肢不自由であるとか、ろ
うあであるとか、そういう重複障害が多いわけ
でございまして、そういう重複障害あるいは非常に重
度の精神薄弱児・者、そういう方々を収容いた
します施設としてコロニーが設けられておりまし
て、これは高給に特殊法人をもつて運営をいたし

ます国立のコロニー、「のぞみの園」がございま
す、これは定員五百五十人で去年開園したばかり
でございまして、すでに五百三十人の入所が
ございまして、ほとんど満員になっておりま
す。それで相当重度の人を入つておられまして、
かなり職員が苦勞しながら運営をいたしておるわ
けでございまして。

それから地方コロニーにつきましては、現在開
所いたしておりますものが八件、建設中のものが
二件、調査計画中のものが六件でございまして、
こういふコロニーにつきましては、国としても
現在の社会福祉施設整備費の中でできるだけ特別
の基盤を設けて手厚い助成をする、あるいは年金
の融資をつきまして便宜をはかるというふうな形
で助成をはかっております。現在、まだいろいろ
な形のコロニーがございまして、諸外国におきま
しても必ずしもきまつた型ができておりませんの
で、様子を見て指導しながら形の固まつていきま
すのにつれて、制度化についても前向きに検討い
たしたいと考えております。

○藤原道子君 いま高給のことが出ましたが、こ
の前の視察に行く予定が健康を害して行かれませ
んでしたので、近く行つてみようと思つておりま
す。若干の批判があるようですから行つてみたい
と思ひます。

それから、いま全国に予定されているところ
を、あとでメモをいただきたい。

そこで、心身障害者の環境づくりの問題でござ
いまして、身体障害者が車いす等を利用して自由
に街頭に出かけることができるような配慮が欧米
諸国ではできております。ところが日本の場合に
は、このようない身体障害者のための環境整備につ
いて何かお考えがあるでしょうか。

○政府委員(加藤武二君) これは先生御指摘のと
おり、先進諸国では身体障害者が歩けるよう
な、そういう町づくりをやつてるといふことを
私も聞いておりますが、わが国におきましては
実は四十七年度予算で要求をしたわけではござい
ませんが、残念ながら具体化しなかつたというこ

ございまして、四十八年度予算におきましても
さらに強力に要求を続けたい、こういう
ように考えております。

○藤原道子君 次に、居宅福祉サービスにおける
介護人の派遣制度でございまして、身体障害者福
祉法は老人福祉法に比較して歴史が古いのです。
にもかかわらず老人福祉法にある在宅福祉サ
ービスとしての介護人派遣制度が設けられていない
のはどういふわけでしょう。

○政府委員(加藤武二君) 実是在宅の重度の身体
障害者対策としましては、医師、看護婦による訪
門検査制、これは予算上の措置でございまして、
そういう制度もあり、さらに家庭奉仕員の派遣と
いうようなことをやっておりますわけではございま
すが、御指摘の介護人制度につきましてはこれは老
人にもやっておりますので、これも予算上の問題
として四十七年度で要求した具体化しなかつたわ
けでございまして、四十八年度でさらに要求を続
けてまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 これは絶対に必要だと思ひますの
で、――大蔵省を説得する力が足りないのよ、も
う少し強く出てください。厚生省は経済的にあれ
がないからというので低く見られていたけれど
も、厚生省のやるべき成果を上げれば社会のし
あわせになるし、労働力も復帰できるわけなん
です。この点は残念でございまして。

そこで、結婚相談事業に対する助成でございま
すが、身体障害者の結婚は一般健康者に比してき
わめて低く、身体障害者の大きな悩みの一つとな
る切実な要望でございまして、また障害者の遺伝等
の問題も考えられる結婚問題についての相談に
応じ、解決をはかる必要があると思ひますが、この
結婚相談事業に対する助成というふうなことに
ついてはどうお考えですか。

○政府委員(加藤武二君) 同じようなお返事でま
ことに恐縮なんですけれども、これも四十七
年度二千五百万ばかり要求いたしまして具体化さ
れなかつたわけではございまして、確かに身体障
害者の結婚の率が一般に比べて非常に低いというふうなこ

ともございすし、それからいろいろな道徳的な問題についても相談に應ずる必要もあらうということ、四十八年度の予算として具体化するよう努力してまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 私もその要求された資料を持っておりますけれども、二千五百十四万四千円要求された。全部ばったたのです。これは非常に大事な仕事だと思ひますので、必ず来年度はこれが実現できるようにお願いしたいと思ひます。私もつと今度入れられましたじん臓病対策についても御質問する予定でございまして、時間がございせんので、須原委員に譲りまして、この程度で終わらうと思ひますが、大臣からひとつ御答弁をお願いしたいのは、身体障害者に対してのいろいろな問題点は山積してございす。今度改正されたのも、ごく一部なんぞございす。私が概略御質問申し上げましたように、厚生省でおやりいただく施策はどれだけ国民に希望を与えるか、大切な仕事を担当していただいております。この身体障害者福祉対策について大臣の御意見を最後に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 身体障害者の福祉対策は、何と申ししても、しあわせな一生を送ってもらうということが、私は厚生省の一つのモットーだと思ひます。そう考えますと、身体障害者の方は最もしあわせな方だと思ひます。したがって、身体障害者の方々の福祉により以上力を注がなければならぬ、かように私は考へております。ただいま御質問あるいは御質疑の中に伺ひました御意見、みな私はごもっともだと思ひております。ことに身体障害者の発生の予防に關する母子保健対策というものを、これをもちと充実するようにということを常々念頭に置いております。まあ、そのほかの諸施策にいたしまして、もういろいろございすので、さらに一そ

○小平芳平君 昨秋ごろの当委員会、私はじん臓障害の問題を取り上げて政府のいろいろ見解をただし、また私の意見も述べて要請をいたしました。したがって、今回の法律改正は、その人工透析の公費負担、あるいは身障に認定する、そういう点については私は賛成であります。もちろん賛成であります。問題は、その中身にあるというふうに考へます。したがって、この厚生省から初めに伺ひたいことは、じん臓障害者の総数、それからじん臓障害者のじん臓をやまいとしてなくなる一年間の総数、死亡者数、それからその中で透析を現に受けている人の数、それから透析機の台数、そういうような点について最初にお答えいただきたい。

第七部 社会労働委員会会議録第二十三号 昭和四十七年六月十日 【参議院】

○政府委員(松尾正雄君) 患者調査によりまして、医療機関にかかつておりますじん臓患者の患者数を最初に申し上げますと、大体三万九千から四万というところございす。四十四年は四万五千四百四十名、四十五年は四万五千四百五十名と多少多くなつております。

それから死亡者でございす。大体一万名前後でございまして、四十三年は一万八千名、四十四年一万五千四百名、四十五年は下がりまして九千八百八十八名、こういうことございまして、大体まあ一萬前後と横ばい、こういうことございす。

それから対象でございす。人工透析を必要とします対象は、私どもはこの死亡者を中心にして、アメリカでは、御承知のとおり専門の委員会におきましては同じ死亡者に対して二〇%という説を出してあるわけございす。私も、私も昨年の検討会におきまして、日本の学会といろいろ相談いたしました結果、わが国ではもう少し大きく見る必要があるということで、三〇%という専門の意見を得て対象としたわけございす。

それから反面におきましては、大体三千五百名程度のものが必要である。こういうふうにならうかと存じます。それから、現在の人工透析を受けております者は正確にはわかりにくい点もございす。大体

千名足らず、千名前後と考へております。それから人工透析の人工じん臓、いわゆる人工じん臓の保有台数は千五百五十台という調査でございす。多少その後自然増加でふえておる。こういうふうにお考へいただいてよろしいかと存じます。

○小平芳平君 そうして、身障者として認定は何人くらい、何級に認定されるわけですか。

○政府委員(加藤威二君) このじん臓機能障害者の等級でございすけれども、これは厚生大臣の諮問機関でございす。身体障害者福祉審議会、ここにございす。専門分科会、専門家の御意見を伺ひまして何級にするかということがございす。ございす。また、その点はこの法案が通過の後におきまして、早急に審議会の専門のお医者さん方に集まつていただきまして等級をきめていただくということにならうと思ひます。大体内部障害、現在入っております結核と心臓が一般。それから三級、四級その程度にまあランクされております。で、おそらくじん臓の機能障害についてその辺にランクされるのではないかと、まあ私どもは考へますけれども、これは具体的にはやはり専門家の御意見を伺つてきめるということにならうかと思ひます。

○理事高田浩運君退席、委員長着席

○小平芳平君 それは専門家の御意見を伺うことではございすけれども、このじん臓障害の方で、もう人工透析を受けるというほど治療を受けている方は、たいへんな障害者のわけだ。したがって、この法案を提案し審議し、そして衆議院で可決されていくわけですが、その辺の見通しが何もなく、ただりつぱな法律改正ができません。すよというだけでは済まされないうわけでしょう。

したがって、現在の内部疾患の方は、一般から三級、四級といふ言われまが、そうした現在の内部疾患の方に比べて、じん臓障害の方はどの辺に入るか。特に人工透析を受けている方は一級に入るのかどうか、その点をもう少しはつきりできせんか。

○政府委員(加藤威二君) このじん臓機能障害者を、今度、法律を改正いたしました身障者の中に入れるというところは、ねらいは、これは申すまでもなく人工じん臓によつて透析医療を受けるということでございす。それは身障者のランクが一級であらうと三級であらうと、とにかく、人工じん臓が必要だという場合には、これは更生医療ということ、無料で医療をやるということがねらいでございす。で、一応、これを実施いたしました場合には、特に何級でなければならぬということはないわけございす。しかし、透析医療というのをやるのは、じん臓がじん臓の機能を全部なくなつてしまつた。そういう非常に重度の障害でございす。それから、私どもいろいろあれでございすけれども、おそらく、そういう人たちは、患者さん方は、一級にランクされるのではないかと、思ひますけれども、それは専門家の先生方の御意見を聞いて定めたいと思ひます。

○小平芳平君 局長、自分がしろろとだんと言われたら困るじゃないですか、こつちばもつとしろろとなんです。この人工透析を受ける人は、一級であらうと三級であらうと公費負担になる。それはもう当然でしょう、人工透析を公費負担にするというんですから。

私がいま、はつきりさせていたきたいと言つてゐることは、人工透析を實際局長ごらんになつたことあります。透析を受けているところを。あの荒療治を厚生省の資料では週二回くらいなんです。三回ありますが、三回受けている人もあるのです。三回という、一日おきにそういうことを六時間八時間わたつて血液を全部入れかえるという、それはどの障害者はまあおそらく一級だろうと言われまが、私も当然一級だろうと思ひますが、それでよろしいですか。

○政府委員(加藤威二君) これは全く医学的にきめることございす。人工透析の適用者というものは、じん臓障害の中でも非常に重度の方だと思ひますので、まあ、専門家の御意見を聞いて正式にきめまされども、その等級表としては非常

七

に上のほうにいくんではないかというふうに考えます。

○小平芳平君 そうして、この透折を受けている方は、これからは公費負担にするというわけですが、この十月からですか。まるまる公費負担とは書いてないですね。収入に応じてとらえていると、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(加藤威二君) 厚生医療につきましては、そのある程度の、一定限度以上の収入のある方は一部負担していただく。さらに非常に所得のある方は、まあ全額負担していただくというふうなたてまえになっております。そういうことで、人工じん臓の場合におきまして、相当高額な所得のある方は、その医療費の一部を負担していただくことになろうと思っております。

○小平芳平君 それはそのとおり書いてありますね、一部負担していただくというところが、千円の三割負担なら、それは各人負担がそれほどこびしきないわけですよ。この人工透折は月にどのくらいかかりますか。その一部負担となりまして、どのくらいのクラスなら本人負担ができると思われませんか。

○政府委員(加藤威二君) 大体月に三十万ないし四十万かかると思っています。年間で四百万近くかかると思っています。その場合に、まあ健保の家族の場合には五割でございますが、大体年間二百万というところでございますので、非常に負担が大きいわけでございます。そこで、現在更生医療におきましては、医療費の徴収の基準がござります。その基準を——これは現在には少なくともこういう高額の更生医療というものは例がないわけでございます。従来、従来の更生医療の平均は大体十六万円程度でございます。しかも、大体一回か二回で更生医療というものは終わっちゃうというのが普通でございます。ところが、この透折医療というものはほとんど終生これをずっと続けなければならぬということとで、非常に膨大な医療費がかかろうと思っております。そういうことで徴収基準というものをこの法

案が通過の後におきましては早急に検討いたしまして、この透折医療に見合ったような形にこれは変更する必要があると思っております。その場合のねらいとしては、その膨大な、最低まあ健保の家族の場合には年間二百万くらいでございますが、二百万の負担をして、しかもある程度生活ができるという程度で、それから相当高額の所得の方になろうと思っております。そういう方はまあ負担していただくというふうなことで、とにかくこの透折医療の公費負担を自己負担でやったために生活が全然成り立たないというふうなことになるように、基準を考えてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 現に、これは新潟県の資料ですが、八十八人の方が、初めから申しますと健保本人が八十八人、そして五割負担が六人、国保で三割負担が五人、それから医療保護を受けておりますが、医療保護を受けている方も、負担なしが四十人、一部負担が十九人、こういうふうになっております。したがって、いま局長は月四十万くらいと言われますが、六十万となっておりませんか。ですから、こうした方が十月を待たないわけですか。十月を待たないで、もう今週、来週の透折を受けることがきわめて困難な状態にあるわけですか。きわめて困難な状態にあるわけですか。よくに十九人の十一人で三十人もあるわけですか。それから、そういう点でもう少し具体的に、こうした健保の本人の場合は別として、十月までとりあえずどういうふうな措置がとられるか、十月までは全く打つ手がなにか、そうして今度は公費負担が実施された場合に少なくともこのくらいの人には十分公費負担になりますかというふうに、もう少し具体的に御答弁いただきたいと思っております。

○政府委員(加藤威二君) これはまあ、十月から実施ということでございますので、十月以前につきましては、この法改正が動かないわけでございますので、身障法としては手の打ちようがないと思っております。ただ、現在受けておられる方で、一部負担にたえられないという方については、確かにわりのあいに生活保護の医療を受けておられる方が、先生も御指摘になりましたけれども相当あるようでございますので、やはり十月までどうしても医療費の負担にたえられないという方は、一時そういう生活保護の医療費というふうな方法でとにかくしのいでいただくということになろうと思っております。で、十月以降から、とにかく負担のある方々については、こういう更生医療の無料化というところで、非常なお金持ちとは別といたしまして、大半の方は無料になる、こういうことでござります。

○小平芳平君 ですから、そのたいへんなお金持ちというのをもう少し——いま人工透折を受けておられる方が一番心配しておられるわけですね。手放しで喜んでいて、いざ実現してみたら、毎回あなたは何千円、何万円というふうに自己負担がかかるようでは、せっかくの法律改正が何の意味もなくなっちゃうわけですね。もう少し具体的に何か想定してかからなければならぬのじゃないですか、厚生省としては。

○政府委員(加藤威二君) ですから、まだ具体的な数字は、これからまだ私ども基準をつくるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、とにかく透折医療を受けて、そしてある程度所得のある方は一部負担が若干出るかもしれないけれども、それは、その方の生活がその一部負担のために非常に困難な状態になるといふような一部負担は課さない、こういう予定、方針で一部負担の金額をきめてまいりたいというぐあいに考えております。

○小平芳平君 ジャその辺を信用しましてこれ以上繰り返しません、十分期待にこたえていただくような基準にしたいと思っております。それから、次に、人工透折の機械ですが、この機械は十分整備できますか。現在千五百五十台ですが、これをどのように整備される計画ですか。か、これをどのように整備される計画ですか。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもの整備計画では三百三十六台、今度の予算で必要数を見えるわけでございますが、そのうちの二百八十八台、約大部分のものは国並びに公的機関への補助金、あと四十八台というものが私的機関と考えております。

また、今後とも毎年におたりましてこの整備は続けなければなりません。今年やっておりますのは、今年全部やりまして、今年やっておりますのは来年そのままだと継続してまいります。したがって、来年また新発生する方の台数の余裕が非常にない、こういうことになりまして、来年発生する方につきましてはまたそれ相応の台数増をしなければならぬということで、年々繰り越す患者を見ながら整備をする、こういう方針でまいるつもりであります。ただ、いまのところ、私どもの予定では、まず十分に台数が整備できる、かように存じております。

○小平芳平君 いま局長は、四十六年度の九月で千五百五十台ですか、そうすると、厚生省から出された資料だと、四十六年十月現在においてわが国の人工じん臓保有台数は八百五十六台になっていまして、そういう点では一体どちらを信用していいかわからないのですが、おもに局長、公的医療機関で、一部民間においてと言われますけれども、公的病院と私立の病院と分けて現在どのくらいの比率になりますか。

す。この私的機関の中には実はこれはあらゆる小さいところもやるといふものでもございせんので、要するに私立大学等の大学病院等もこれを含めて予定しているわけでございします。

○小平芳平君 新潟ではどういふところでやっているか御存じですか、あるいは愛知県ではどういふところでやっているか御存じですか。

○政府委員(松尾正雄君) ちよつと新潟のこまかい数字はいまここに出てまいりませんが、たとえば愛知県で、いわば中心的にやっておりますのは社会保険の中京病院というところが中心であると存じております。

○小平芳平君 私は局長がいま言われるほどの公的機関が全国的に中心になって進めているかどうか疑問ですが、要は予定どおりの透析機械がそろい、同時にまたせつかく透析機械があるんです、お医者さんが病院をやめたためにもう透析機械はほこりをかぶっているというふうなことも新潟県の直江津では報告されているんです。そういう点ですね、やはり機械の整備とともにそういう従業員がそろわなければ何にもならないと思ひます。そういう点間違ひなくございしますか。

○政府委員(松尾正雄君) 人の訓練はもう御指摘のとおりだと思ひます。したがひまして、私どもの計画でも本年度の予算でもって医師並びに看護婦といふものは予算上は六十六名になっておりますけれども、実行上はもっと百名以上になるような計画で実施できると思ひますが、それは予算を持っておりまますので、そういう専門的な訓練を実施する、こういうことでございします。また国立のほりの病院、療養所等につきましましては、もうすでに実施して、終わっております。

○小平芳平君 私は、ここでひとつスモンの例を比較して申し上げたいわけですが、スモンの医療費補助はスモン患者総数のどのくらいに当たりまますか。

○政府委員(滝沢正君) 当初スモンの治療、研究費は六百人を予定しておりました、その中で実際に該当しますものが四百でございまして、入

院患者は大体スモンの疑いの患者もございすけれども、約五千の確実な患者、したがって入院の治療対象、それらをとりますと実態調査の結果では約一五%が入院、それから外来が六〇%、あと在宅が二五%という数字があるわけでございします。そうしますと、大体内院患者の生保とあるいは健康保本人を除きまして、四百人という数字は入院患者の自己負担のあるものの大部分はカバーできたんじやないか。ただ一部県によつては実施の時期のずれ等がございまして、總体的に初めての年でございしましたので、年度末の数字が四百ということ、スタートのころは二百というふうなことで、全体ならしめますと必ずしも通年して四百という数字ではございせんので、率としては最終的にはかなりカバーできる、こういうふうに考えております。

○小平芳平君 五千人のうちの四百人でしょう。NHKの和歌山県のをこらんになったんですか。現にこれこれしかじかのこういうスモン病患者でおりながら何らの対策が打たれていない。国では予算が余つて返すそうだけれども、そういう予算を余らして返すのに、一方では現にこれこれしかじかのスモン病患者がこういうふうな困つていふこと、それが現在の現況じゃありませんか。

○政府委員(滝沢正君) 和歌山の例も私も拝見いたしました、今回の入院措置が、本年度は入院患者に限りましたために和歌山の例のような在宅の方に医療費を四十七年度はこれを実施したいというところでたゞいま手続を進めておりますけれども、四十六年度中は残念ながら入院患者ということと限定して進めましたものですから、この点につきましては、できるだけあの実態の医療費の面では対応できるようにいたしてまいら、こういうふうな考えております。

○小平芳平君 人工透析の場合はいまのスモンとは違つて入院、在宅という区別がないからとにかく透析自体を公費負担にしようというんだから、そういうふうなことはいいと思ひますけれども、

ひとつ大臣からこうした公費負担、それから身障に入れるというところに対する大きな期待があるわけですが、スモンのようにあれだけはすされてしまつた。予算は余つて返した。そういうことでは何にも意味がなくなつてしまふわけですから、ひとつ大臣からしつかりした御答弁をいただきたい。

○国務大臣(斎藤昇君) スモンはこれは研究費といふことで出しておりますので、全患者に対して研究費の行き渡るようにとり考へる出発点が若干違つておると思ひます。

そこで、このたびの人工じん臓の人工透析、これはおつしやいますように、その必要がある者には全部行き渡るというようにいたしたい、そうすべきであるとかうに考えております。

先ほどから局長が答えておりましたように、よほど高額所得の方はこれは御遠慮いただかなければならぬかも知れませんが、普通の人たちに対しては全部行き渡るようにこれはどうしていたすべきである、かうに考えております。

○小平芳平君 それでは予定の時間がなくなりますので、最後に養護施設ですね、これから始めようという養護施設、それから福祉工場、こうした養護施設、福祉工場などは私の考へとしては身障者の福祉のためにそういう施設がつくられることはけつこうだと思ひます。この趣旨に反対ではないわけですが、いかにこの養護施設、福祉工場といふものが労働省とのかね合ひで、労働省でも同じような訓練施設あるいは身体障害者の工場があるわけですが、その辺のようには割り切つておられるか伺いたい。

それととも一つ、全国でどのくらい整備するにとり予定されているか、また十分可能なかどうか、その点について伺いたい。

○政府委員(加藤武二君) 養護施設につきましては、これは寝たきりの身体障害者を一生めんどう見るというところとございします、これは労働省との関係は競合関係は生じてこないと思ひます。これは四十七年度に入つた施設をつくつて五百六

十名でございすけれども、この対象の寝たきりで一生めんどう見なければならぬという身体障害者の方が大体四千三百名くらいおられるということとございします。したがつて、社会福祉施設整備五カ年計画の中に取り込みまして、早急にこの養護施設の増設をはかつてまいりたいというぐあひに考えております。

それから福祉工場につきましては、これは先生御指摘のとおり労働省との問題が、何と申しますか競合関係という点があると思ひます。しかし、まあ私どもといたしましては、まあこの身体障害者につきまして、身体障害者福祉法によりまして、あるいは基本法によりまして、やはり機能回復訓練、それから職業訓練というふうなもの、それから身体障害者の生活の確保、生計の確保といふような点はまあ厚生省としても推進していかなければならぬというところで、こういう重度身障者の福祉工場というのをモデル的に設置しようといふことでございします。これは労働省との所管の関係ではボーダーラインといふことになろうかと思ひますが、場合によつては競合といふことが言えるかも知れませんが、しかし、私どもといたしましては、こういう施設が非常に不十分でございします、労働省と厚生省といふものがある程度似たような施設をやつていくといふことも必ずしも身障者にとつてマイナスではないといふ感じがいたしますので、確かに労働省との競合関係といふことは突き詰めてまいればそういう問題が生じるかも知れませんが、しかし私どもといたしましては、厚生省的な社会福祉といふ面から見ましても、こういう施設はぜひ必要であらうといふことで、今後とも拡充につとめてまいりたいといふぐあひに考えております。

○小笠原貞子君 衆議院でいろいろ審議の状態なども議事録を拝見いたしまして、今度の法案でじん臓病患者の方たちに一歩前進だといふ意味で喜ばしいことだと思ひます。しかし、はたしてそれではほんとうに安心できるのかどうかということには、まだまだ不安が残されております。そうし

てまた、きょう私が特に質問をしたいことは、そういうよりなじん臓がたいへん悪くなつて人工透析をしなければならなくなつたという問題だけの解決では済まないと思うのです。やはりこういうようなことが起こらないような予防策というのが非常におくれていたのでないか。そして私などの考えでは、昔からじん臓といえばあまり子供には見られなかつたのに、このごろほんとに小さい幼稚園に行くまでの子供たちに、どこが悪いのと聞いたら、じん臓が悪いというよりなことで、たいへんそれが目につくようになりました。それで最初にお伺いしたいと思いますが、じん臓病関連患者数というのが年々ふえているというふうに私のほうでは見ておりますが、実態はどうなっているのかという点と、それからまたじん不全になる方が多いじん炎またネフローゼ患者というのが一番多いというのは、一体どの年齢層に多いのかということをお答えいただきたいと思います。

○政府委員（松尾正雄君）

を入れました、私どもが医療機関にかかっております患者数ということで把握いたしておりますのは、御指摘のように多少ふえる傾向がございます。たとえば、昭和四十年の一日当たりの患者数が三万七千三百五十四人、四十一年三万八千九百三十一人、四十二年は多少減りまして三万五千五百九十五人、四十三年は三万九千三百九名、四十四年は四万五千四十、四十五年が四万五千四十五、こういうことでございますので、最近多少ふえていくというような傾向になっております。

それからちよつとこまかい年齢別の区分はいます
直ちにできませんので、後ほどお答え申し上げます。

○小笠原貞子君 多少ふえるというよりなお答えてございましたけれども、厚生省のはうへ私のほうで伺いましたしたら、四十三年度で四十万二千五百十人、四十四年度四十二万七千九百九十五人ということになりますと、一年で約二万五千人という患者数がふえているという数字が見られる

わけなんで、まあ多いか少ないかというのはどう
いう基準にして言われるかというのは一つの問題
だろうと思いますけれども、やはりこういう、
かかれば非常に慢性になりやすい、悪化すれば非
常に高額の治療費を負担しなければならないとい
う患者の側から立って考えますれば、決してわず
かの増加だというようなことでは片づけられな
い。やはりこの増加につきましては大きな問題だ
というふうに私は見ていかなければならないのだ
と思うわけです。それから年齢別のこまかい数字
は別に必要はないと思いますけれども、全体的に
言えることは、たとえばじん炎、ネフローゼ患者と
いうようなじん疾患に悩んでいる患者さんが非常
に青年、壮年の方たちに多いというふうに私のほ
うでは見ているのですけれども、そういうふうな
結果になっておきますでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) 非常に慢性化したまま
して、ここでいろいろな問題になりますような方々
が、それは御指摘のような年齢層から上に多く
なっております。

○小笠原眞子君　そういうふうな年齢層を考えてみますと、やはり働き盛りの青壮年層に多い、しかもそれは一家の生計をささえなければならぬという方たちに非常に多いということなんでござえます。そういうことから考えますと、どうしてもしもそういうことが起こらないような早期発見、早期治療ということが根本的に行なわれていなければ、年々ふえるという傾向を食い止めることができないと思うわけなんですけれども、早期発見、早期治療に対してどういうふうな御意見をお持ちでいらつしやいますでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) これはただいまの患者の数につきましては、お話のように、青壮年に多いという傾向がございます。ただ、早期発見、早期治療という意味では、子供につきまして、特に学齢児ににつきましてはかなりの患者の発生が見られますことと、早期に発見し早期に治療すれば、治療法も進んでおりますので、相当の効果が期待できる。そういったような意味におきまして、一つは、乳幼児

の検診におきまして、先ほどもお答え申し上げましたように、今後できるだけ尿の検査等の項目も加えまして、早期に発見することができるような対策を講じたい。これは今年度におきましても、すでにいろいろと地方にも依頼をいたしまして、父兄の協力も得まして、できるだけ検診体制を強めてまいりたいということで、二、三の県においてはすでに取り上げられているわけでございまして、今後の方向といたしましては、全国的にこれを先行ない得るようになりたいと考えております。それから治療体制につきましては、特に先ほど申し上げました学齢児につきまして、じん炎、

ネフロゼはかなり長期の治療を要するというところで、その期間教育が全く空白になりますと、健全育成の上におきまして、たとえ病気がなおつても非常に人格形成の上で欠陥があるというようなことになると思いますので、四十七年度におき

ましては、治療研究費といたしまして、ベッドスクールに入っておりまうじん炎、ネフローゼの児童に対して、県にも協力を依頼いたしまして、国と都道府県とで治療研究費を支出いたしまして、公費をもつて教育を受けながら治療を続けることが出来るような体制をとっておるところでございます。

○小笠原貞子君　御決定いただきましてたいへん、
ありがたいと思いますが、私のほうでもちよつと調
べてみましたら、京都市の場合には三歳児の健康
診断の場合に、無料で四十七年五月から実施をし
ております。これはまだ結果は出ておりませんの
で、その結果の数はわかりませんけれども、対象
者二万六千八百のうち、受診者が七〇％受けてい
るというような結果が出ておりますので、この結
果はまた一つ大きな参考になると思ひますけれ
ども、それから小・中・高の検尿実施の場合も、京
都は四十年から実施をしております。そうして四
十五年から公費負担ということでいたしまして、
四十四年度の結果が出ておりましたので、それ
を合わせましたところ、小・中学校の検尿の結
果、検査人員が十二万六千二百五十八人、小中全

わせてです。その中で、じん炎、ネフローゼの罹
患児というのが、小学生で八十人、それから中学
校で九十五人という数字が出ております。

それから神奈川県でも検査をいたしておりま
す。神奈川県の場合には去年いたしまして、三
十三万人の小・中・高校生に尿検査をいたしま
した。そのうち要受診者になっている者が五百五
十九名、じん疾患者として発見された者が百九十
一名というような数が報告されました。神奈川の場合
には、公立の場合は無料、そして私立の場合
には五十円というような費用の負担というのが行
なわれているわけなんです。

先ほど局長言われましたように、やはりこういうような幼児とか学齡児とかで尿検査をすれば、相当発見ということも早くなり、治療、回復という道にもつながると、そう思うわけなんです。

それで、松下局長のほうにお伺いしたいのですけれども、具体的に三歳児検診の場合、いままでは母子保健法の施行規則で、いわゆる問診とか外見の検査というものが行なわれておりますが、このじん臓病対策のほうから考えれば、やはりこの三歳児検診のときに尿検査というものもやっていくということが制度的に保障されていかないと、やっぱりちょっと不十分じゃないかというふうに考えるのですけれども、三歳児検診の場合にそういうことをお考えいただけるのかどうか、御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(松下廉蔵君) 先ほどお答えいたしましたのも、そういう御趣旨に沿って今後検討いたしたい、努力いたしたいという趣旨でございます。御指摘のように高たん白の尿が出ますので、検査は比較的簡易にできるわけでございます。テストテープを使ひまして、できるだけ検査できる体制を次年度から整備いたしたいと考えております。

○小笠原貞子君　それでは御検討いただくということ、この三歳児検診の中にそういう尿検査という項目も一つ加えるというふうに具体的に御検

討いたくというふうな解釈してよろしいのか、それから早急にと言われますけれども、もうまたそろそろ来年度の概算予算もおつくりにならないければならないと思ひますけれども、そういう概算要求に組み込むということも含めて、来年度には何とか実施できるようにという御検討の目標でいらつしやるかどうか、ちよつと詰めてお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(松下廉蔵君) 御指摘のとおりに考えております。

○小笠原貞子君 それじゃ、ぜひ来年度のところ予算もつけて、そういうような検査で子供のときに発見して治療していただくというふうな方法をぜひ実現していただくようにお願いしたいと思ひます。

それから文部省のほうへお伺いしたいと思ひますけれども、三歳児検査ということだけでは済みませんで、やはりたん白が出るものと出ないものとときとございしますし、まあ毎月なんというのはどうも無理だと思ひますけれども、今度は学齢児の場合にどうしてそこでやつていただかなければならないかと思ひます。先ほどあげましたように京都、神奈川というところではやつておりますけれども、全国的に文部省として、学齢児に対してその検査ということはどういうふうな具体的なお考えをお持ちになつていらつしやるか、お伺いしたいと思ひます。

○説明員(橋本真君) お答え申し上げます。いまおつしやいましたように、確かに都道府県で独自にやつておるといふ都道府県がございします。しかしながら、これは指導等で行ないます場合の限界もございしますので、現在御存じのように児童生徒の健康診断といふのは学校保健法に基づきましてしていただいておりますが、その中で検尿といふことに關しましては、じん臓の疾患は「その他の疾病、異常」の中に入つておりました。「その他の疾病、異常」の検査につきましては、臨床医学的検査とか、あるいはその他の検査で行なうということになつておりました。検尿が学校保健法に基づ

きますところの定期の健康診断等の際の必須の項目にはなつておりません。これが現在の状況でございます。ところが現在この児童生徒の健康の保持増進ということにつきまして、私どものほうの保健体育審議会に諮問をいたして、おどまっておりますが、その御審議のいたしておる最中でございします。その御審議の中におきまして、最近のこのじん臓疾患というふうなものは、非常に数は少のうございしますけれども、なおざりにすることの大きな疾病である、早期発見ということが非常に大事であるという御意見から、検尿というものを必須の項目にすべきであるという御意見がございします。近々審議会からの報告等もございします。その御審議のいたしておる最中でございします。その御審議の中におきまして、最近のこのじん臓疾患というふうなものは、非常に数は少のうございしますけれども、なおざりにすることの大きな疾病である、早期発見ということが非常に大事であるという御意見から、検尿というものを必須の項目にすべきであるという御意見がございします。近々審議会からの報告等もございします。その御審議のいたしておる最中でございします。

○小笠原貞子君 当然各地方の教育委員会の方からもそういうような御意見があつてきています。思ひますけれども、近々審議会からの御意見をとおつしやいますけれども、その審議会が近くというのはいつごろ結果的には答申されますんでしょう。

○説明員(橋本真君) 審議会のほうのスケジュールでございますので、はっきりしたことは申し上げかねますが、この六月ないしは七月早々あたりには中間報告というふうな形が出るものであろうと期待はいたしております。

○小笠原貞子君 そこで、私は当然出されると思ふんですけれども、もしそこで十分な答申にならなくても、文部省の立場で、学校保健法ですか、それにならぬからというのではなくて、積極的に学齢児の検査をやすべきだというふうな、文部省独自として積極的な姿勢で検討するということお持ちでいただけたらいい。

○説明員(橋本真君) 先ほど申し上げましたように、現在でも私どものほうで行政的な指導をいたしまして、各都府県にやらせております。それが、約四十数都府県あるかと思ひますが、まだそれでは限界はございしますというふうな申し上げましたので、私どものほうもそういうことに

つきまして、特に検尿というふうなことにつきまして前向きに考えておる次第でございます。

○小笠原貞子君 前向きに当然考えていただかなければいけないんですけれども、前向きに考えても、なかなかそこまできなかつたなんという結果になつて困りますので、たいへんくどいようございしますけれども、そういう場合に、学童の検尿をやるといふ場合には、予算的に一人どれくらいのお金がかかるのか、全国的にそういうふうな制度化した場合にはどの程度の予算を組み込めばいいのかというふうな、前向きならばその辺まで具体的に御検討をいただけてきたかどうか。その辺ちよつとお伺いいたします。

○説明員(橋本真君) いままで、特に先生おつしやいますように、厳密な意味での具体的な検討というふうな、金額をはじくとか、そういうことはまだやつておりません。大体一人当たり五十円見当の負担といふんです。検査費用といふんです。か、そういうものでできる簡便な方法があるということは承知いたしております。

○小笠原貞子君 そういうふうなことで、決したいへんな高額というわけでもありませんし、やはり健康を守るという立場から考えますと、あとでも、またたいへんな高額医療の負担を出すよりも、このところできちつと出しておいたほうが、経済的に考えても、たいへん私は効果的だと、そう思ひます。文部省としてもそういうふうな答申もいただきた、文部省としてもそういうふうなやり方とおつしやるならば、予算的にも一体どの程度かかるかというふうなことも御検討いただいて、そしてもう早くしないと間に合いませんでね、そして概算要求に入らないと、なかなかあとで加えるなんというのも加えていただけたらいいので、ここの概算要求には制度化すること、そして予算にも入れていただくというふうな、私にはやつていただきたと思ひますけれども、その辺の見通しとお考えはいかがでございますか。

○説明員(橋本真君) 先生御指摘のような方向で努力してまいりたいと思つております。

○小笠原貞子君 努力していただくのはさつきから伺つておりますので、ここの概算要求から、そういうふうな制度的にも予算的にも出していただくというふうな私のほうで考えても、期待してもよろしいような御努力でございします。おそれ入りますが、その辺もうちよつといひ御返事をいただきた。

○説明員(橋本真君) 私のことは足りませんで、そのような趣旨でございします。よろしくお願いいたします。

○小笠原貞子君 どうもありがとうございます。それじゃもうぜひ期待を裏切らないで、私たちの願いを聞いていただきたと思ひます。

それでは、次の問題に移らせていただきたと思ひます。内部障害者の等級の問題で伺ひしたんですけれども、いま内部障害者の等級が二級が抜けて、一級、三級、四級ということになつていくというわけなんです。事実そのとおりでございします。

○政府委員(加藤武二君) そのとおりでございます。○小笠原貞子君 体幹障害者の場合には七級まであつて、内部障害者が一級と、二級が抜けて三、四しかないというのはいささかどうもさういふことなんでしょうかというのが私の、しろうとのちよつとお聞きしたいところなんです。それで第六十五国会で「結核対策強化に関する請願」というものが採択されました。そのとき厚生省のほうの御答弁で「内部障害者について身体障害者の範囲を六級までに拡大することについては、今後とも努力してまいりたい」というふうな書かれておりましたのを見ました。その後一年たちましたのですが、その後の御努力はどのようになされておりますでしょうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(加藤武二君) 手足の不自由、肢体不自由、あるいは聴覚とか、それから目の視覚というふうな感覚機能、こういうものについては、どの程度の障害は何級ということ、これは外見的に

もある程度はつきりいたしますし、それからいんななはかる機械、目とか聴力でしたらはかる機械もございまして、等級のランクを分けやすいと思っております。それが内部障害だと、これはまあ私から御説明するまでもございせんけれども、非常にそういうのはかる、メジャーといいますが、そういうのはかる基準がなかなかないというふうなことで、おそらくその等級の区分が非常に少なくなっているのだらうと思っております。それで先生御指摘のとおり、一級と、それから二級が抜けていて、三級、四級というふうな形になっております。これは先ほど申し上げましたけれども、専門の先生方がその上の肢体不自由とのパランスをとりながら考えられてきめられた線でございます。で、確かに前に先生御指摘の結核については、厚生省でもそういう答弁をいたしておるようでございますが、それにつきましては、今度じんの人工透析、じんの障害者を内部障害に入れますが、その場合に当然その等級等について専門の先生方に御相談いたします。そのときに一から四までと、五級、六級というものにランクできないか、そういう点をよく御相談してみたいと思っております。

○政府委員(加藤威二君) 実は私はつきり記憶がございせんけれども、おそらくそういう専門の先生方が集まられたときには、こういう請願があるというところは説明したのだらうと思っております。しかしその後、どうして五級、六級、あるいは七級というものにランクできない、こういう理由で、こうだということとは私も聞いておりませんが、その点非常に満足な御答弁はできませんが、これは先ほど申し上げましたように、早急に今度この問題のために専門の先生方に集まっていたでございますので、そのおりに、私から直接もつと下先生方に尋ねてお願いしてみたいと思っております。

○小笠原貞子君 とうとういまして、おたくのほうは、そういう問題は担当になるわけなんです。ね。そうしたら、いま私が伺いましたのは、この六十五国会からあと具体的にどういうふうに検討されたかということについて、いまの御答弁だと、そういうふうなことはつきりした討議がされたかどうかというところはわからない、報告を聞いていないというふうな御答弁の趣旨のようでございます。したが、そうすると結果的には何と具体的な問題として提起されて、討議されていなかった、正式な報告はなかったというふうに理解されるのですが、そういうことになりましたか。

○政府委員(加藤威二君) 討議されなかったということかどうか、はなはだ申しわけないのですけれども、私はその結論については聞いておりません。ですから、おそらく討議されたとしても、具体的な結論が出なかったのじゃないかと思っておりますが、その点はさらに確めてみたいと思っております。

○小笠原貞子君 おたくが聞いていないということになると、おたくが担当のところで、聞いていないということになると、それでそのままずっとほっておかれたというのには、ちょっと無責任じゃないかと思うのですけれども、やはり厚生省として、今後検討したいというように、そういう請願を受けてお答えになったら、やはり少なくとも組織的にそういう先生方に集まっていたかどうかいろいろ機関があると思っておりますけれども、そこにかけて、一体どうなんだという検討がされなければ、請願がききました、検討しなさい。だから毎回毎回、同じ検討しなさい、お願いしますと、繰り返されてしまつて、そうして患者さんたちは非常に苦勞して、その苦勞の中で、ほんとうに患者さんで苦勞から、からだもたいへんな中で、また経済的にも職場を休んだり、また交通費も使つて出ていらつしやるのに、これを聞いたなら、きつと患者さんがつかりなされると思うのですね。いまの御答弁、それ以上出ないと思つておられますけれども、これからそういうことがないように、やはり厚生省として、こういうような答弁をしたということについては、やはり責任を持つていただかないと、そこにはやはり私たちの不信というものが出てくるわけなんです、私もいやなことを重ねて申し上げなければならなくなるわけで、済んだことはしかたがないとしても、これから、この次、私が質問するまでは必ずその結果が具体的に、こういう場でこういうふうに検討された結果、こうだったというものを提出していただくということをお約束していただきたいと思います。いかがでございますか。

○政府委員(加藤威二君) この場ではつきり御返答できなかつたことについては深くおわびを申し上げます。上げていたと思つて、さらに帰つてよく確かめまして、そうして御返事したいと思つております。

○小笠原貞子君 それでは障害年金の等級をきめる中委員会というのがございまして、その中委員会が六級まで必要だという結論が出たというのを私何ておられますが、これは間違いないと思つてよろしいか。

○政府委員(加藤威二君) 中委員会は、これは年金のほうの障害等級について再検討しているというので、私のほうの等級の分け方はちよつと違いますので、詳細には存じておりません。

の障害と内部障害の場合と、私非常に矛盾だと思ふことがあるわけなんです。たとえば体幹で指がないというふうな場合で障害手帳をもらつて六級以上だというふうな方、しかし内部で、低肺機能といふは指数六〇でも、その指がないというのとはそれは不便かもしれせんけれども、日常行動したりする活動というのはいはいて支障はないわけですね。ところが内部疾患は、この前から私何度も質問いたしました。低肺機能でいへば、五体は全部そろつておりますけれども、指数が六〇というところでは、たいへん労働するということにも困難だし、やはり障害というふうでは、内部障害というのが非常に大きなウェイトを占めてくるんじゃないか、そうすると、先ほどからきめていくということをおつしやいまして、それはそのとおりだと思つておられますけれども、体幹みだいに指が何本とか、腕がここからだとかというふうな、そういう機械的なきめ方はできないとしても、やはりメジャーもたいへんむずかしいかもしれせんけれども、そういう内部障害者の心臓とか結核とか、今度じん臓が入りますが、そういうような場合の障害者というものの立場を十分お考えいただいて、そうして等級も拡大をしていただくというのをぜひやつていただきたいと思います。私も社労になりましていろいろな方たちがいらつしやいます。そうしますと、いらつしやつて、そうして指のない方のほうがすわつてじつとしていらつしやる。で、障害手帳に入らないような内部障害者の方、そのほうが、すわつたとたんにもうふうつといつてたいへん疲れていらつしやるというふうな現実を見ましても、やはりこれは外形的なメジャーではかれないという困難さはあると思つておられますけれども、困難だからということではやはり避けられないと思つておられます。その困難なところを、どういふふうにして国民の命を守るかというのが厚生省のお役目でございますから、たいへん困難だと思つておられますけれども、じん不全も含めて、内部障害者の等級の拡大ということについては慎重に考えて、前向きな再検討ということをぜひお願いいたします。

○小笠原貞子君 それで今度は身体の、体幹のほう

いと思うんですが、その点どうお考えになります
でしょうか。

○政府委員(加藤蔵二君) 先ほど申し上げましたように、このじん臓障害を身体障害者の中に加えるということに関連しまして、当然早急に専門の先生方に集まっていたら、この等級をきめなければなりませんので、その際専門の先生方の御意見を十分承りまして、先生の御趣旨もよくお伝えして、そうして適切な処置をいたしたいと思ひます。

○小笠原貞子君　もちろん専門の先生の御意見をよく伺つていただきたいと思ひます。しろうとの考へてはいけなひと思ひますけれども、やはり患者さんたちの実態とか、患者さんたちの実情も、きつと諸願などで行かれると思ひますけれども、そのときにはよくお聞きたいだいて、ほんとうに血の通つた行政的な立場でやつていただきたいと思ひうことをお願いして、次の問題に移りたいと思ひます。

次に、人工じん臓の問題なんですけれども、これはもう衆議院段階でもずいぶん論議されておりますが、たいへん大型であること、それから使用が専門的でむずかしいということ、またお金がかかるといういろいろな問題が出て、やはりそれがもつと小型化されて、そうして家庭でも、できたら人工透析できるというような方法というものも考えたい、また大体これでいけそうだというような御答弁、先ほどあったようにすけれども、実情を聞いてみますと、非常にそういう設備があるところというのは都市部に片寄っております。で、ある御婦人の場合でも、子供さんがいます。で、そうして東京まで人工透析に通らっしゃって、そうして東京まで人工透析に行き、そうすると、朝四時に起きて、子供を連れて、東京の実家へ子供を預けて、自分が病院へ行って、そして八時間かかりますね、人工透析するの。その八時間、人工透析やってもらつて、また今度子供を実家から連れてきて、汽車に乗って帰るといふような実情を聞いてみますと、ほんとうに数があればできるからというような問題

じやなくて、もういろいろな付随したたいへんな問題が起きてくるわけなんです。そこで、やはり小型化されたもの、そして安くできるようなものというような研究というのが当然なされなければならぬと思うんですけれども、そういうような小型化、それから安くできるというような人工じ臓の開発についての御検討というものがどの程度なされておりますでしょうか。

○政府委員（松尾正雄君） ただいまの例のよう

に、非常に東京までわざわざおいでになるという
ようなことは今後のこの計画の中ではなくした
い。したがって、その整備計画につきまして
も、いろいろな機関の分布の問題等は十分ひとつ
都道府県を含めまして、それぞれその分担を、病
院がかってに私がやりたいということを手をあげ
るといふのじゃなくて、この国立病院がやるんだ
から隣の病院はやらなくてほかの県立病院がやる
と、こういうふうな分布も十分考慮して計画を詰
めておるのでございまして、できるだけそういう
網の目もこまかくいたしてまいりたいと思ってお
ります。

それから今日の小型の透析の研究でございますけれども、私どももやはり能率のいい透析の人工じん臓というものの開発、これも当然に必要なことだと思ひまして、すでにもう私どもは四十四年に おきまして新医療技術研究助成費で、金額でいいますとこれは百三十万から百五十万程度のものを研究費として出してありますが、そのほかにまた新医療技術研究費という形の予算がございまして、これを四十四年四百七十万、四十五年は五百三十万、四十六年に九百万、こういうような形で主としてその小型化というものの研究をお願いいたしておるのでございます。

それからさらに、これはかなり進んでまいりましたので、いわゆる科学技術庁が小型研究として乗り出していただき、四十六年度には千二百万という予算で、科学技術庁の特別調整費でもってこれを援助してもらっております。また四十七年は、まだこれはきまつておるわけじゃないま

んけれども、さらに千九百万程度出してくれるのではないかとというような折衝になっておりまして、私どももこういう小型化という方向に向かって、また能率のいい方向ということで進んでまいっております。

それからそのほかに関連いたしましたししては、ものと基本的な研究も必要でございます。たとえば血液の血管そのものを外でつなぎますときの人工血管の問題あるいは新しい吸着というよりな問題をほかの物質でやってみるというよりなこと、これらを新技術の開発の中で、これは人工透折だけだというわけにはまいりません。これに関連する基礎研究として進めさせております。

○小笠原貞子君　いろいろお金も出して研究をされておるといふことでけっこうだと思えますけれども、それはどういふところにその研究費用といふものが出されているんでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) 大体この研究につきましては、共同研究という形をとらせておりました。研究班をつくらせております。まあいまの小型じん臓の研究で言えば、たとえば東京医科歯科の大い教授が主任研究者ということになりました。そ

れにいろいろな関係者、たとえば化学工業の関係の人たち、あるいはいわゆる機械の関係の方々、こういう方々もそのメンバーの中に入りまして、そしてやはり十名前後の少なくとも研究者が一つのグループをつくるということで、それぞれその研究を進めるという方向で打ち合わせながらやる、こういう共同研究の方式で進めておられます。

○小笠原貞子君 私、いつかNHKを見ていたら、ちょうど人工透析の大きな特集番組がございましてね、あのときに、どこでしたっけ、私ちょっと調べる時間がありませんでしたけれど

も、和歌山でしたかの中小企業の方が人工じん臓
一生懸命研究して、そして、三重だったでしたか
ね。ちよつと記憶ございません。そちらで御承知
かと思ひますけれども、実際にそうやつて機械を
つくつて、そして大学と連絡をとりながら研究し
ている、非常に苦勞をしながらやつていらつしや

るといふのを見まして、ああ、こういうふうに具
体的に機械を改良しながら小型化して、しかも大
学でもそれを使用してというようなところまで進
んでいるというところに、ここにも一つ予算的な
措置を講じていただければ、もっとこれが効果的
な開発になるのではないかと、いうふうにそのとき
つくづく見ておったのですけれども、いまのお話
ですと、まあ理論的にグループをつくつてという
ような研究になっておりますけれども、具体的に
そういう医療器械をつくる、中小企業であらう
と、そういうメーカーが、どういふものを研究し
ているかというようなことの実態というものを御
調査なすつて、おわかりになっていらつしやるの
かどうか。そして、もしそういうことがおわかり
になつていれば、そういうものに對しての助成と
いうようなものは考えていらつしやるのかどう
か、その辺いかがお考えでいらつしやまいしょ
うか。

○政府委員(松尾正雄君) 個々の方々、あるいはいろいろなメーカー等がいろいろ研究しているといふのを全部私どもが把握するといふことはちよつとできない問題でございますが、たとえばいまのような事例で、たとえばその所在の大学と十分臨牀的にもその他の面からでも、開発しながらやっておられるということであれば、これは当然私どももこういう研究班をいろいろ公募したりしておるわけでございますので、むしろ一般の方にはわかりにくくても、たとえば大学の先生方が、それじゃこのメンバーに入ろうじゃないかというお申し出がございますれば、われわれのほうからその研究班の中に迎えて広めてまいりたいというように考えます。

○小笠原貞子君　これも私がしろうとの立場でそのNHKの特集を見まして、そうして人工透析の機械が小型化されていくという段階を見ます。一度お伺いしたいと思っておりますので、ぜひNHKのはりにお問い合わせていただいて、それは必ず場所もわかりますし、どの程度のものであるかとい

機軸が小型化されて開発の道に進んでいるかとい

うのもわかると思いますので、それも決して學術的な權威のある方がやっていらつしやるわけじゃございませんけれども、実際にはそういうよりな立場で貢獻していらつしやるとすれば民間人であろうと、やはりその力、それから能力というものを引き上げていただきたいと思うので、その辺のところを具体的にお調べいただくことをお願いしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(松尾正雄君) さつそくNHKにも問
い合わせてみまして、具体的にひとつ調べてみた
いと思います。

○小笠原貞子君 それじゃ、たいへん私のほうで
わからないことをお願いして、——当然やつてい
ただけろと思ひますのでよろしくその点をお願い
したいと思ひます。

それでは時間もございます。最後に運賃割引の問題の具体的な問題でひとつ伺いたいと思いますが、運賃割引も内部障害者には現在適用されておられません。それで厚生省としては、昭和四十二年の九月九日付で、社会局長、児童家庭局長名で国鉄に対して、内部障害者もその他の障害者と身体的ハンディキャップは同じであるので、運賃割引の適用を再検討してほしい旨の要望が出されたと伺うわけなんですけれども、これが四十二年九月九日でございます。そうしますと、もう五年たっておりますので、そういうようなお気持ちで要望なさったならば、その後具体的に正式な文書とかまた話し合いを申し入れるとかというようなことはされたと思ふんですけれども、この五年間に具体的にはどのように内部障害者の国鉄運賃割引について正式に御検討いただきましたでしょうか、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(加藤蔵二君) 四十二年に申し入れをいたしましたことは御指摘のとおりでございますが、その後、四十七年の三月に六十七国会の採択諸願がありまして、それを私のほうから運輸省のほうに送りまして、そして、こういう要望があるけれども、これをひとつやってもらいたいという

ことを申し送りましたところ、四十七年三月十三日に運輸省の鉄道監督局長から私あてに要望には沿いたいという返事が参つております。

○小笠原貞子君　たいへんいやなことばっかり申し上げるんですけれども、四十二年にお出しになつて四十七年三月といひますと約四年半そのまゝになつていたということになりますですね。その辺、さっきの問題と同じで、たいへん加藤局長にいやなことばかり集中するようで申しわけないんですけれども、やはり患者さんの立場で毎回請願して要望していることから考えますと、四年半ほつておかれたというのはどうにも私はがまんがならないんですね。だからその辺のところをほんとうに考えていただきたいと思ひますけれども、四年半ほつとかれたというのはいふまでもないと思ひますけれども、私の言うほうが無理でしょうか。

○政府委員(加藤蔵二君) これはまあ国鉄が、御承知のように非常に財政的に苦しいということもまああると思いますが、四十二年に申し入れましたし、またときも非常にその点についてはなかなかうんと言ってもらえないということで、正式に文書でその後出しましたのは四十七年三月でございますけれども、国会でもいろいろ御議論はなされただろうと思いますし、そのつど正式な文書ではないかもしれませんが、接触はしていたと思います。しかしながら、必ずしもそれが、実現されていないということは私どもにも先生御指摘のとおり、必ずしもその努力が万全でなかったという点はあろうと思いますが、しかし国鉄のほうもなかなか事情が苦しいようでございます。どうしても必要なら厚生省のほうでその予算を組んだらどうかというふうなことになって水かたけ論になつちやうわけでございます。私のほうといたしましては、この身障者の基本法に、やはり国鉄ではそういう配慮をすべきであるという、法律にそういう根拠がございますから、それでこれはやはり国鉄のほうでやつてもらいたいということと主張するわけでございます。そこでまあ水かた

け論になって推移しているというのが現状でございます。

○小笠原貞子君　大臣ね、お聞きただたいでありますように、こりいうお願いをして、何とかという御答弁はいただいたまま四年半もほっておかれるというよりなことでは、御答弁いただいたことがこれほんとうなんだろうかというふうにたいへん不信感を持つような結果になりまして残念なことだと思えますし、また第三者としては残念だということばで済みますけれども、患者さん御自身の立場から立てば、これはほんとうにいたたまれない問題だと思うので、大臣としてもその辺のところは十分お考えおきいただきたいと思うわけでございます。御答弁は最後でけっこうでございますから。

続いて次の問題に移らせていただきますけれども、今度、傷痍軍人の場合ですと傷痍軍人援護法法ですか、戦傷病者援護法というのですか、あの二十三条でやはり無賃といいますが、国鉄運賃割引というのが出されているわけなんです。

その前に済みませんが、きょう国鉄の方は来ていらっしやいますか。——それじゃ国鉄にお伺いしようと思つたのですけれども、私のほうの手邊いでそういうことになりましたのですが、一応厚生省として交渉していただく場合の御参考になればと思つて、お伺いしたいと思ひますけれども、いま言つたような戦傷病者の場合には国鉄運賃割引が法として出ているわけなんです。それでその中を調べてみますと、体幹障害者だけではなくて結核、心臓も入っているわけなんです。そうすると国鉄のほうでは傷疾軍人の場合には、いわゆる内部障害者も運賃割引をしているということになるわけなんです。そうすると理論的に言へば差別するのはおかしいんじゃないかと、やはり戦傷病者という、直接戦争の犠牲者ということの違いはあるにしても、病氣になられた方たちは好ましくこのんで病氣になつたのではなくて、いまの高成長政策の中でも非常に労働強化とかいろいろな社会的な要因で病氣を持たれた方だとすれ

ば、傷痍軍人の場合には内部障害者も運賃割引という適用を受けているんだという立場からも、国鉄としても考えてほしいというような立場で話し合いを進めていただきたいと思っております。私のほうの立場から言いますれば、国鉄が赤字だということは私のほうでは承認していませんから、当然国鉄もみんな一緒に出してあげなさいということが言えるわけなんですけれども、それはおきまして、いままでのいきさつから見ますと、厚生省が頼みました、国鉄は予算がありませんというのではこれはキャッチボールみたいなものです。何年間かこう行ったり来たりしているということなんです。その辺のところを何とか考えていただきたいというふうにお願したいわけなんです、具体的に話を詰めていただきたい。そういういま戦傷病者の場合には内部身障者の場合も入っているじゃないか。国鉄赤字だと言っておりますけれども、この身障者の場合には厚生省が予算を出していらないしやいますでしよ、国鉄のほうに。戦傷病者の障害者の場合には出していらっしやるのですよ。そうすると、そういうことを考えれば、国鉄がどうしてもいやだと言ったら、そうかと言ってまたキャッチボールするのじゃなくて、厚生省から出すということも考えていただけじゃないか。私のほうからは、こつちから出せというよりなことは申し上げませんけれども、その辺のところを行政の立場に立って考えていただきたいと、こう思うわけなんです。それから国鉄のほうにそれを申し入れていただく場合にもう一つ具体的にお願いしたいのですが、それは国鉄には予算がないということで断わられないで済むんです。それはいま身体障害者の方たちが国鉄で割り引きされているのは四十五年度で約九億近くの額になつてゐるということなんです。しかし内部身障者の場合には体幹の場合と違ってそんなに旅行するなというような体力もありませんから、予算的には非常にこれよりも少なくなると思えます、試算してみると。それも一つ言っていたきたいことと、それからお金が全然かからないことと

で、お願いしたいことがあるのです。それは旅行

しますときに、指定券とか寝台車を取りますです
よね、そういうような場合に、込みますと、すご
く並ばなければならぬわけなんです。そうす
ると、私たち元氣な者でも、並んでそれを取るとい
うのはたいへんからだ疲れます。だから、そうい
うのを、手帳を持っていて障害者の場合には指定
券とそれから寝台券というようにものを優先的に
回していただくということは予算的にも変わりは
ないわけなんです。ぜひそのことも国鉄のほう
にお申し入れをいただいて検討していただくと
いうことを厚生省のほうにも私お願いしたいと思
うんですけれども、そういうような内容をもって
御検討いただくことをやっていただけたらどう
か。また前向きでやりましようというのではな
く、少なくとも、いつごろまでにはやっていただ
けるかどうかということをお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(加藤蔵二君) 先生のお話のありまし
た戦傷病者につきましては、予算は運輸省のほう
で組んでいるという話を聞いております。それで、
厚生省は事務費的なものは若干組んでいるようで
ございますが、運賃については運輸省で組んでい
るということでございます。

もちろんそういう対策が身障者、一般内部障害
者についてやってもらえば、これはまあ国鉄とし
ても異論はないところだと思いますが、この問題に
つきましては、まあ私も、しかし、身体障害
者という範囲、範疇に内部障害者も入れたという
ことであれば、これは取り扱いは一掃にしてもら
いたいということでありまして、さらに運輸省
に、あるいは国鉄に要求をしてまいりたいと思
います。

それから、いま指定券についての優先的に取り
扱うという点につきましても、私のほうでよく検
討しました上で、これは事務的に持つていただ
いじょうふだということであれば、また国鉄と折
衝していきたいと思います。

○小笠原貞子君 最後の質問なんですけれども、

さつきちょっと抜かしたので……。

さつき人工じん臓の予算、科学技術庁からも出
ているというお話でございましたね。四十六年度
は一千二百一十八万八千円という予算が特別研
究促進調整費というので出ていたわけなんです
が、その中で人工透析の研究というのにどれくら
い使われているのかということ、それから四十
七年度はどうなっているんだと聞いたら、まだ内
示はあつたが確定していないということなんです
が、これはどの程度——科学技術庁直接でない
とおわかりにならないかもしれませんけれども、ま
あ科学技術庁の調整費というものの内容として
は、これは非常に人間の命を助ける研究になりま
すので、私はもうほんとうに大がかりな調整費を
つけてもらいたいと思ふんですけれども、四十六
年度が実際には幾らだったか、それで十分何とか
やれたのか、もっと必要だと思ひになつていま
いるのかどうか、その辺のところをお伺いして、時間
ですから質問を終わりたいと思ひますが、いまお
聞きしましたように、最後に厚生大臣のほうから
運賃の割引の問題とか、いままで何年も、
キャッチボールで遊んでいっているなんというこ
とは失礼だから取り消しますけれども、ほつておか
れたというふうな問題について、いま局長からも早
急に検討したいと言われました点について最後に
大臣から御意見を伺わせていただいて終わりたい
と思ふんです。

○政府委員(松尾正雄君) 先ほど申しました科学
技術庁からの千二百万、四十六年度分、これはい
わゆる人工じん臓分全部でございます。それから
四十七年度はたぶんこうでございますし、それ
ました千九百万、これはまだ最終決定という段階
でございますが、その程度向こうでも出した
いという意思を私のほうに伝えてきておるわけ
でございますが、これもそのまま全部人工じん臓の
ものでございまして。

○国務大臣(斎藤昇君) 請願書の取り扱いにつ
きましてはいかに不熱心であるかのようなあれで
ございまして、あれはたしか毎年その年に請願書

の取り扱いをどうしたかということを報告をいた
しているはずでございます。局長はそのような事
情を十分わきまをきいていなかったのかと思ひま
す。請願書の内容は各省でそれぞれ検討いたしま
して、そうしてどういふ措置をいたしましたとい
うことを、それぞれ報告を、あれは議長あてでし
たか、内閣でまとめていたしておるはずでござ
います。しかし、それはさておきまして、先ほど
のお話の、いわゆるハンディキャップを負うた人
たちの、そのハンディキャップを少しでもなくし
てあげるという努力はいたさなければならぬとい
思っております。今後十分検討してまいりたいと
思ひます。

○委員長(中村英男君) 本案に対する午前中の審
査はこの程度といたします。
午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時四十五分休憩

午後一時四十二分開会
○委員長(中村英男君) 午前中に引き続き身体障害
者福祉法の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○須原昭二君 午前中の質疑に続きましてお尋ね
をいたしたいと思ひます。
今回の身体障害者福祉法の一部を改正する法律
案、これを見て実は身体障害者なるものはどんな
者であるかということをもう一ぺんあらためて検
討し直す必要があるのではないかということをお
はます痛感をいたしました。というのは、この改
正案によりまして、今度はじん臓機能の障害のあ
る者を新たに含められておるわけでありまして、
基本法でいういわゆる身体障害者という定義はき
ちんと書いてありますけれども、他面、考えてみ
ますと、すでに御案内のとおり、交通災害、こ
れはまあ外傷的な問題であります。これに加え
ていろいろ各般にわたる環境汚染、いわゆる労働
災害あるいはまた一般公害、とりわけわれわれ関

心を持つております薬の問題あるいは食品の問題
等々におけるいわゆる感染性といふもの、中毒
性といふもの、そういう内部疾患の身体障害者
が非常に多くなつてきているわけですが、はたし
て基本的に言つて、この法には明記をされてお
りますが、これでは私は十分ではないかという感
じがしてならないわけです。特に心身障害者対策
基本法の中で、内部疾患の問題については心臓
等の機能障害というより、いわゆる「固定的臓
器機能障害」と、こう書いてあるわけですから、
この「固定的」というのは「的」の中に一切含ま
れているという感じを持ちます。いわゆる後天的
心身障害者、あるいはその中で、とりわけ先ほど
申しました感染性のあるいはまた中毒性的な、そ
うした心身障害者というより、それが該当してく
るのではないか、こんな感じがしてならないので
すが、この際明確にひとつ身体障害者たるものは何
であるか、この点を法的にどうお考えになつてお
るのかまず最初に承りをしておきたいと思ひま
す。

○政府委員(加藤蔵二君) 先生の御指摘の点はま
ことにござつともだと思ひます。これは従来は身
体障害者というものは手足の肢不自由者、それ
から目と耳、そういう感覚機能と申しますか、そ
ういふ障害のある者を身体障害者という非常に
すっきりしておつたのでございまして、それが
四十二年の改正で心臓、呼吸器の内部障害を
取り入れたというところで、やや身体障害者とい
うものの定義が広がったわけでございます。そこ
で心臓とか呼吸器を取り入れたのは、そういう
状態が非常に永続する、ある程度病状が固定し
ましてそして永続する、それに対してある程度外科
的な治療をやることによりましてその機能をある
程度回復して、そして社会復帰に役立てる、そう
いう何と申しますか、外科的な処置ができる内部
疾患、しかも永続するものというところで心臓と呼
吸器が取り入れられたわけでございます。今度新
たにじん臓を入れたのも、じん臓には透析療

法というのがございまして、これはこれをやりますればその機能を喪失いたしましたじん臓のかわりに人工じん臓で血液をきれいにして、そうして場合によっては軽作業ぐらいできる人も出てくる。こういうことで身体障害者のカテゴリーの中にそうしたじん臓障害機能というものを入れたわけでございます。その他の内部的な疾患についてどうかという御指摘もあつたようでございしますが、これはたとえば、今後肝臓なんか、治療で永続した肝臓疾患について何か適確な外科的な処置によってそれが軽減するというような治療方法が開発されたという場合には、またこの中に取り入れてくるものがあると思ひます。ただ、それ以外の特にそういった治療法が確立されていない、しかし長い疾病で次第に手足に障害を生ずる、たとえばスモン病のような場合、これは適確な外科的な治療はないわけでございます。しかし、手足が非常に不自由だというような場合には、この身体障害者福祉法の別表に該当すれば、それはそのほかの肢の不自由という形での身体障害者の中に取り入れてくるということになるわけでございます。したがって、ここに書いてございす心臓それから呼吸器に今度新たにじん臓が入りますけれども、それ以外の内科的な疾患であつても非常にそれが永続して、しかも肢の不自由な症状を呈しているという場合には、これは別表に該当するものであれば身体障害者の中に入れてくる、こういう振り分けのしかたをしてやるわけでございます。

○須原昭二君 いま別表というお話があつたのですが、その別表そのものがきわめて不明瞭になつてきていて私たち指摘せざるを得ないので。たとえば、難病奇病の中で筋ジストロフィーなんか非常に平衡機能の障害があるわけですが、そういうものと、別表にあるように、心身障害者対策基本法の第二条でいう平衡機能の障害ですから、これは当然入ってくるのじゃないか、こういうふうに入れられは思ひますが、そういう点はどうか。

○政府委員(加藤威二君) 筋ジストロフィーでそういう平衡感覚を喪失してそれが永続するということがあればそういう別表に該当するということが当然入つてきておりますし、それから筋ジストロフィーは筋ジストロフィーという病名では押えておりませんが、それによって平衡機能に障害があり、それが永続するという形において、これは身体障害者の中に該当するものは取り入れておるというのが現状でございます。

○須原昭二君 いま基本法で言いますと、「固定の臓器機能の障害」と、こうなつてゐるんです。「固定」というと、たとえば肝臓とか、あるいは心臓とか、じん臓とか、こういう、いわゆる固定しておる臓器そのものをいっているような感じがしてならないわけですが、そういう点に解釈をしているのかどうかということですが、その点をお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(加藤威二君) これは固定的といふのが、これはそういう障害がある程度永続して、しかもその症状が固まつてゐるという意味で、毎日毎日病状が変化しているというのではなくして、障害が固定されているという意味でございます。そういう障害の場合にこれを身体障害者として取り扱つと、こういうことでございます。

○須原昭二君 もう一つですね、基本的に、最初にお尋ねしておかなくてはならないことは、この身体障害者福祉法を見ますと、たとえば社会復帰ができる、あるいはまた更生できると、この見通しのある者については福祉を与えるけれども、もう見通しのつかない、社会復帰がおぼつかない、更生もおぼつかないという、こういう、たとえば私たち言わせれば重度の身体障害者、こういうものについての、ものの上に立つて福祉法が立てられておらないような感じがしてならないんですが、その点はどうか。

○政府委員(加藤威二君) その点は確かにそういうニュアンスが強いというところは否定できないと思ひます。それで、従来の身体障害者福祉法の考え方が、やはりいろいろな障害がある場合に、その障害を少しでも軽減して、それによって社会復帰をさせる、そういうことがねらいであつたわけでございます。更生医療等そのねらいが最大のものでございます。そういう考え方でずっときたわけでございますが、いま先生御指摘のように、やはり身体障害者の中には社会復帰をたくも、あまりにも障害の程度が重いために復帰できない、また機能回復をしないと思ひけれども、それでもできないという重度の身体障害者が相当あるわけでございます。それに対する対策が、おくれいたつたといふことは確かにそのとおりでございますが、そこで、今度いま御審議いただいております「療護施設」といふものを、今度この身体障害者福祉法の中の更生援護施設の中に加えました。この療護施設といふのは、もう寝たきりの身体障害者で、機能回復をいたくても回復する余地がない、そういう方々、——そういう人たちはいままでは家族のたぐひの犠牲においてめんどうを見てもらつていたわけですが、そういう人々たちを国とか地方公共団体で施設をつくりまして、一生めんどうを見ようというものがこの「療護施設」でございます。こういうたぐひの施設というものが先生御指摘のように、いままではとくかくあと回しになつておりましたものを、今後新たにそういうものを、機能回復の余地のないという重度の障害者もこつこつと身体障害者福祉法の中でどしどし取り入れて援護していこうというわけで、今回の改正もお願ひしておるわけでございます。

○須原昭二君 厚生省のお調べになつた四十五年の十月の調査によると、身体障害者といわれる人が百四十万七千人あるということで指摘をされておりますが、この数字は身体障害者の手帳を交付されている人の数字なんです。それと、それとは違って、総括的に身体障害者らしき人を入れたんですか。

○政府委員(加藤威二君) 身体障害者の手帳を交付しております者は百六十二万といふ、これは子供、おとなを合算して百六十二万、四十五年の調査でございます。これはいま先生のあげられまし

た身体障害者よりも数字が多いわけでございますが、これは身体障害者がなくなつた場合とかいふような場合には、手帳を返していただくということになつておりますけれども、それが返されないというふうなままになつておる、そういうことで手帳の数がふえておるわけでございますが、手帳の数はこの統計に出ております百四十一万でございます。十八歳以上は百三十一万でございます。したがって、その数字よりも上回つておる、したがって手帳の交付数のほうが多いということでございます。

○須原昭二君 その百四十万七千という数字を一応正しいものとして見ても、重度のいわゆる一級、二級というような重度心身障害者が二六・五％、だんだんこれは増加をしておるわけですね。まあ身体障害者手帳をすでに受けた人だけだといふことになりまして、さらにわれわれは新しい経済機構、社会機構、こういう場合におけるところの多くの災害等によつて生まれてくる、いわゆる後天的な心身障害者の実態というのは非常に重要な問題になつてくると思ひます。したがって、この際お尋ねしたいんですが、難病奇病とよくいわれておりますけれども、先ほどの筋ジストロフィーとか、あるいはスモン病とか、パーキンソン病とか、そういうものを正確に厚生省はつかまれているかどうか、つかまれているらひとつこの際御発表願ひしたいと思ひます。どのくらいおつかみになつておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) スモンのようなものは公衆衛生局のほうで調査をいたしまして、九千何百名とかいふような数字がございしますが、その他のいわゆる難病奇病といわれておるものの全体の数はまだつかまえておりません。こつこつと難病対策が充てられますので、そこで当初手がけるべき問題の一つは、そういう一定の診断基準に基づいた患者数を把握する、こういうところにあるわけでございます。

○須原昭二君 こつこつと調査をされるというところなんです、厚生省から出てゐるスモンのは

出ておられる方はもちろん対象になるということでございますが、単なる一般的なじん臓病とかそういうものは対象になりませんけれども、症状が非常に固定しておる、固定しておるという方は非常に何と申しましょうか、じん臓が非常に悪化しておる、そうしてじん臓の機能の大半が喪失しておる、そういう場合が多いと思うわけでございしますが、そういう人たちはみな対象になるということでございます。

○須原昭二君 今度はその機械のほうですが、先ほど小平委員から質疑がありまして、その中で厚生省は四十六年十月に八百五十六台ですか、そして局長のお話によりまして、現在は千五百五十五台といっておられるわけです。この数は何か食い違いが大きいんですけれども、これは一回六時間から八時間かかると聞いているわけです。したがって、その所要台数というものはきわめて私は不足しているのではないかと、こういう点を感じますが、その点はどうお感じになっておりますか。

それから予算請求をされたときの台数はどのくらいを指摘されておられるのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおり一回の透析時間というものは大体六時間から八時間、したがって通常の場合は一合について一人、一日には一人、こういうふうに考えるべきだと思ひます。患者さんによりまして週一回で済む方もおりますが、大体通例は週二回というふうに考えるのが当然だと思ひます。したがって、一台の機械につきまして一週間は六日でございますけれども、土曜日は省きまして五日間、それに週に三回の方が加わってくる、そうしますと一台の機械で消化できますのは二人半でございます。したがって、先ほど社会局長からお話のように約三千五百九十四名というものが対象である、こう踏んでおりますが、その中で二・五人、一合については二人半しかやれないという計算をいたしまして、必要台数というものを根拠にいたしております。そう

しますと、千四百三十七台が一応必要だということになります。先ほど昨年の九月等の数字で千五百台程度の保有台数があるというのを申し上げました。これは逐次いろいろな研究等によつてその後の動き、趨勢も一応わかっております。で、ことしの七月程度では低く見ても約千台程度は自然にふえてくる、こう考えまして、残りはしたがって三百三十六台がいまの計算でいふと必要になる。その中で、予算に盛り込んだのは、先ほど他の方にお話を申しましたように二百八十八台分は、これは国立なり公的な補助金でやる、こういうことでございまして、あと四十八台分は私立大学その他私の機関でもやっておりますので、それは一応補助対象からははずす、二百八十八台について国の場合も一合について約五百万、こういう単価でもって積算をいたしております。

○須原昭二君 局長のお話だと、千四百三十七台本年中に整備する、これだけあれば当分今日の段階では急場はしのげる、こういうお話ですね。将来の患者数の増大、そうしたものを見合つて、将来どういふ計画を立てられておられるのか。それからもう一つ、費用の問題なんですね。厚生省の試算だと一回当たり四万三千二百五十一円ですか、平均として週に二回といふお話でございまして、年間平均四万三千二百五十一円、これは厚生省が言っておられるんですが、これは膨大な数が出てくるわけです。それを実は更生医療の対象に入れたら、これは更生医療の費用が要るわけで、所得のある方からたくさん取るといふ論理でありますけれども、なぜ公費の負担医療に切りかえられなかったのか、数はたいした数じゃないんですから、更生医療じゃなくて公費負担医療にせよ切りかえられなかったか、その点の理由をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 前半のほうの人工じん臓の整備計画のほうを簡単に申し上げますと、これは先ほど申しましたような台数で現在のところでは患者さんは大体すべてかかり得ると、こう見ております。ところがこの患者さんの中で一部の方は残念ながらおなくなりになる方があると思ひます。しかし、残った方は来年も引き続き同じ機械につきましてずっと継続してその治療を受けなきゃなりません。したがって、その方々のために来年に繰り越される方のための人工じん臓の台数といふものをそのまますと使われていくわけでありまして、しかし、来年になりますと、また再び新しい患者さんが発生をしてまいりますので、その方の分は来年度ちゃんと用意をしてあげなければならぬ、こういうふうなことになるわけであります。私どもはそういう死亡の問題、新しい発生の問題、こういうことを踏まえて、これから五年ぐらいの間は大体こういうことでありうかというふうな計算をいたしております。これはだんだん自然的な増加の度合い等を見ながら修正をすべきものでございしますが、たとえば昭和四十七年は先ほど申しましたように千四百三十七台といふのが必要だと申しておりますが、来年になりますと、これはおそろく二千二百台程度にふえなきゃならない。四十九年はそれが約二千九百台、五十年になりますと三千五百三十台、五十一年は約四千四百台程度必要になるだろう、こういうふうな考へておられますが、これはこの五十年でもって打ちどめという性質のものでございまして、さらにそのときの状況から、また新しい患者さんという方々のために延ばさなければならぬと思ひます。また非常に成績が向上いたしましたので、それによつても死亡する方がうんと少なくなるといふことであれば、それだけ翌年の繰り越しが多くなるわけでございしますので、その必要台数がふえてくる、こういう考へ方に立つて今後ともずっと整備をしていかなければならない性質だろう、こういうふうに存じております。

○政府委員(加藤威二君) 透析医療の単価でございしますが、これは予算上は大体一回につきまして三万九千、約四万円ということと積算をしておるわけでございしますが、これでは安いんじゃないかという御指摘があるかもしれません。これは何か血液透析につきましては人工じん臓にはコルフ型というのとキール型というのと二つの型があるわけでございします。コルフ型というのはわりと値段が高く、キール型というのはそれよりも三割か四割安く済むというふうなことで、大体それの台数が半々くらいあるということでございますので、積算としては一回平均でやりますから大体四万円、こういう計算になつたわけでございします。

なお更生医療について公費負担でどうしてやらないかという御指摘でございしましたけれども、更生医療はこれは国が八割、地方公共団体が二割というところで、国と地方公共団体で更生医療の財源は負担する、こういうふうなことになっておるわけでございします。なお余剰のある、収入が一定限度ある方についてはある程度自己負担をしていただくということになりますけれども、大体国と地方公共団体で八割、二割で負担する、こういうふうなことになるわけでございします。

○須原昭二君 いろいろいまして、更生医療の所得制限からいって、負担能力に応じて身体障害者またはその扶養義務者に対して費用の全部もしくは一部を負担させることになる。いま具体的な基準額についていいますと、A、B、Cが二つの段階でDが十段階の階層区分にはつきり分かれておるわけですが、その費用をきちんと明記されております。徴収基準額表というのがあるわけですが、これはそのまま適用されるのですかどうですか。

○政府委員(加藤威二君) 現在の更生医療徴収基準はこれは先ほど申し上げたとお答え申し上げましたが、人工じん臓のような非常に高額医療というのは、いままでの更生医療では考へても見なかつたわけでございします。そういう医療を前提にしないでつくつてあるわけでございします。大体更生医療の平均が十六万二千円くらいでございします。しかも普通更生医療というの一回か二回で

終わる。ところが人工じん臓の医療はこれは極端な場合一生続けなければいけぬということで非常に費用負担が膨大になるわけでございまして。したがって、これは当然更生医療の法改正がなされました。直ちにこの基準表を改訂いたしました。相当高額の所得がある方でも負担のできるだけ少ないように、この数字はまだ具体的に詰めておりませんけれども、少なくともいまは年収入が大抵二百五十万くらいの方の場合には、現在更生医療は全額本人に負担していただく、こういう形になるわけでございまして、そのままでいけば二百五十万といいますが、もう少し更生医療の自己負担、被用者負担の五割だとしようとするくらいになりますから、したがって現在の二百五十万以上の所得のある方は全部自己負担ということになれば、これは更生医療の五割の自己負担をやつたら何もなくなつちゃう、こういうことになりまして、いまの基準表では全くこれは不合理でございまして、相当大幅にこれを引き上げてまいりたいと思つて、要するに、更生医療の半額の自己負担があつても、相当の生活費が残るという程度の所得と、それから何とか負担基準の割合を考へながら基準表を早急に改めたいと思つております。

○須原昭二君 現行の徴収基準表を用いないというところ、いまわかつたのですが、したがって、この表においても非常に時代からだいぶおくれれておりますし、またふやすんじやなくて減額の方向へ現基準表は引き下げるということとにも、特に人工透析の問題については別の徴収基準表をつくられるといふ聞いたわけでありまして、できるだけそういう点は公費負担するのが私は至当だと思つて、そのうち、そういう点を考へて、できるだけ負担のないようにひとつ善処していただきたい、これは要望しておきます。

時間の関係ございましてから先へ進みます。次は、身体障害者の雇用の状態なんです、御案内のとおり、昭和三十五年に身体障害者雇用促進法というものが制定をされて、したがって官公

庁では一・七％身体障害者を採用しなくてはならない。あるいは民間においては定員の一・六％は必ず身体障害者を職場に迎え入れなければならぬ、こう実は規定をされておりますが、実際に、とりわけ官公庁におけるところの雇用率、これはどういふ現状にあるのか、御報告をお願いしたい。

○政府委員(中原眞君) 身体障害者の就職状況でございますが、先ほど厚生省からお話ございましたが、たとえば四十五年度の数字で申し上げますと、十八歳以上百三十一万人の方がおられますが、うち五十八万人が就業しておられます。特に官公庁等におきます雇用率の達成状況でございますが、官公庁につきましても非現業機関と現業機関とに分かれておまして、非現業機関につきましては一・七％という法定の雇用率に對しまして、一・七％という達成状況に相なつております。これ四十六年の十月一日現在でございます。それから現業の関係につきましては、一・六％の法定雇用率に對しまして、達成状況は同じく一・六％、かようなぐあいになつておるわけでございまして、年々わずかではございますが、若干ずつ達成状況は上がつておる次第でございます。

○須原昭二君 実は国の機関を四十五年と四十六年とで比較しますと、四十五年が一万一千二百七十五名、一・七五％、それから四十六年一万一千百五十五名、一・七三％、この前の統計のほうも私、さきに見たことがあるのですが、実は年々減少してゐるわけですね。厚生省はいわゆる身体障害者の主管官庁ですから、官庁の中でも二・八九％で一番最高だと、これはまあ私はほめるわけじゃないのですが、当然と言つたほうがいいのですが、一番数字が高額にありまして、したがって、実は雇用促進法というものができたのが三十五年です。そのときに一・七％、一・六％ができたので、もうすでに十年もたつてゐるわけですね。しかも百四十万の身体障害者がほとんどふえつた、こういう現状から見れば、官庁主導型といふべきけれども、官公庁が先んじてやはり雇用率を上げてい

くという前向き、それこそ前向きの姿勢が私は当然必要だと思つたのですが、その点は厚生大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 労働省におかれても身体障害者の就業についてはたいへん御苦労を願つてゐるわけですが、何といつても営業ベースで取り扱われるという事業にはなかなかむずかしい。そこである程度の責任を負わせてはゐるわけでございまして、これには罰則もないというやうなことではなかなか進んでおりません。少なくとも官公庁においてはその範を示すということ、その最大の努力を払つてやらなければならぬというところで、厚生省といつたしましてもできるだけの努力をいたしておるわけでありまして、まず厚生省がその範を示していく必要があつたといつても申しおけるわけでありまして、さらに今後、ことに目の見えない人たちが相当このごろ教育も進んでまいりましたから、そういう目の見えない人たちの職場といふものが厚生省の中にないかどうか、もつとよくあれをするようにということを示したい。たりいたしておるわけでありまして、関係各省連絡をとりまして今後一そうこれに努力したいと思つております。

○須原昭二君 いま厚生大臣は厚生省の中でもそういう心身障害者に適当な職場がないだらうか、こういう指示をされておるといふことを聞いたのですが、たとえばその婦人の肢体不自由児の皆さんでも話すことはつづいて話すことができるのですから、たとえば電電公社なんか、電話番号の案内係を身体障害者の職場である、こういうふうな規定をする。あるいはまた、国会のエレベーターでも、私はあんまりつばな女性が必要ないと思つて、私は腰かけていて肢不自由児の婦人の方が案内をする、そういう固定のこの職場はもう身体障害者でなくちゃいかぬと、こういうふうな職場を確保することが私は必要ではないか、端的に言うならば、あんまさんなんかこのごろ目あきのあんまさんがほとんど出てきつたが、日本の歴史上、あんまさんはめくらにきまつておつた。

そういうところへ目あきのあんまさんが出てきたり、また好ましくないような女性も出てきたり、いろいろ巷間伝えられておりますけれども、そういうやはり盲人の皆さんの職場というものを固定をする、そうして確保してやる、そうして、雇用法というもので強制的にワクをはめる必要がきたのではないかと、こんな感じがするんですが、その点は厚生大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいまおっしゃいますように、もう少し真剣味を持つてやれば、まだ職場の開拓があるんじゃないかと思つて、ただいまおっしゃいましたエレベーターのあれは厚生省では身体障害者の方を雇用をいたしておる。一番ひどいのはデパートあたりであつたと思つて、そういうところが率先して使つていふやうに指導してまいれば、それが大きな一つの刺激になつていくだらうと思つて、関係各省とも十分連絡をいたしまして、今後一そう努力をいたしたいと思つております。

○須原昭二君 特に十八歳から五十九歳までの働き得る年齢層というものが身体障害者の過半数以上を占めておるわけですね。したがって働き得る状況における職場というものはたくさんあると思つて、ですからさうぞ、いま簡単な御答弁でございしたけれども、ぜひひとつ厚生大臣、その身体障害者の職域の保護、そうして、それは常人では就職できない、こういうワクをきめるような強制的な雇用法といふのですか、そういう方向へぜひ移行していただきたいとかうに存じます。時間がありませんから次へ参ります。今度は言語障害者についての対策ですが、身体障害者の中で私は、まあ外傷的な身体障害者、外から見て身体障害者と見える人の中で言語障害者が非常に冷遇されてゐると思つて、そういうのは、民主主義といふものから、ものを言つて要求する立場にある者はほとんど言つて、あるいは国会に走つてきて圧力をかける、これくらいの団体はたくさんあるのですけれども、ものが言えない団体というものは、これは一番要求の通らない

階層だと私は思うのです。ですから身体障害者の中で、言語障害者は一番私は冷遇されている感じがしてなりません。とりわけ、この問題について留意していただきたいことを前提にしてひとつお願いしておきたいのですが、藤原委員から御指摘ございましたけれども、言語療法士は二十名つくられた。もちろんこの身分法はまた今後の問題として善処するという話、とりわけ医療と教育の両面を持つておるから非常にむずかしいのだというお話を先ほど聞きました。したがって、この言語療法士というものがやはり身分的に制度化されないとなかなか得る人がないんじゃないか。そういう点を痛感いたします。その点について御見解を承りたい。

さらにこれからの養成計画はどうなっているか、この点。

それから三番目は、私たち、下部における福祉事務所をたずねて、たまたま見受けられる現象なんです。この身体障害者の中で言語障害者の取り扱いが非常に冷遇をされているわけです。というのは、話がでないんですから筆談をせざるを得ない。したがって、筆談をするとか非常にむずかしい。ですから、わずらわしいということではない。ですから、手話通訳という手話通訳という手話通訳、こうした実態が今日どうなっているのか。特に福祉事務所なんかにおいては手話通訳を配置すべきだと、私は思っています。そういう対策はどうなっているか。この点についてお尋ねをいたしてみたいと思います。

○政府委員(松尾正雄君) 私、その言語関係の障害が非常にコミュニケーションというふうな問題で一番欠陥のあるものだというふうに理解をいたしておりました。したがって、その方面の専門の職種をつくる必要性は特にわれわれも痛感いたしました。先ほど藤原委員にお答え申し上げましたように、専門家を集めましたときも、いろいろな検討結果もあらかた大体まとまっております。したがって、できるだけ

私どもは早急にこの身分制度の確立をはかりたい、かように進めております。先ほど申し上げましたのは、実は普通のメディアカルな形でだけなら、非常に簡単に私ども割り切れるんだと考えておりますけれども、実は医療機関の中でないところ、いろいろな現実、たとえばろうあ学校でいろいろやっておられる、こういう方々自身を一本で扱うのか、それとも分離して扱ったほうがいいのか、なかなか御意見が一致しないのであります。したがって、それはいつまでもそういう議論を繰り返しているわけにはまいりませんで、いろいろな方の御意見は承って調整をはかっておりますが、これはまたこれからの解決の方法は私どもはあろうかと存じます。したがって、できるだけ早く早い機会に、できれば次の通常国会と私は望んでおりますけれども、それまでに作業を進めまして、新しい身分制度を確立させたい、かように存じております。したがって、そういう段階でございまして、他の職種のようには、いまだ何校もつくれないという具体的な養成計画というところまではまだいっておりません。これは要するに養成のしかた自身をどのグレードでやるかということにもいろいろ関連します。当然、これはそういう制度をつくる段階では、私ども養成計画も確立しておはかりをいたしたい、かように存じております。

○政府委員(加藤威二君) 手話通訳でございますが、手話通訳につきましては、昭和四十五年から予算化したしまして、養成につとめております。現在手話通訳の方は約二千五百人というところでございます。毎年大体三五百人ぐらいの予算を組ましまして、手話通訳—これは主として奉仕していただく方でございます。その養成費を計上しております。福祉事務所等にも置いたらどうかというお話でございますが、確かに私どももそういう必要を感じておりますが、今後手話通訳の方を専門的に置くかどうかという点については十分検討してまいりたいと思っております。

○須原昭二君 ひとつ手話通訳の問題について、

これらの人たちが非常に冷遇をされておりますから、二千五百人ぐらいの方々がお見えになると言っても、これはわれわれ選挙のときに、立会演説をやったときに、初めて私たちは見たんですけれども、やっぱり現実には官庁の中にもきちんと設置をして、これらの人たちの便宜をはかるように、ひとつぜひとも留意をしていただきたい。それから、身分法の制定化の問題であります。その身体障害者の相談員の問題は、先ほど藤原委員から御指摘がありました。特に月額三百円の手当というの、私は初めて聞いてびっくりしたわけなんです。一件あたり千円もかかる。一月六、七人は相談に乗る。そうすれば、六、七千円は当然最低私にはかかると思っています。まあ東京都なんか一千万ぐらいのプラスアルファを出しているそうですが、それでも私は足りない。したがって、こういう問題については早急にひとつ値上げをしていただくと同時に、家庭奉仕員の身分もやはり言語治療士と同じように制度化をする必要が私にはあるのではないかと、こう思います。この点は時間の関係がございまして、要望だけにとどめて前に進んでいきたいと思っております。

次は、年金の増額です。御案内のとおり物価が年々七割ないし一〇%上がっていくわけです。したがって、すべての身障者に対する福祉年金を支給せよという声が強いわけですが、そういう物価上昇の問題と、すべての身障者に対する福祉年金を支給せよという要望について、どう厚生省は対処されようとしているか、その点の基本的なことだけお尋ねしておきたい。

○政府委員(加藤威二君) 年金局が参っておりますので、かわってお答え申し上げますが、現在身体障害者の、福祉法の等級で申しますと、障害年金をもらえるのは一級ないし二級の重度の身体障害者に大体、特殊の場合は違いますが、一応あてはめてみますと身障者福祉法の一、二級の障害者に福祉年金が出ているという実態でございます。確かに今後は、来年度以降年金問題とい

に重要な問題になってまいりますので、これをどういうふうに拡大していくか、まず金額の引き上げということは当然であろうと思っておりますが、範囲の拡大ということにつきましては、先生の御趣旨もよく年金局のほうに伝えておきたいと思っております。

○須原昭二君 次は税制の改正、あるいは減免の問題ですが、まあこれだけ経済社会の活動がめまぐるしくなると、何となくも身体に障害を持つた人は、五体完全な人と比べてその自由競争に勝てない要件を持つていくわけです。やはりそれを補てんするのは、先ほどの福祉年金とい、あるいは税制の面といた、先ほどの運賃の半額の問題とい、さまざまな問題でギャップを補てんする社会的な責任が私にはあると思うわけです。そういう点から考えまして、いま税制上においてどのような減免の措置をとられておるのか、ひとつ御報告をいただきたい。

○説明員(高橋元君) 身体障害によりまして、ハンディキャップを負っておられます方々に対しては、かねてから税制上のいろいろな施策を掲げております。御案内の点も多いかと思うのでございまして、いささかその中でおもったものを申し上げますと、まず最初に所得税でございますが、所得税法上御本人が身体障害者であるか、または扶養親族、配偶者が身体障害者であるか、そのいずれかを問わず、身体障害者、心身障害者でございまして、所得のなかから年十二万円、特別の障害につきましては十六万円を控除する、こういう制度がございまして、現在基礎控除、配偶者控除、扶養控除合算をしまして、大体給与所得者の場合でございますと、年所得百三万七千円までは所得税がかからないわけでございますが、御本人またはその御家族の中に、身体障害者がおありになれば、一人につき十二万円、重度の人であれば十六万円という控除ができるわけでございます。それから、相続税につきましては、今回改正をお願いいたしておりますので、ただいま御審

議をいただいておりますが、今回の改正によりまして、相続税に障害者控除を設けるということにいたしております。すなわち、被相続人が七十歳に達するまで、年数につきまして普通の身体障害者の場合には、一年につき一百万円、特別の障害者につきましては三百万円というものを相続財産から控除いたしまして、相続税を課するということにいたしております。これは心身障害者がその後の社会の波風の中で生活をしていけるために必要な保護として、相続財産を留保するという趣旨でございます。それから、第三に間接税と申しますか――の領域で申しますと、精神薄弱児、身体障害者という方々が入っております。そういう社会福祉的な施設というものでお使いになりますところの、たとえば一、二の例を申し上げますと、テレビでございますとか、楽器でございますとか、テープレコーダーでございますとか、購入した際に物品税を免除するということにいたしております。下肢、体幹と申しますか、からだまたは足でございますが、不自由な方につきましては、みずから運転するために必要な小型乗用車につきましての消費税を免除するというような措置でございます。そのほか、こまかく申し上げますと、まだ多数の措置があるわけでございますけれども、おも立ったものだけ御説明申し上げます。

○須原昭二君　そこで、いま減免をされている各項目を聞いたわけですが、それで収入減になる総額、大体どれくらいですか。

○説明員(高橋元君)　現在の所得税の分野で、障害者控除、先ほど申し上げました、適用を受けておられます方が概略四十万弱でございます。それらの方々につきまして障害者控除を適用したことにによる減収が幾らであるかということは、正確に見積もりがたいわけでございますけれども、概数で申し上げますならば、減収額約七十億円でございます。そのほか本年から法案を御審議いただいております相統税の障害者控除というものによりまして約五億円というものが減収になるというふうに見積もっております。

○須原昭二君　それで大体計七十五億ということですね。実際、その百四十万人の身体障害者の実態からいって、減免しておるのだと、こうおっしゃいますけれども、七十五億というのは非常に私は少ないと思うのです。身体障害者の団体からは、身体障害者に対する減免の措置をとってくれ、免税にしてくれという、いろいろ多くの要求が出ていますわけですが、この問題については、この国会だけではなくて、長い期間を通じて、実は団体からほとんど請願が出ておるわけです。この点を踏まえて厚生省は、大蔵省にどう要求をされたのか、それを踏まえて大蔵省はどう対処されたのか、それを踏まえてこの点を両方にひとつお尋ねをしておきたいと思っております。

○政府委員(加藤威二君)　税金の面につきましては、単に国税ばかりでなく、地方税についても同様でございますけれども、私どももいたしましては、むしろ控除する所得控除なり何なりの金額の引き上げというのを毎年要求いたしておりました。その身体障害者に対する税制面の優遇措置でさらに何か適切なものがあるれば、また大蔵省とも折衝して、身体障害者の所得の確保といえますか、優遇措置に努力をしたいと思っております。

○説明員(高橋元君)　税の減免の中で一番普遍的でかつ適用の広範でありますのは、先ほど申し上げました所得税につきましての障害者控除であります。その適用数が三十八万人というふうに申し上げます。上げたわけでございますが、これは全体の身体障害者の数に比べますと少なくなっております。すなわち、納税者の割合というものが、全体の心身障害者またはそれを扶養しておられる方の中で比較的少ないということでございます。税制面の施策だけで万全を期するということとはもとより非常に望んで得がたいことであらうかと思っております。その意味で、歳出面の適当な施策と組み合わさるまして、税制の面でも、こういったハンディキャップを負っておられる方につきまして配慮を加えて

まいりますことは当然のことでございますが、私も厚生省と毎年税制改正について御相談いたしまして、適切な施策につきまして具体的に検討をして措置をいたしましたが、今後も引き続きそのように努力をいたしたい、このように思っています。

○須原昭二君　なるほど支出面と収入面との両面から考えていかなければならぬことはよくわかります。しかし今日、経済支出もだんだん高くなってきたわけですから、この減免のワクを広げるとか、あるいは率を高めるとか、その善処方をひとつぜひともお願いしておきたいと思っております。時間もあと五、六分ですから、先へ進みます。御苦労さまです。

先ほど運賃の問題が出ておりましたが、身体障害者手帳を受けている内部疾患の障害者、これに対しては割引がなされてない、これはどう見ても身体障害者そのものの中における差別をつくっておると言っても私は過言でないと思っております。しかし、先ほどの御質問を聞いておりました、実は感じたのですが、社会福祉六法、これは新日本法規の発行ですが、これは厚生省が監修されておりますね。

○政府委員(加藤威二君)　そのとおりでございます。

○須原昭二君　これは監修されておるとなるとちよつと問題なんです。というのは、身体障害者福祉法の附則抄、ここになぜ国有鉄道運賃法の一部改正による五十条、これが抜けておるのですか。抜けているからこういう論議が起きているんです。五十条から五十三条がないのです。この中に堂々と書いてある。抜けているところですよ。「前三条の運賃は、政令で定める身体障害者の困難な者が介護者を同行する場合に、当該身体障害者及び介護者につきそれぞれ半額とする。」と、こうちゃんと明記してある。小笠原委員から御質問があつて、それは運輸省がやっておるんだ、厚生省が金を持ってくるようだったら半額に

してもいい、そんな論議は生れてこないですよ。法律できちんと定めておる。「政令の定める身体障害者」、これは身体障害者手帳を与えた者は半額とする、こう解釈していいでしょう。どうですか。

○政府委員(加藤威二君)　身体障害者の旅客運賃の割引につきましては、これは昭和二十七年の国鉄の公示、これは先生持っておられます社会福祉六法の六百五ページにございまして、「身体障害者旅客運賃割引規則」という国鉄の公示でございますが、ここで具体的に定められておるわけでございます。そこで、第二条に、この対象になる身体障害者については、「視覚に障害がある者」「聴覚又は平衡機能に障害がある者」「音声機能又は言語機能に障害がある者」「肢体不自由者」ということで、制限列挙みたいな書き方をしております。したがって内部障害は排除されておる、そういう形になっております。それからこの四条に、「割引乗車券の種類」ということで、一例を申し上げますと、普通乗車券については、「第一種身体障害者」が、これは重度の身体障害者でございますが、「単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第二種身体障害者が単独で乗車船する場合」という場合に、重度の者は介護者の分も割り引くということでございます。それから急行券等につきましては、第一種身体障害者に限るということ、それから比較的程度の身体障害者については、百キロメートルの制限があるというようなことが一応この規制の中にうたわれておるのでございます。

○須原昭二君　非常に御丁寧に規則を読み上げていただいておりますが、規則が法律よりも優先されるのですか。法律に明記されておつて、規則にないからだめだといったって規則のほうが法律より優先しますか。

○政府委員(加藤威二君)　これは一応私も承知いたしておりますのは、心身障害者の基本法には二十三条の二項に「日本国有鉄道は、心身障害者及びこれを扶養する者の経済的負担の軽減を図

り、「云々」ということで運賃の軽減について配慮するようにつとめなければならないという規定がございますが、身体障害者福祉法にはその規定は私はないというぐあいを考えておるわけでございます。

○須原昭二君 そうしたら福祉法の「附則抄」ですね、なせ五十条から五十三条までないのですか。なぜ抜けているのですか。

○政府委員(加藤威二君) 附則等につきましてはそれぞれ削除されたり、十年間、二十年間の間に入れられたり削除されたりということで、これは附則ばかりじゃなくて本文にもございますけれども、少なくともこの身体福祉法については生きていく条文はこれの中に全部入っているはずでございますから、ないということはその間の条文はおそらく削除されているということだと思います。

○須原昭二君 おかしいです。削除されたらそのろの番号が上へ上がってくるのですよ。そんなことは当然、四十九条の二から五十四条までほとんど飛ばすがない、まん中にちゃんとあるはずですが、何で抜くんですか、そんなばかな答弁では了承できません。

○政府委員(加藤威二君) 本文の場合には全部条文を整理して上に上げるということでございますが、附則の場合には、削除した場合には条文は何条というのとはそのままとというのが従来の例だということでございます。

○須原昭二君 こちらのほうにはちゃんと載っているんだよ、抜けているのではないのですよ。ちゃんとある。五十条、五十一、五十二、五十三と載っているのですよ。これに載っていないから聞いているのであって、ここの本文にはちゃんとある。あなた抜けているというけれども、ちゃんと明記をされている。法律に明記をされておいて規則によってやっているという、このつくられた規則というのは法律違反ですよ。ですからこの問題はここで論議をしておいても時間が過ぎてしまいますからお預けをしておきますが、この空白になっているところがどうなっているの

か。——空白になっているんだ、本人にちゃんとあるのだよ。それによると政令で定める身体障害者は半額ということ、ちゃんと明記されているのですよ。明記されておれば、運輸省であろうと厚生省であろうとどちらの責任ということではなくて、いやしくも国の法律ですから、半額を負担させることはあたりまえのことなんです。それを実施をしない、あるいは運輸省に言ったら、厚生省が費用を持てばやれるというより論議は成り立たないのですよ。直ちに内部疾患者に対して半額の割引をすべきだ、こう言わざるを得ないのですが、その点、厚生大臣、時間がたちますからひとつ明確に、前向きで一応答弁をお願いしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 厚生省監修の社会福祉六法が不完全であるらしいので、私よく原文を調べまして、いま伺いますと政令の定めるところによると、その政令がどうなっているか、そこで内部疾患のようなものは除いてあるというようにことであるればまた政令の改正についてそういうことのないように改正の努力をいたしたいと、かように考えております。

○須原昭二君 政令への移管というお話でございますが、その点はきょう私もつまびらかにまだわからなくておられます。しかし法律のたてまえから言うならば、身体障害者というのは、外部であろうと内部であろうと、これは区別するのではなく、差別するのではなく、すべての人にそういう恩恵を与えらるべきである。この点を特にお願いして、この問題はひとつあとへ残したいと思うのです。それから最後ですが、時間が来たようでありまして、いづれにしても、いまの法律の話ではございせんが、答申が出て、答申の一部だけ今度の一部改正法案に出てきておるわけで、したがって、そういう点を考えましても考えますのは、先ほども藤原委員が言っておられましたように福祉法ができたのは二十四年の十二月、また基本法ができたのが四十五年の五月二十一日、基本の法律のほうがあとにできているわけです。したがって

て先ほどの、これは監修が足らなかつたかも知れませんが、この福祉法そのものの内容というものが私は不備なところがたくさんあるような気がしてなりません。したがって、これを改正すべきだと思いますが、その点をひとつ御意見を承っておきたい。

さらに、いま一つ重要な問題は、この五月十五日に沖縄が返ってきたわけですが、沖縄の福祉の実態、身体障害者の福祉の実態というのは本土よりもっとおくれておる。日本の社会保障、福祉行政というのが三十年おくれでおるとよく評論家が言っておりますが、そういう点から言うならば、沖縄の福祉の実態、身体障害者の福祉の実態というのはさらにおくれていると言わなければならぬわけですね。よほど馬力をかけないと本土並みにならぬ。こんな感じがしてなりません。したがって、その沖縄に対してどのようにお感じになつて、どのように対策を講じられておるのか、この二点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(加藤威二君) 身障法の改正につきましては、今度改正をお願いしておりますのも、心身障害者対策基本法の中に、たとえば保護については「国及び地方公共団体は、重度の心身障害者があり、自立することの著しく困難な心身障害者について、終生にわたり必要な保護等を行なうよう努めなければならない」と、こういうような条文を受けて改正をやつておるところでございます。その他、心身障害者対策基本法には各種の必要な施策を列挙してございまして、大体におきまして関係の法律あるいは予算措置において一応の対策は、この基本法に掲げております対策は打ち出されておると私どもは考えておりますが、ただ先般も申し上げましたように非常に不十分な点が多いというところはこれは否定できませんので、今後はその対策の内容をうんと高めていくということに努力いたしますと同時に、やはりどうしても改正が必要な場合にはこれは身体障害者福祉法の改正を行ないまして対策の充実につとめてまいりたいと思ひます。

それから沖縄におきます福祉、身障者対策でございますが、これは御指摘のとおり非常におくれているわけでございます。施設の敷とかそういうものは一応そろつておるようでございますけれども、内容は非常に不十分であるということでございます。いまして、実態調査もよく行なわれていないというふうな感じがするわけでございます。たとえば、沖縄の身体障害者の数は一応調査によりまして九千人でございますが、たとえば高知県、佐賀県あたりがみんな二万人をこしておるといふようなことで、おそらく身体障害者の数すら正確にわかっていないのではないかと思われるわけでございます。したがって、本土復帰に伴いまして積極的に実態調査を行ないまして、そして施設その他についても早急に本土に追いつくように整備をはかつてまいりたいと思ひます。そのためには予算も相当重点的に沖縄のほうに回すというようにいたしたいと思ひます。

○須原昭二君 最後に大臣にひとつ御決意のほどをお伺いしたいのですが、四十五年の八月の十三日に出された「身体障害者福祉施策の推進に関する答申」の内容で、これは三十数項目にわたる問題点を指摘をして、具体的に特に身体障害者の福祉対策のビジョンを提言しておるわけですが、この点を考えますと今度の法改正はほんのごく一部分だけしか答申にこたえておらない、こういう点が顕著なんです。したがって、やはり先ほどの沖縄の話は特例といたしまして、何といたしても日本の身体障害者の福祉行政というものは非常におくれている、このおくれを挽回するためには、答申を全面的に私は採用するといひますか、受け入れて、これを実現させることが必要ではないか。とりわけ、社会発展計画というものが出されておりますけれども、その中におけるところの身体障害者の対策という点についても、非常におくれを私は感じます。したがって、そういう問題点をどうこれから対処されていくのか、厚生大臣の基本的なものの考え方といひますか、積極的な意思表示といひますか、そういう点を御開陳いた

○国務大臣（斎藤昇君） わが国の福祉関係の施策

は、相当まだおくれておるところでございます。これは皆さま方からも指摘されておるとおりでありまして、われわれもさように認識をいたしております。ことにそのうちでも、身体障害者の問題がほんとうに真剣に取り上げられてきたのは私はまだ日なお浅いと、かように思います。したがいまして、これらについては特に重点的にやっております。これからは福祉の年代だと、こういわれるのにふさわしいようにやっていく必要があります。日本の新全総計画におきましてもそういう点を重点的に出してまいりたいと、かように存じます。審議会の答申等につきましては、これは予算で事実上措置ができる点が多々あるわけでありまして、それから、そういう先ほど申し上げましたような観点に従いまして充実ははかつてまいりたいと、かように考えます。

○高山樗牛君 私は、いまでも大臣も言われておりますから重ねて申すまでもないと思いますが、全く身体障害者のこの収容施設というものは非常に立ちおくれておると思います。したがって、そういう観点から、今度の法の改正で規定を整備してやろうと、こういうふうにお考えになっておるのだらうと思ふのです。

ところが、私はもっと基本的な問題でお願いしたいのですが、厚生省としては、やはり身体障害者の問題については、基本的な理念として一体国がやるべきか、地方自治体がやるべきか、こういう問題が、もう一つわれわれしろうとから見ますと、行く方向というものがはつきりしてないんではないかと、こういう感すら私は受けるわけですから。たとえて申しますなら、この調査表を見ましても、身体障害者の施設というものは、国立としては全く施設数が九カ所しかございません。それから市町村が大体百二十四、法人が八十六。その法人がやろうとしておる問題は、身体障害者の授

結局、政府として、これは大臣に言つても無

理な点かと思ひますけれども、厚生省自体の基本的な考え方と申しますか、地方自治体にウェイトを置いてどうしてもやらせなくちゃいかぬと、私はこういうことでいくのか、それともやはり法人を今後どんどん育成するのかということになると、先ほど小平委員が言われましたように、労働省もやりかけてきている。こういう問題は、もつと基本的な問題を私はお考え願ふ必要があるのではないか。あくまでも地方自治体にやらすのだ、それがためには国が助成するのだ、こういうことをやっていかないと、——むろん法人にしてもこれは国が助成しておられると思うのですよ。けれども三つの問題で三カ所がやらなくちゃいかぬというふうなことで、一体、しからば徹に入り細にわたるほんとうの指導理念というのが周知徹底できるかという、今日のような看護婦もおらな

いというより、な状態から見ると、やはりこれは手
おくれといひかますます不統一な施設になつてい
くのじゃないかといふ感すら私はするわけです。
われわれしろうとが判断してみても、そういう点を
どうお考えになつておるか、お聞かせ願ひたいと
思ひます。

○国務大臣(斎藤異君) 身体障害者の問題だけで

に、身体障害者の施策は、御承知のように非常に立ちおかれております。いままでは地方がやむにやまねずやるとか、あるいはいろいろ福祉法人が昔ならば慈善事業としてやっていくとかいうようなことから始まってきておるといのが歴史だと思ひます。しかし、今日のこの事態を踏まえては、やはり国が率先してみずからやり、あるいはまた自治体法人でやってもらうものにつきます。でも、やりやすいように、あるいは財政的な援助あるいは法的な規制、その他必要なものを、国がどしどし講じてやっていかなければならない。

○高山恒雄君 私もそうだと思いますが、

がつて、先ほど小平委員の御質問に対して、労働省がいまやりかけておるこの養護施設というのは内容においてはほとんど変わりないと、こういうことを言っておられるわけです。したがって、これは労働省の管轄範囲内にやはり入っていかざるを得ない。これは厚生大臣にさらに私は一つの例をあげて申し上げるのですが、実は保育所もそうなんです。前回、私は労働省に御質問いたしました。雇用促進事業団が、保育所の設備に対して金を貸しております。したがって、これは労働省の管轄で、労働省がやっておるわけです。厚生省も、しかば工場内にある保育所というようなものの監督権というものが、十分手配ができておるのかというと、これもできておりません。一体、どこがこれは責任を持つのですか。かりに三十人、三十人ぐらいの、あるいは養護資格もない人が保

育所のその施設でやっている。あるいは工場のある施設でやっている。何ら施設がない所でやっている施設を利用して何ら施設がないのか。労働、こういうものはどが一体指導するのか。労働省がやるのか、厚生省がやるのか。私は、これはいま労働省の問題を申し上げますのは、一つのはいまま労働省の問題を申し上げますのは、一つのは例を申し上げているわけです。ところが、いまこで規定を整備することおっしゃるけれども、労働

う。その場合の一体監督、そういう問題はどこが
省がこれから施設を相並拡大していくのてし
一体やるのか、全くこれはあいまいだと私は思う
のです。このいう問題こそ、いわゆる厚生に關
する問題としては、あくまでも予算についても厚
生省が完全な責任を持って、そして中央におい
ては國立としてモデルケースをつくっていく。少
くともモデルケースをつくる。そのモデルケー
スが完全にできたとするならば、これは地方自治
体においてやらすべき問題だ。それには國が助成
する、こういう私は基本理念的なものがなけれ
ば、今後の厚生施設におけるところの身体障害者

下を以てするが、實に万々興が、かゝる思ひこゝた

大分県、別府市に「太陽の家」といふ施設があるわけ
です。これは社会福祉のいわゆる法人ですが、施設を
持つておるわけですね、そこはこのすべての施設を
につけて……。そして、さらに身体検査を受け
ながら職業を求めているところまで一貫し
た施設を持つておるわけです。そこで私はこれを
見まして、あの労働自体というものが実際問題と
して身体に影響がないのか、あるいはまたこれが
ほんとうに適した仕事なのか、しかもこれに対
して国がどの程度の経費を補助しておるのか、そ
ういう点から見て、これはひょっとしたら身体障
害者に労働強化的な問題が起り得るのじゃない
かというような感じしますわけです。そういう
意味から考えますと、少なくとも先ほどから申し
ますように、やっぱり国がそういう施設に対して

国がつくつて、初めて地方自治体に移す、それからいわゆる社会福祉法人に移すなら移す、こういうふうな何かの基準がなければいかぬのではないかという感じを私は見學をして感ずるわけです。一体これらの問題について予算の処置として何か助成があるのかないのかですね、この点お聞かせ頂いて、思います。設備については十分の入で

すかをやつておられるようですが、市町村が十分の二ですか、補助をしてやつておる、このことはわかりませんが、こういう「太陽の家」というような施設の法人のものに対してはどういう助成をしておられるのか、この点ひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(加藤威二君)　こういうた身体障害者の施設につきましては、設備をつくるという場合には国が五割の負担をいたしております。それでは大体都道府県が残りの四分の一、それから大体法人の場合は残り四分の一を法人が負担をする、

そういうふうなところになっております。運営につきましては、これは一般の身体障害者の更生援護施設につきましては、大体事務費については国が八割持つ、そしてあと二割を都道府県が持つ、こういう形でございまして、この福祉工場を、今度新たに「太陽の家」も福祉工場になるわけでございまして、

【委員長退席、理事大橋和孝君着席】

五カ所のうちの二カ所になるわけでございまして、福祉工場になりました場合には、これは大体運営費につきましては、その職員の給与と申しますか、それだけを見てもいいこと。大体五十人の定員でございまして、大体六十人ぐらいの職員を置く。看護婦さんとか指導員とか、そういうのを入れます。その人の人件費についてこれは二分の一を国がみる、こういう仕組みになるわけでございまして、したがって、中に働いている人の要するに措置費というものはなくなる。したがってあとの分、生活する生活費につきましては、その福祉工場で働かされて、そしてそれによって生活していく、こういうことになるわけでございまして、

○高山恒雄君 したがって、ここにはボーダーライン層の方もいらっしゃると思いますが、この人はやっぱり自己負担になっておるわけですね。そういう点はどうなっておるのですか。全然もう補助はないのですか。それを含めての先ほどの予算ですか。

○政府委員(加藤成二君) 福祉工場の場合には、要するにボーダーラインの方でも、この福祉工場では工場の設備、それから住居ですね、そういうものについては全部二分の一の国が見るということ、中でまあいろいろな工場の下請けをやつてもらつて、それで相当の収入があるわけですね、それで生活をしていただく。こういうことで生活についてはこの場合、福祉工場の場合にはほとんど見ない、こういうたてまえになっております。

たしかにこの問題については先生御心配の点もあると思ひますので、私もこれは初めての試み

でございます。これがほんとうに身体障害者の福祉にプラスになるかどうかということを慎重に検討したいと思ひます。そういうことで監督も厳重にいたしまして、いさしくも先生御心配のよう、要するに身体障害者がこのためにからだのさうに悪くなるということとは絶対にならぬように、これは厳重に私どもは、まあ五ヶ所でございますから、比較的最初のうちは監督も容易だろうと思ひますので、十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○高山恒雄君 そういう政府のお考えであれば、私は今後十分なる研究をしていただいて、この施設がほんとうにいいということになれば、私はやっぱり拡大すると思ひます。先ほど私が申しましたように、このいろいろな例をとつてみましても、やりやすいことを法人がやるわけですが、この授産施設というものは、あるいは重度の授産施設でこれ二十七、八施設があるわけですから、法人がやるうとするのは、何かその相当の将来の見通しとある程度の利益というものがあがらなければ法人はやるまいのです。やりやすいやつに手をつけるわけですね。だから、先ほど私が例を申し上げましたけれども、事業団が、いろいろ今度労働省がそういうふうで手を出しますと、これも今後の問題としてます。私は拡大すると思ひます。そうしますと、厚生省が、厚生省が基本理念としてたつておる身体障害者のほんとうの擁護にはならないおそれ、私は心配するわけですね。だからこの身体障害者には特別の厚生省はその権限をはかに与えていかぬ、厚生省自体が国直轄で監督のことにしなければ私はいかぬと思ひます。これは試験的にやつてもらつて、いけなければどうするかということをお考え願ひたいと思ひます。非常に大事な問題だと思ひます。日本の場合にはそういう点はすべて、なんですね、自由なといひますか、政府の基本的指導がないといひますか。保育園の問題につきましても、至るところでそういうことをやるわけでございまして、それはやっぱり厚生

省が指導に対しては一つの理念を持つ、身体障害者においてもこれはどこにもやらしちやいかぬのだ、監督その他についてはすべて厚生省の責任である、こういう一つの秩序あるやり方ですね。これを私は確立していただくことを特に要望したいと思ひますが、どうですか、その点。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいまの問題は法人の問題でございますから私からお答えいたしますが、おっしゃいますとおり、さきにあげられました保育園、これはどこが施設を設けて経営をしようにも、その責任は厚生省ということをはっきりいたさなければならぬと思ひます。さようにしたいとおるわけでありまして、幼稚園にまいたしておるわけでありまして、幼稚園においては、これは教育ですから文部省ということになっておりますが、事、保育に關しては厚生省が責任者とはつきりいたしたい。いまおっしゃいました身体障害者の福祉工場という問題、少なくとも身体障害者の福祉という問題に關しましては、やはり厚生省がこれは唯一の責任者だといふ意味で、他の省でそういう身体障害者の職業の訓練その他をやるにいたしまして、福祉という面からは厚生省が責任を持つて絶えずそれを見守り続けながら、厚生省が正していくという姿勢はくすぶべきではない、かようにはつきり考えております。

○高山恒雄君 大臣はこの間見えなかつたものですから、これは労働大臣に私の一つの私案を申し上げたのですが、いまの保育園の問題です。事実上、金を貸しておるところは労働省管轄の事業団なんです。労働省の管轄なんです。ただし、そのした管轄の指導は労働省がしても、その後の施設その他における問題は、やはり厚生省でやつていただくということ、これは労働大臣のほうで明らかにしておいていただくことを特に厚生大臣にもお願いしておきたいと思ひます。これは、ほんとうに間違ひがあつたら、全くこの責任が、いまその責任を負うことすら明らかになつていない、私はこう思つております。労働大臣もそのとおり答弁できなかったのです。どう

か、その点をお話し合ひして明らかにしておいていただくことを切に願ひしておきます。

○理事(大橋和孝君) それでは本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

○理事(大橋和孝君) 次に、廃棄物処理施設整備緊急措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○高山恒雄君 今度政府が出しておられますこの廃棄物処理施設整備の緊急措置法ですが、非常に法律では簡単に、今後やういふことという考え、構想だけが法律的に出ておるわけですが、まあ都市といわず、あるいは過疎地帯といわず、非常に廃棄物の処理施設を設けようということになりますと問題がたくさんあるわけですね。いま東京でも、絶えずテレビ放送をいたしておられます。こういう問題については全く市民も反対をしますし、これも立ちおくれから出しておるわけですが、一体基本的に用地の確保、これに対する政府の取り組み方、これは今後構想を練られるのでしうが、いま厚生大臣としてこの法案を提出されるにあたりましては、一応の姿勢があつてしかるべきだと私は思ひますが、どういふ方向で、たとえば東京を例にしますならばお考えになつておるのか、お聞きしたいのであります。

なお、もう一つお聞きいたしますが、この中にもございまして「尿の処理と下水道の整備」、ほんとうを言いますと、これは写真を見れば、あるいは建設大臣と企画庁長官との話し合ひの中でお考えになるのでしうけれども、主として「尿処理と下水道」ということに限定されておるのかどうか、こういう点も含めて、厚生大臣の考え方を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) この廃棄物の処理問題、最近では非常にやまかい問題になってまいりましたのは、私から申し上げるまでもなく家庭ごみの分量が非常にふえてまいつた、しかもその中にいままでにはない粗大ごみが増してきている。さらに有害

物質、いわゆる化学合成の物質がふえてまいったという事柄が一点。いま一点は、産業廃棄物の問題が大きいクローズアップされている。しかも産業廃棄物についてはいままでほとんど手がつけられていない。放置することのできないような状態を呈しつつあるというのが昨年産業廃棄物処理法の大改正をやったわけであり、それを年次の今後計画的に推進をいたしたいというのが今度の法案でございます。

そこで、大都市の問題についておあげいただきましたが、一般のこの産業廃棄物、家庭ごみの処理のための土地の取得はとらえて問題を起こしているところが相当あります。大都市、特に東京都においては相当問題になっており、全国的に見ますればこの計画の中で土地取得に困っているところがあるという少くないわけがあります。しかしながら地方によりましては、この問題でその地域の住民の方々と紛争があつて、なかなか設置ができないところもあり、しかも、確かにこれはあるわけであり、しかし、数として全体から見ればそれほど多くないというのが大体的な現状でございます。

それからし尿処理、これもだいぶ進んでまいりましたが、五十年までは衛生処理を全部完了いたしたい。そのための年次計画というものを閣議で決定をいたしたい。しかしこれは下水道の関係がありますから、下水の五十年計画とあわせまして、そのないようにより建設省と連絡をとりながら五十年までは完成をいたしたい。その結果年次計画を閣議で決定をいたして推進をしていきたい。これがこの法案の趣旨でございます。また、たわれわれのやりたいと思つてるところでございます。

【理事大橋和孝君退席、理事鹿島俊雄君着席】
○高山恒雄君 通産省の工業技術院で、いま研究開発を、廃棄物の処理についてのいろいろな研究をされていると思つて、ここの関連性ですね。これは当然、いま大臣のお話を聞きますと下水道あるいはまた尿処理だけではない、いろいろ

な廃棄物もやはり考えざるを得ない、こういうふうにおつしやつてゐるわけですが、ここの通産省の工業技術院としての研究において、どの程度厚生省との法案に基づいて今後お互いに密接な連絡、これもやはりきき違ひがあつちやいかぬと思つて、大事なことですから、そういう面で通産省としてはどういふお考えなのか、いままた研究をされているのかお聞きしたいと思います。

○説明員（市橋利明君） 通産省の工業技術院では傘下の試験研究機関等におきましても特別研究等いろいろな廃棄物の処理関係の技術について研究を進めてゐるのでございますけれども、特に今年度約九千六百万円の予算で固型廃棄物の処理処分なアプローチを試みておられます。この予算は調査委託費となつておられますが、これを財団法人の日本産業技術振興協会に委託いたしまして、ごみの実態把握と将来予測並びにこれを解決する要素、技術につまましての調査を本年度やることになつております。このためにこの産業技術振興協会に学識経験者や地方公共団体等による委員会を構成いたしております。その中に厚生省も参加していただきまして、一緒に連携をとつてやつておる次第でございます。それから来年度以降につきましても、この研究開発について何らかの形で継続していくということにつきまして、ただいま検討中でございます。

○高山恒雄君 いろいろテレビその他個人の発明とか、あるいはまた、法人の発明もいろいろ廃棄物の再生利用ですか、こういう放送もされておるのですか、それはそれとして、また別に研究機関があるのですか、そういう点はどうなつておるんですか。処理場だけじゃなく、再生ということも含めて、それは別にまた研究しておるんだ、こういうことなんですか。それをお聞きせ願ひたい。

【理事鹿島俊雄君退席、理事大橋和孝君着席】
○説明員（市橋利明君） ただいまのお話で処理だ

けということではなくて、私どものほうでは、どちらかといいますと、資源を再生利用するという形において処理、処分の合理的な解決方法を見出したいということを中心にして現在の仕事を進めておられます。

○高山恒雄君 大臣にお聞きしたいんですがね。結局、日本の場合はビルもたくさんできてきたんですが、実にきたないですね。不潔ですよ。私は、これはやっぱり国民に対してどうか指導しなくちゃならぬと思つて、たとえて申しますならば、監督体制というもののパトロール制度ですね。これは警察がやっておるのですから、それでいいやうでありますけれども、ごみならごみを掘り出しますわね、なかなか処理しないというやうな問題が、これは地方自治体にも責任があるでしょうけれども、そういう違反が起つても、それを探索しようというパトロール体制というものは私は日本にない、どういふふうな気がしておるんですが、大臣はこの点どうお考えになりますか。やりつぱなしじゃないかという気がするのです。

○国務大臣（斎藤昇君） ただいまおつしやるのは、清掃という意味のことであらうと思つて、これは清掃の仕事は、市町村がやるということになつておるわけでありまして、私も、ちょっと敗戦直後に横浜におつたのですが、そのときに非常に進駐軍からやかましく毎日毎日言われたのは、この清掃の問題でございます。道がきたない、どこがきたないという、ずいぶん言われたわけでございます。そういう意味から申しますと、あれは戦後でありましたから特にひどかつたには違ひありませんが、やはりこの清掃という点については市町村に十分その責任を果たしていただきたい、そう考へておるわけでありまして、これについて国があるいは警察が関与しておるということとは私はないと思つて、一般の清掃につきましては、やはり国民の今日の環境をきれいにしたという気持ちで非常に高まつておりますから、それに即応して市町村もさらに意を注いでくれる

ことと思つて、私たちがその方向で今後一そう指導を強めてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○高山恒雄君 いや、私もいま大臣がおつしやるように、ほつておるということは申し上げたくなのです。監督官庁ができましたから、ここがやることもできませんけれども、いまここに廃棄物に対する処理をやらうという法律の提案が出た限りにおいては、やはり厚生省あたりがほんとうに音頭をとつて、たとえて申しますならば、私は監視体制が強化されなくちゃいかぬ。見ても見ぬふりをしていつておるというのが今日の現状じゃないかと思つて、ほつてあるとは思ひませんけれども、やはり専門的なパトロールができてないのじゃないかという感じがするのです。これだけ環境をやかましくいうこの時代に、厚生省がこの法律を、廃棄物処理の整備をしたいという法律を出されたのですから、厚生省でも、音頭をとつていただいで地域環境のいわゆる清掃と申しますか、整備と申しますか、まず自分の前からやれというくらいは私はまず前提があつて、環境というものはよくならぬのじゃないかという気がするのです。どうもそういう点が一。したがつて、そうすることによつていまの公害が私にはなくなると思つて、まあしかし気分だけでもそこで一掃すべきだ。そうして悪い点は着々と国としては打つべき手を打つていくという姿勢が今日の時代こそ望ましいのではないかと、この感に打たれるわけですね。大臣、その点、どうお考えになりますか、それをお聞きして私の質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣（斎藤昇君） 高山委員のおつしやるとおりだと思つて、先般行なわれました地方選挙におきまして、私は市長さんあるいは市会議員、それらの方々から話を聞いても、またそのときに実情を見ましても、何が一番の地域住民が要望しておることであつたか、何を一番政策に掲げた者が成功したかという、やはり環境整備であつ

梟の調査結果に基づきまして全国ベースで延ばしていきますと、量で申しますと、昭和四十六年におきましては日量で約百万トンの廃棄物が排出されているというふうに見込んでおります。

それからプラスチックでございますが、これは四十六年度におきましては、一年間で恐縮でございますが、二百五十万トン前後のプラスチックが廃棄物として出されておるといふふうに推計いたしております。

○田中善美子君 百万トンのうち二百五十万トンですか。

○政府委員(浦田純一君) 百万トンと申しますのは日量でございます。それからプラスチックのほうは年間でございます。

○田中善美子君 そうすると、年間五、六億トンになるというふうに考えてよろしいですね。

それで、まだ続けてお尋ねしますが、百万トンというのは総量ですか、それは家庭廃棄物からという一般廃棄物、全部含めてでありますね。

そして、その中で産業廃棄物はどのくらいになるか。産業廃棄物の中でもプラスチック廃棄物がどのくらいになるか。それからその推計の方法、ちょっといまいへんあいまいな感じがしたので、すけれども、つまり、いろいろありますね、農林畜産業から製造業からいろいろな建設業だ、いろいろありますね。それぞれそこから出る廃棄物をどうやって計算をされるのかと私思っておったのです。

○政府委員(會根田都夫君) 今回の緊急整備措置法案を作成するにあたりまして、推計等の過去の資料による推定値等も参考にいたしましたけれども、私どものほうで独自の立場でまた昭和五十年における産業廃棄物の排出量等も試算したのでございまして、それに基づきましては、先生御指摘のように、製造業の場合であれば出荷額等で、あるいは建設業等であれば工事額で、そういうふうに、業種によってそれぞれ廃棄物の量を推定いたしております。当然業種、あるいはまた製品によりまして廃棄物として残る量がそれぞれ異なる

なっておりますので、こまかく一応試算をいたしてございまして。具体的に、実はこの廃棄物整備緊急措置法で四カ年計画を策定するわけでございまして、それによりますと、その産業廃棄物につきましましては一億五千万を計上してございまして、これは五百億そのものが、実はかなりコンクリートな数府県の計画がございまして、その数府県におきまして七府県でございまして、その七府県におきましてこのように推計で実は廃棄物量を算出したしております。この七府県は、京浜あるいは阪神、愛知等も含まれておりますので、廃棄物総量としましては、数は七つでございますけれども、全国のシェアは約五、二％というところでございますので、そういったことから全国排出量を推定いたしましたわけでございます。

それからなお、先ほど先生から御指摘がございましたが、四十六年度における日量百万トンというのは産業廃棄物の量でございます。一般廃棄物は約十二万トン程度でございます。

○田中善美子君 やはりごみの量というのか、廃棄物の量はつきり把握しないと、そしてさつき申し上げましたけれども、その中身です、質がどういふものであるかということをはつきりしない、これを処理する方法を割り出すの私は困るだろうと思う。それから焼却する焼却炉だつて、どんなものをどこにつくらなければならぬか、どこの費用を分担するかとか、こまかい計算が必要なん、各都道府県に出る廃棄物の量とそれからその質をはつきり把握しなければならぬと思つたもので、それについてお尋ねしたわけなんです。それについては一度緊急のものからきちんとした調査をされるということを用意していただければと思つたけれども、それがなくて、非常に基礎的な要件だと思つたので、それから廃プラスチックが占める、つまり家庭ごみなんかの中にたくさん出てくるわけですね、それと産業廃棄物の中に占める分量と、それはどのくらいありますのうか。東京なんかは普通家庭ごみの一〇％近いというふうにいわれています。

○政府委員(浦田純一君) プラスチックが廃棄される場合に、産業系から出る量としましては全体の約二〇％くらいであります。生活系としてはその残りの八〇％ということでございます。これが一般廃棄物の中に占める割合から申しますと大体四十六年度、全国平均で申しまして一〇％弱、大きな都会では一〇％強といったような状況でございます。それから全体の産業廃棄物が日量百万トンと推定されますが、そのうちでプラスチックはどのくらいかということになりますと七千トン余りでございますので、〇・七％その前後だと思つております。

○田中善美子君 これはあまり詳しく議論していかれませんが、あとでまたプラスチックのことは議論したいと思つたので、公害国会のときには新しい公害として非常にこれが、私も公害対策委員だつたもので、公害として、たいへん難しいことだと思つたんですが、そのようにしているかというところについてなんですが、その計画なんですけれども、第一に、廃棄物処理施設につきましてこの第二条にありますが、これによりまして「産業廃棄物」とは、これは本法のほうの第二条にある定義でございますが、まず、一般廃棄物の定義がありまして、それから産業廃棄物のところ、この第二条の三項のところにあるんですね、「この法律において「産業廃棄物」とは、燃えがら、汚で伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。」と、こうなつておられます。そこでこれは「その他政令で定める廃棄物」といふのをこれで見たのです、で、私が聞きたしたのは、産業廃棄物という場合に、ここでもうばら工業的な大産業による産業廃棄物を処理対象としていふしやるのかというところ。それから「その他」といふのをここに産業廃棄物としていろいろな普通のものが出ておりますよ。紙くずだとか、木くずだとか、繊維くずだとか、いろいろのものがあつて、そしてその十三

号のところは本法第三条の第三項のものが載つていふわけですね。しかし今回のこの法律の対象とするのはこの三項のところだけですか、産業廃棄物という場合。

○政府委員(會根田都夫君) 私どもは産業廃棄物といふことばを使ひます場合に、この廃棄物処理法でいう「産業廃棄物」と、それよりもやや広い概念で使ひ場合と二通りございまして、先生御指摘のうちに、この廃棄物処理法によりまして、「産業廃棄物」は法律の二条、あるいは政令の一条で限定列挙されております。十八種類のものがあつて、いわゆる「産業廃棄物」であります。しかしながら、事業活動に伴う廃棄物はそれ以外にも多数あるわけございまして、それは広い意味ではいわゆる産業廃棄物といふことばに該当するものでございまして、今回のこの整備緊急措置法案で産業廃棄物につきましても処理施設を整備いたしたすけれども、それは必ずしも狭い意味の産業廃棄物に限られるものではなく、都市系の廃棄物等もございまして、それよりもっと広い概念で考えております。しかし、実際問題として具体的なプラント等の形ではおそく産業廃棄物、いわゆる狭い意味の産業廃棄物が主題になると思つて、最終処分地等についてはもっと広い、いわゆる産業廃棄物が含まれることにならう、そういうふうにとらえております。

○田中善美子君 ちょっとどうも……。この緊急措置法案では第二条のところで、「廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物を処理するための施設だと言ひしております。それで、その法律のほうの第二条を見ると、三項に「この法律において「産業廃棄物」とは、」とつて限定してあります。第十三号のところのものが。それで私は産業廃棄物といふときには狭く、特に化学合成産業、あるいは石油とか、あるいは鉄とか、その廃油とか、そういう特別のもの、そういうものを主にした対

策などではないかと思つたわけなんです。そこに重点を置かれたという意味じゃないんですか。

○政府委員(會根田都夫君) この「廃棄物処理施設」としましては、廃棄物処理法の十五条にございます。その処理施設を一応考えてございまして、けれども、整備事業はこのほかにいわゆる廃棄物の最終処分地あるいはまた海洋投棄のための埠頭等の建設、そういったものも一応事業量としては考えてございまして、そういうものにつきましては必ずしもこの母法のほうでいう産業廃棄物というものに狭く限つてはならないという考えでございます。

○田中寿美子君 まあ、私は重点をつけなければならぬかと思つたし、非常に緊急を要しているのはこの合成化学産業から出てくる物その他ですね。非常に最近の高度産業政策の中から出てくる廃棄物には力を入れなきゃならないと思つて、特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令のほうの十三に、「汚水、廃油、廃酸、廃アルカリ」何々と書いてありますところですね、それを含めて十八種類とおっしゃったんだと思つて、この中に、たとえば最近非常に問題になってきているPCBだとかあるいはBHCだとか、そのほか有機水銀だとか、カドミウムだとか、そういうものも入りますか。

○政府委員(會根田都夫君) この廃棄物の定義に、実は政令の第一条十三号は、中間処理の結果、当初の性状より変形したもので、たとえば汚泥等を処理しまして形が変わる、そういうものでも初めの状態として産業廃棄物の分類としてはとらえるという趣旨の規定でございまして、廃酸等は法律のほうの例示にございまして、そういう意味で十八種類でございまして、

それから具体的にそのPCBにつきましても、私どもいまのところは一応は廃油ということとで読めるのではないかと考えております。

それから、カドミウム、その他重金属類を含んだものにつきましては、この政令で処理、処分の

基準が書いてございまして、けれども、廃棄物の中にそういう有害物質を含みますものにつきましても、特別のきびしい基準をつくつておまして、有害物質を含む産業廃棄物の処理基準ということで別途整理をいたしてございまして、

○田中寿美子君 どこに指定してありますか、カドミウムとか、有機水銀とか、鉛とか、そういうもの、BHC、ちよつと発見できなかったんですが、

○政府委員(會根田都夫君) 政令の六条の二項でございまして、

○田中寿美子君 名前が出ていますか、物質の別表云々というところで、具体的な有害物質の種類は政令六条二項に基づく別表にございまして、この別表で有害物質をいたしまして、水銀、カドミウム、鉛、有機水銀、六価クロム、砒素と、これだけ掲上げてございまして、

○田中寿美子君 この中にBHCなんかも入つていますか。別表の中にカドミウムはありますね、水銀、有機水銀、六価クロム……。ちよつと、PCBが全然ないですね。私は、こういうことはいま非常に問題になってきているものはちゃんと政令の中に指定していただきたいということを要望しておきたいと思つて、

それで、緊急措置法案の対象とするのはいまのことと一応わかつたということにしまして、PCBとか、カドミウムとか、水銀とか、BHCとか、最近非常に問題になっていっているものを産業廃棄物としての処理の対象としてはつきりと出してもいいというのをもう一度申し上げておきまして、産業廃棄物処理施設整備事業のところなんです、地方公共団体とそれから国との関係なんです、この産業廃棄物処理事業を行なう主体は地方公共団体ですね。

○政府委員(會根田都夫君) 産業廃棄物のうち一般廃棄物につきましては、従来の清掃法どおり、市町村のいわば固有事務として市町村長に義務づけてございまして、

産業廃棄物につきましては、実はそのことが新法制定の大きな動機だったわけでございますけれども、地方公共団体で処理いたす際にもやはり広域的に処理しなければならぬ。ところが、従来の清掃法では市町村のみが処理実施主体になっておりますので、それを改めるという意味で、市町村のほか都道府県にも産業廃棄物につきましてはその実施の権能を与えたということでございまして、

○田中寿美子君 政府のほうで整備計画をつくる。それは中央的な全体的な整備計画をつくるわけですね。それから、各都道府県にもそれぞれ廃棄物処理の計画をつくらせることになっておりまして、それで、その第四条の一項で、政府は、実施のための必要な措置を講ずるとあります。必要な措置というのを具体的に説明していただきたいのです。

○政府委員(會根田都夫君) 整備緊急措置法案の第四条の第一項に「必要な措置」とございまして、これは、一応この「必要な措置」の具体的な内容として考えられますのは、母法の廃棄物処理法、この第四条(国及び地方公共団体の責務)の第三項に「国の責務を一般的に書いてございまして、この本法に具体的な措置をいたしましては、この本法の第二十三条(国庫補助)の規定にございまして、第二十三条には(特別な助成)といたしまして、融資等のあつせんがございまして、そういうことが必要な措置の具体的な内容にならうかと存じます。

○田中寿美子君 それで、お聞きしたいのですけれども、一般廃棄物ですね、家庭から出るごみだとか尿尿だとか、そういうものについて政府は国庫補助をしようと思つて、今度産業廃棄物に關して国庫補助をするのか、——助成というのがありますね、第二十三条に、この助成というのに、「資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。」というのがあるんです。産業廃棄物に關してはそれだけであつて、あとは国庫補助というのはいくつかあるものだけだということに考へ

てよろしいですか。

○政府委員(會根田都夫君) 制度的な国庫補助は、一般廃棄物に限られるわけでございますが、実際には、やはり産業廃棄物の広域処理事業については国としても積極的な援助する必要があるというところで、予算上の措置をいたしまして四十六年度におきましては一億円、四十七年度におきましては二億円の補助金が計上されてございまして、ただ、一般的に申しますと、事業者の費用負担法等の關係もございまして、国庫補助というものがかりに考えられるにしても、それはやはりある程度対象を絞るなり、そういう限られた形のものにならざるを得ないのではないかと。重点は、やはり融資ということにならうかと存じます。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

○田中寿美子君 それで産業廃棄物に対する五百億の予算を立てていらっしゃるわけですね、この内容はどういふふうに使われるのか知りたいたいわけなんです。国庫補助として二億、四十七年度に使うという場合は、たとえば具体的な例で言つていただきたいのですけれども、たとえば田子の浦のヘドロの問題がありました。あそこ製紙工場の小さいのがたくさんある。そして大きな工場はほとんど流していただけたけれども、小さい工場も一緒に流していただけた。その場合に、小さい工場が流す共同溝をつくる場合に、それは一部は国が補助して、その地方公共団体にそれをさせると、こういうふうになるんですか。本来企業が出す産業廃棄物の処理の費用というものは、本来企業が負担すべきものという原則があるべきだと思つて、ですね。ですから、国の費用をどうやらに産業廃棄物の処理のために使つていくべきではない。だから、一体何にこの五百億は主として使つかうということなんです。で、この産業廃棄物に使うとしたら具体的にどんなものがあるのか、御説明してください。

○政府委員(會根田都夫君) 五百億の内訳の問題でございまして、まず、この産業廃棄物の公共投資を考へるにあたりまして、私どもが前

提として考えましたのは、やはり事業主の自己処理責任という考え方、原則がございまして、産業廃棄物の中でも大企業はもっぱら自己処理をお願いする。自己処理というところになります。みずから処理するか、あるいは民間の業者に処理させるというところになるわけでございますけれども、しかしながら、中小企業につきましては、いろいろ費用の点もございまして、また産業廃棄物によりましては、個々の企業ごとにやるよりは、やはり集中的に処理をしたほうが環境保全上も、あるいはまた経済効果の上でも望ましいというところも考えられますので、したがって私どもは、主として中小企業を対象としてこの五百億を考えたわけでございまして、ごく大ざっぱに申し上げますと、これによりまして産業廃棄物総量の約七割が大企業というところになりますので、三割相当を公共投資の形で引き受けようという考え方にあります。もちろん、公共投資で整備いたしますけれども、費用負担の考え方は依然として生きていくわけでございまして、当然利用料は徴収するというところになるわけでございます。

次に、五百億の具体的な内訳でございましてけれども、実は本案提出を一年見送って具体的な検討を重ねたのでございまして、現段階におきましてまだすべての府県が産業廃棄物の実態を把握し、施設整備の具体的なプランを持つに至っておりませんので、今日の段階では、ほばかたいプランを持つておりますのは、もうすでに始めております大阪、愛知を含め、先ほど申し上げましたように、東京、神奈川、兵庫等七府県でございまして、これはそれぞれ具体的な年次計画を取り寄せてまして、その昭和五十年までの事業量を合計いたしますとおおむね五百億になるということでございまして、ただし、それでは五百億では七府県では非常に足りないではないかということも当然考えられますので、この種の年次計画では異例のことで、廃棄物としては初めてでございまして、将来のそういった浮動的要素に備える意味から、特に予備費四百億を計上いたしました、この四百

億はもっぱらそういう産業廃棄物のために考えた予備費でございまして。

○田中寿美子君 主として中小企業から排出される汚泥とか廃プラスチック、廃油等の対象となるところの産業廃棄物処理施設に使用し、こういうことでほとんど五百億がそれに使われるわけですね。私、いただいた資料からは五百億の内訳は何にもわかりませんでしたもので、一たいへんまあ大きな、四千二百億ですか、大きな予算です。ね。四千二百億、そのうちの五百億で、ちょっとつかみ金で出ているような感じがしたもので、それから、これだけの大きな予算を使う以上は、ちゃんとした具体的な計画があつてしかるべきだと思つたわけですね。もちろん、この日本じゅうの産業廃棄物に対する施設としては、まだまだ足りないもののだと思つて、地方自治体が、地方公共団体が産業廃棄物のための処理施設をつくつて、そして、それに関して料金を徴収してもいいという項目がありました。これはどういうふうな種類のものですか。

○政府委員(會根田郁夫君) 費用徴収の規定は、母法のほうの十三条の二項にございまして、これは、この具体的なプラントの利用料といたしましては、結局施設の償却費、それから施設の運営費、そういったものにならうかと存じます。現在、名古屋、愛知の産業廃棄物処理センターで廃油のプラントが稼働いたして、費用徴収も定められておりますけれども、その例では一キロ千円というふうな料金が定められておりますけれども、これも大体そのような考えで定められていっているように承知しております。

○田中寿美子君 それから産業廃棄物の処理の責任といふことが、主として企業にあり、事業主のほうにあるという原則は、はつきりしていると思うのですが、中小企業に關しては、国費も使用し、あるいは地方自治体もお金を出すだろう、一部は料金徴収でそれを償却していく、こういうことですね。事業主のほうで処理するしかたというのは、自分の手で焼却炉をつ

くるなりあるいはその他のいろいろな方法で処理する方法、それから事業者が共同で処理する方法があるというところが出ておりますね。それから処理業者に委託をしてもいいというのがあります。これは何か特定の公社みたいなものをつくろうとしていられるのでしょうか。それから、たしか十三条ですね、もう一つの方法は、地方公共団体が引き受けて、条例で定める費用の徴収をする。こういう四通りぐらいの処理のしかたがあるのだと思うのですが、いまおっしゃった費用は、もちろん企業から取り立てる費用ですね。その委託業といふのはどういうことを考えていますか。

○政府委員(會根田郁夫君) 産業廃棄物の処理業につきましましては、この第十四条にございまして、許可業者の制度を新しくつくつたのでございまして、これは具体的に公社そのものを考えているというよりは、むしろ一般的に、いわゆる産業廃棄物の処理業者の考えでございまして、現在、公社が数府県に設けられておりますけれども、この公社の実態は地方公共団体の設置いたしました廃棄物処理施設といわば運営を委任されたという形の公社が大部分でございまして、もともと将来いわれる公社という名前と文字どおり処理業者、処理機関ができることは当然考えられますけれども、いまのところ公社の実態はそういうこととございまして。

○田中寿美子君 公社となりますと政府の計上する予算もそちらに入っていく可能性もあると思うんですが、その辺は十分きびしく監督していただかなければいけないと思つております。

それから次に、産業廃棄物の処理施設整備の費用の点について、大企業の場合、大企業の場合、原則として大企業の場合がそれを持つて、そこで、たとえばPCBの場合ですね、この処理について、もう時間があつたから、ついでにお伺いしますけれども、いまたいへん騒ぎになつて、そして通産省はそれこれの製造の中止を通告された、そして事実上中止になるといふふうに報道されているわけなんです、その処

理についてその方法、それからその費用の負担などのことを説明していただきたいと思います。

○説明員(小幡八郎君) PCBの回収の問題でございまして、ことしの四月にトランス、コンデンサー及び熱媒体として、熱交換器として使用している各企業に対して、現在PCB入りの機器が設置されているかどうかという点の点検をすること、及びその結果PCBが使用されているということがわかつた場合には、その機器にPCBが入っている旨の表示をすることを指示したわけでございまして、それで、トランス、コンデンサー及び熱交換器は、これはいわゆる閉鎖系と称せられる用途でございまして、PCBをその機器の中で使っている間はこれが外部に出るということがないわけでございますけれども、これがこの機器が廃棄されるときに中身ごと廃棄してしまふということになります、これが汚染源になるというところでございますので、機器の廃棄の際には、その中のPCBを回収いたしまして、それを機器メーカーを通じてPCBのメーカーに返却するということを指示したわけでございまして、それで、現在すでに熱媒体につきましてはかなりの量がPCBメーカーに返却されつつあるわけでございまして、現在この返却されましたPCBは、PCBメーカーの焼却炉において高温で焼却処理をするというところになっております。ただ現在のPCBメーカーの既存の焼却炉の能力が非常に小さいわけでございますので、この増設をするというところになっておるわけでございまして、それによりまして、今後かなりの長期間にわたつて回収されるということになると思つて、回収されたPCBを処理するという方法をどうしていくわけでございます。その際の費用の負担でございますけれども、いままでのところは、PCBのメーカーのところで、ユーザーあるいは機器メーカーがドラムに詰めまして、これを運んでまいりまして、そこで焼却の手数料というものを徴収しましてPCBメーカーにおいて焼却しておるわけでございます。しかしながら、このPCBの

なんかその他に使ったのが四万何千トン、これは大部分回収の見込みはないというふうに書いておられますけれども、いまだに研究調査中で回収は非常に困難だということも、もうすでに認めてはいらつしやるわけなんですけれども、特に最近、たとえばパンの包み紙のインクにPCBが入っている、あるいは再生紙のトイレットペーパーにはPCBを使っているとか、そういうたようなことが言われているので、一体これの回収をどうするかというようなこと、非常に重大なことなんです、一番原体のメーカーと、それからそれを使用

○説明員(小幡八郎君) ただいま御質問のありましたあのことについてお答えいたしたいと思いますが、現在、PCBの処理の場合に、PCBメーカーがユーズーから焼却処理の手数料を取っているという点に関してでございますけれども、この場合はPCBのユーズーもやはりそのPCBを使いまして電気製品をつくるとかあるいは熱交換器をつくるとかいう、いわゆる企業でございます。その企業が自己の製品をつくる場合に使ったPCBの廃油を処理するというのは、これは本来はその企業がやらなければならないことではなかつた。

いろいろとお願いしているわけでございますけれども、実際問題としてなかなか家庭内に入りますと、それで実際問題としてこれらの回収はあまり望めないということが実情かと思えます。したがって、これらはどうしてもやむを得ず市町村の清掃事業の中にまかせざるを得ないということでございます。

私ども、これらの点につきましていろいろと調査を進めておりますが、私どもが現在までに調べたところではすでに使用されておりますPCBの総量のうち、大体三割から五割くらいがそういう

置、これらのものも含めまして、つまり設備の高度化を考え、対応してまいりたい。もちろん、いろいろとプラスチック全体、あるいは化学合成品全般について、環境汚染を防ぐという根本的な施策というものは別途に講じていく。またそれに対する企業の責任、こういうものを明確にしていこうということが背景になくはならない問題だと考えます。

○田中寿美子君　家庭ごみの中のPCBが環境汚染要素となる比率は非常に低いというお話でございまいしたけれども、環境汚染という一家庭ごみ

からはそうかもしれません。ですけれども、産業廃棄物としてのPCBがちゃんと処理されなかったために、水の中に入って海に入って魚を汚して人間を汚染するというこの経路はもうすいぶんいまやかましくいわれている最中でございますから、ですから非常にきびしい政策をとらなければいけないと思うんですね。それで、いまさっきちょっと私が申し上げました、きょうのこの新聞も、九千トンしか回収は不可能だ、ほとんどあとでは回収できない、五万何千トンのうち、そういう状況であるとしたら、これは一体どういうふうな処理をするつもりなのかということなのです。

で、いま通産省の方は、一体どこでどういう形で研究をしていらっしゃるかと、そして、その対策としてどういうことを考えているか。何カ月間くらいでその対策が出てくるのか、そういうことをお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(小幡八郎君) けさの新聞で、九千トンしか処理できないという記事が出ていたように私も見ましたけれども、これはおそらく、当面九千トン程度を回収するというものではなからうかと思ひます。私どもの試算によりますと、御指摘のように従来国内で使用されましたPCBは約五万三千トンでございます。そのうち、概数で申し上げますと、トランス、コンデンサー用に約三万六千トン、それから熱媒体用に九千トン、感圧紙用に五千トン、その他の開放系に三千トンという数量が出荷されたわけでございます。それで、このうち、ほとんど回収がむずかしいからうと思ひますが、まず、その他の開放系の三千トンでございます。それから感圧紙の五千トンにつきましても、これは現在官公庁等にある感圧紙の使用済みのもの、あるいは未使用のものはそのまま保管をしていただいております。これは技術のめどがついて処理できるようになった場合に回収して処理するということになっておりますけれども、しかし、その数量がどのくらいになるかというところは、現在、調査中でございますけれども、しかし、五千トンというものの大半はすでに外へ

出てしまったんではなからうかというように推定しております。それから熱媒体の九千トンでございます。これもかつて相当前から使っておりますので、これがそのまま全部回収できることは考えておりませんけれども、大体六千トン程度、三分の二程度は回収ができるのではなからうかというように推定しております。それからトランス、コンデンサー用の三万六千トンにつきましても、これは大体三万トン程度は回収できるのではなからうかと考えております。ただ、このトランス、コンデンサーと申しますのは、非常に耐用年数が長い機材でございますので、その機能が落ちましてこれを廃棄するときに回収するということになります。それから、感圧紙の回収をかりにゼロといたしましても、熱媒体とトランス、コンデンサー用のPCBで合わせて三万六千トン程度は回収が可能ではなからうかというふうに考えております。それから感圧紙等の処理技術についてのめどの問題でございますが、所管課長が参っておりますので説明させていただきますと思ひます。

○説明員(村田文男君) 感圧紙の処理、回収の問題でございますが、先ほどから説明がございましたように、私どものはうでは学識経験者、それから関係メーカー、それに関係各省との担当官からなりますPCB感圧紙処理技術研究会というのを五月に発足させて、いままで二回ばかりずつに検討を始めておるところでございます。近く具体的な研究といいますが、実験にも取りかかるといふことにもいたしております。それで、研究会に対しましては、私どものほうでは二カ月程度で方向のめどだけはつけていただきたい、こういうお願いでございまして進めております。

○田中善美子君 たくさんまだ質問がありますから、私は質問を残さなければ、実はそのPCBがたいへん問題になっているときに、研究と調査、それから対策がはかっているわけですね。これは、全部こういう有害物質の研究は、あとからあとから追っかけているような状況で、やむを得ない面は、いままですう問題意識がなかったり、それからそれだけの人員がいなかったり、研究体制がなかったりしているという点はわかりまされども、たいへんこれはいま騒がれている重大な問題でございますし、母乳からも出るというような状況にございますので、非常に急がなければいけない。しかし、私は、この際、BHCに關連して一言申し上げなければ、BHCのことを一昨年から昨年にかけてすいぶん長い間、一年半くらい、牛乳汚染をはじめ追及して、そうしてBHCは昨年製造も中止になってしまった。じゃあ、そのあと七千トンから在庫していたBHCの回収、処理はどうなつたかということになる、どうもまだそれができていませんですね。やっぱりその方法についても研究中だと思ひます。まあお答えいただければちょっとお答えいただきますけれども……ですから、そのPCBについても非常に研究をして、その処理方法をきめても、回収を一体どのように見届けなさるか、その体制ができるのか、私、非常に不安に感じます。それはきちんとした対策を立てることを要望したいし、それをさせるということをやまず大臣から伺いたいと思ひます。

それからついでに申し上げておきますが、これはまた後の機会に議論したいと思ひますけれども、感圧紙に關して、これは非常に回収しにくいものだと思いますけれども、いまかりにアルキルナフタリン、アルキルベンゼンを使ってノーカーボン感圧紙を売っている。そのメーカーが新しいノーカーボン紙に安全証明をつけて売っているのですね。ところがこの安全証明の根拠になっているのは、東京歯科大学と日本の試験なんです。それをなさった東京歯科大学の河合正計講師は、私のデータはあくまでも予備テストにすぎない、安全性について云々できない、それなのに安全性を宣伝して、安全証明書をつけて売っているというので、異羽化学に注意をしているわけですね。通産省のほうはアルキルナフタリン、アルキルベンゼンはいじょうぶですというふうにおつ

しゃつたけれども、これはしかし慢性毒性まで十分に調査しなければならぬので、こういうことを次々に重ねておきますと、また次の有害物質が出てくるわけでございます。ですから、こういうことについて非常にきびしくやらなければいけないというのを私は要望いたしておきます。

それでBHCの処理や回収がどうなつておるかということをおつしやつていただき、産業廃棄物というものの対して非常にきびしい姿勢が国も必要です。都道府県にやらせるなら、その気でもやらせるだけの手だてを講じなければいけないし、それから企業の責任というものをきびしく求めるという態度をとっていただきたい。その点を斎藤厚生大臣から最後にお伺いして、私はきょうはこれで問題を残しておきまして、次の機会にまた質問をしたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 農林省のほうから最初に……

○説明員(福田秀夫君) BHCの回収、処理だけについてお答え申し上げます。

御承知のとおり、BHCは昨年五月一日以後一般には使えなくなったのでございますが、その時点以来使えなくなつて残つた、いま先生の御指摘のありました七千トンのBHCをどのように処理するかということでございますが、これを科学的にうまく処理する方法があるかないか、学者、専門家の間で議論していただきましたけれども、その処理の方法がない。諸外国の例を調べましても、どの国にも適当な処理方法はない。諸外国は全部使つてしまつてやめていくという方向でやっておるようでございますので、そこで使つてしまふのが一番安全だということを言つておる諸外国もありましたので、わが国としましてはそれを使うことは許さないということ、全部やめまして、これを小規模単位に安全な場所に埋没するような方法で処理していく以外に仕方ないというところで、一年でやめる、そういう方向で指導してまいりました。その結果、かなりの量がそのよう

その回収しましたものがメーカーなり、農業団体の倉庫に集まってまいりまして、現在先ほど申しました七千トンばかりが集まっております。そのように集めましたものを安全に小規模処理するということは非常に困難でございます。しかしながら、これをそのまま置いておきますと、これが完全に処理されるまでには相当年月を要することになります。そうしますと、その間、これは他に使用されたり、あるいは不慮の災害等で地下水に汚染したりして環境を悪くするということも考えられますので、農林省といたしましては、四十七年度に予算を組みまして、本年度中にこれを処分してしまおうということにいたしました。すなわち、一カ所三トン程度の規模で、これを私どもは大規模処理と申しておりますが、一カ所三トン程度の規模でコンクリートのカプセルの中に封じ込んでしまひまして、地下水等を汚染するおそれのないような場所、なおかつそのカプセルがこわれるような危険がないような場所をさがしてこれを埋設しようというふうにいたしまして、そのような予算を計上したわけでございます。

○田中野美子君 だれがやるんです、それを。

○説明員(福田秀夫君) それぞれの都道府県、関係市町村、それから農業団体、それからBHCを製造しました会社等々で処理組合というふうなものをつくらせまして、その処理組合に補助金を出しまして、その処理組合で具体的な方法を検討していただくということになっております。そのようなことで今年度じゅうに処理を始めてまいりたいと考えております。現在、都道府県を通じて掌握いたしましたところ、本年度そのような処理をする予定のものが六千五百トン余り、なおかつ小規模処理が可能であるといつて、小規模処理を計画しているものが三百トンばかりでございます。合わして七千トンばかりを処理すれば、農業としてのBHCの処理は一応終わるかと思っております。

○国務大臣(斎藤昇君) PCBの完全処理の問題は非常にむずかしいのですが、しかし、

これはむずかしいといつてはつておくわけにはまいりません。したがって環境庁が中心になりまして、そして関係省の者と一緒になって、ただいま通産省から御説明を申し上げましたような方法で回収をし、それを最終処理をするのにどうしたらいいか。現に最終処理をする施設がありますが、これは能力が非常にまだ過小であると、したがって全部処理をするのはどうしたらいいかといふことで、専心いそいで検討してもらつております。厚生省といたしましては、完全に回収をし、そして完全に処理をしてもらいたいという立場からこれに参画をいたして、一日も早くその実現を期したいというふうに努力中でございます。

なお、農林省からBHCの処理の現在のし方を御説明を申し上げましたが、これはまあ現状においてはやむを得なかつたかと思ひますが、しかし、三トン程度に分けてと申ししても、これは完全にコンクリートのカプセルの中に入れていいますが、これは永久に安全であるかどうかといふと、私はそれは言い切れない。したがつて、少なくともその三トン程度でも埋めたところは明確にしておく、そして一日も早く、やはり現在は化学処理の方法がないといふますが、将来研究を重ねればないこともないであろうと、したがつて、研究を重ねて、そしてほんとうに危険な状態にならないように、まるで爆弾をしょつちゅうかかえておるようでは、特に三トンが一時にどうこうなるといふことであれば、思わざるやばり健康被害を起すであらう、かように考えますので、その点を要望をいたしておるところでございます。

○小平芳平君 限られた時間でありまして、要点だけ質問いたしますので、簡単に答へ願ひたいと思ひます。

初めに厚生省に伺ひますが、厚生省では、先ほどの局長の御説明では、こうした廃棄物処理施設から公害が発生することはPCBの場合はまずないといふような答弁をしておられますが、このごみ焼却場から出る粉じんからどのようなものが出ると思ひますか。

○政府委員(浦田純一君) 一般廃棄物を焼却する焼却場から、煙突からどういったような有害物質が出るかということ、PCBだけでございます。PCBについては先ほど申し上げましたとおりで、今後十分に注意してまいりたいと思ひます。一般廃棄物と申ししても、実はいわゆるごみでございます。いろいろな、それこそいろいろな物質が含まれてくるわけでございます。その時点の産業の構造とか、あるいは生活様式とか、そういったものに左右されてそのしわ寄せを受けるのは当然でございます。したがつて、問題は、たとえばPCBの環境汚染が起つたときには、当然、一般廃棄物の中にもPCBが含まれてくる。それからBHC、DDTについても、しかりだと思ひます。それからこの前からの問題になつておりましたカドミウム、あるいは水銀その他の微量重金属につきましても、現在の分析方法でもつてしまいますといふと、やはりちゃんとひつかかつてくるのでございます。それから有毒なガスといったしましては、いま先生も御案内でございますが、たとえば塩化ビニールなどを燃やしますと塩化水素が出ると、あるいは温度の調節を誤りますといふと、窒素酸化物等が出るといったようなことで、可能性としては、現在、使用されておりますあらゆるものが一般廃棄物の中にまじり、そして煙突から出てくるという可能性は否定できないのでございます。

○小平芳平君 それは単なる可能性だけではなくて、実際に分析をしてみればわかるわけでしょう。それはカドミウム等の現在わかっている有害重金属、そのほかにもどのような重金属が出るか、そういうことをやつたことありませんか。

○政府委員(浦田純一君) 私どもは市町村のほうにお願いしまして、廃棄物処理場から出ます排気ガスの中に含まれているいろいろな物質についての分析をしていただきましたが、いまその詳しいデータは持つておりませんが、先ほど申しましたもののほかに、鉛あるいは、亜鉛といつたようなものが含まれておるといふふうに記

憶しております。

○小平芳平君 ですから分析をしてみればいいじゃないですか、どうせやつてもおたくは発表しないでしょうけれどもね。ニッケル、バリウム、アルミニウム、鉄、すず、珪素、マンガ、銅、鉛、チタン、銀、亜鉛、クロムそのほかにもまだ元素があるかもしれないが、およそのものはみんな出ているという、したがつて、今回のこの緊急措置法案も、田中委員が最初に指摘されたとおり、条文はきつめて簡単ですけれども、内容としてはきつめて重要な内容であるという点、私も全く同感であります。で、この限られた時間ではとても質問がし切れないわけですが、最初にこれだけの計画を達成する見通しについて、そしていろいろな困難があります。最初の困難は用地の問題だと思ひます。そのような点についての見通しはどのように立てておられますか。

○政府委員(浦田純一君) 今回の計画の達成の見通しは、かんといふことでございますが、私どもは、従来第一次、第二次と、いずれも整備計画を進めてきたのでございますが、これは結論的に申しますと、最終的には行政需要を満たすと、十分に満たすといふところまでいかなかつたことは非常に残念であり、反省いたしておりますが、事業計画の達成そのものの率から申しますと、ほぼ当初の目標の事業量はこなしてきたところでございます。今回の計画は、いま私どものほうでこの計画を立てるにあたりまして、都道府県を通じて全国の各市町村からできるだけ具体的な計画をいただいて、そしてそれに基づきまして立てた計画でございます。いずれも各市町村において、その達成についての見通しがあつて行なっているのだと思ひますけれども、まあ、私どもは先生のおっしゃつたような、最大のネックはおそらくはやはり土地問題だらうといふことは十分に認識しておるつもりでございます。今年の達成の見通しを申し上げますと、現在のとこいづれも私どもの初年度に予定しております事業量、いづれもと申しますのは、し尿処理計画につきまして

も、あるいはごみの処理計画につきましてもというところでございますが、いずれにつきましても、また産業の廃棄物の処理計画も含めてでございますが、それにつきましても、四十七年度につきましても、これは消化可能である。むしろどちらかといえば、多少ラッシュといったようなことでございます。この調子がずっと続くというのを私もどもは期待しております。

なお、都道府県、市町村のほうの、ことに先ほど申しましたネックになる土地獲得の分につきましては、十分に前もって支障のないような計画を立てるようには強力に指導してまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 これは、要するに公共の利益といたってごみ焼却場、屎尿処理場をつくることは公共の利益だと、ところが地域住民はたいへんなことになる。いま申し述べますような重金屬が絶えず吹き出してくる。それからそのほか運搬車がひっきりなしに通る。そういう公共の利益と地域住民の利益と相反する場合、これはどのように厚生大臣は受け取られますか。そういう点については、それはすでに裁判になって、広島県の例などは、——広島県吉田町、ここでは広島地裁で住民が勝訴しているという報道がありますが、その理由としては、地方自治体は地域住民の生活と健康を維持増進するための当然の責任があるという点、あるいは話し合いが十分でないという点、あるいは地元のほうで勝訴し、そして控訴されているという点も起きているわけです。したがって、ただ公共の利益優先ということで済まされない、国民たるもの、環境権ということばこそ使っていないけれども、この判決ではまさしくそういう生活環境を守るということを根本原則にした判決だというように述べておられますが、そういう点についていかがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) この種の施設を建設いたします場合に、この付近の住民との間に相当話し合いをする上でもんちゃんもあることを聞いておりますが、しかしながら、そのために事業を中止

をしなればならない、できなくなったということは、数字としてはわずかな数字でございます。事例としては大きく取り上げられますけれども、さほどに心配する事例ではないと思っておりますが、しかし今後これをさらに推進してまいります場合には、大都市の中に設けるとか、そういう場合にはやはり相当あるであろうと、かように考えます。まず住民の方々に十分理解をしてもらう、理解をしてもらうについては、そこから起る住民の心配するような事態のないようにして、そしてその施設をやっていくことが必要だと思えます。それには焼却施設のつくり方、あり方、また燃焼の方法等においても地方住民に被害のないような方法をさらに一そう開発してまいらなければならぬまい、かように思っております。自動車運搬等について住民の方々に与える苦惱という点も、できるだけの方法でやる必要があらうと思えます。いろいろ施設に改善を要する点が相当あるであろう、かように考えます。

広島県の例をあげられましたが、これはたまたま控訴中でございまして、この裁判につきましても、たしか証言をされた学者の方の証言の内容は実施の計画と相当違ったものを根拠にして証言をされたやうであります。そういうようなことも踏まえて、これはいま控訴をいたしているということでございます。しかし、裁判に持っていくまでもなく、住民の理解を得られるような改善された施設をやっていくということはわれわれも努力すべきだ、かように考えております。先ほど局長が申し上げましたように、今日、屎尿処理場につきましてもあるいはじんあい焼却場にいたしましては地方でつくりたい、その自信があるといつて補助の申請をしておりますのが非常に多いわけでありまして、私は、この四カ年計画の事業の実施目標、それから事業の量というものを、これが達成できないというよりは四年の間にわたりこの事業の目標や実施の事業の量あるいは金目においても、場合によつたらむしろ途中で変更してもっと大きくしなければならぬのじゃないだろうか、そのほうが

むしろ将来への、われわれいま立てた事業計画が実施されないというよりは、もっとやらないと実態に合わないのじゃないかということをしる心配をされているわけでございます。

○小平芳平君 その設備の改善が第一だと思つて、従来も大部分は事業ができたということでは、やむを得ないであろう、要するに、地域の人たちは押しつけられて、どうしようもなくなつていくことが私は非常に多いと思つております。したがって、先ほど申しましたように、指摘しますように、地方公共団体は、地方自治体は地域住民の生活と健康を維持増進する当然の責任がある、これが基本になくならないと思つております。もう一つ局長に、あるいは厚生省に伺います。長野県の御代田町というところでいま盛んに、その問題が起きておりますが、そのことについてはどのように報告を受けておられますか。

○政府委員(浦田純一君) これは長野県の佐久地域広域行政組合のごみ焼却施設をつくる用地選定をめぐる争いでございまして、この佐久地域広域行政組合と申しますのは、これはもちろん先生御案内のとおりでございますが、小諸市とか佐久市あたりが中心になりまして全体で十六市町村が一部事務組合をつくつてその地域内のごみ処理をしていくという目的で設置されたものでございまして、ごみ焼却施設は大きな計画をいたしまして、日量百五十トンの規模でございまして、問題になりまして設置場所の予定でございまして、佐久市大字横根西海老九百二十七番地でございます。反対の住民の方の代表、あるいは所在地でございますが、御代田町、これはその焼却場の建設予定地の北側に隣接しております御代田という町でございますが、その住民であります中から代表として、個人で、御代田の町長、それから町議会会長外四名の方が名を連ねておられまして、反対理由としては当該施設の設置による公害、大気汚染の発生、それから交通量の増大のおそれがあるといったようなことのように伺っております。現状をいたしまして、五月二十三日現在、工事中止

の仮処分の申請を長野地方裁判所のほうに對して行なっております。六月のいまの段階では、何とか鼻があつてせんをしようということではいろいろと検討をされているように承知いたしております。

○小平芳平君 そういふような問題が起きるといふことは今後予想されるわけですから、この計画を進められる上においては、こうした住民に対する環境保全ということが第一、そして公共の利益だからといって頭ごなしに押しつけようとする、かえつていまのような訴訟に発展するということだと思つております。で、それで次の問題といたしまして養豚場、養鶏場ですね。養豚場、養鶏場から出るふん尿、あるいは死体、これがどのように処理されておりますか。

○政府委員(浦田純一君) 養豚場あるいは養鶏場から出てまいります廃棄物、あるいはふん尿、死体等というところになるかと思つて、これはいづれもやはりそのことを業として行なつておるといふことであります。産業廃棄物というところで、その事業者の責任をもって処理していただくということが、廃棄物処理法のたてまえてございまして、実態を申しますと、豚につきましては、これは死体はへい獣等の処理法によりましてその適用を受けている。そして業者がこれらのほうの施設に出して始末をしておるといふことに相なつていくわけでございます。それから鶏でございますが、鶏は、これはへい獣処理法の適用ははなれておりますが、実問題といたしましては、鶏は一羽、二羽という場合には、これは普通埋めたりして処分しておると思つて、数の多いものはいわゆる化製場というところに行きましていろいろとまた肥料、その他の原料として使つておる。このようにして処理されておるといふことであらうと聞いております。

○小平芳平君 そういふふうにあつて聞いていますけれども、実際は死んだ豚や死んだ鶏は困つていくわけですね、なかなかそういう施設もなく。

○委員長(中村英男君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○佐野芳雄君 だいふ時間がおそいようですから、きよりは基本的な諸問題についてお尋ねをいたしまして、あらためてまたきめこまかいお尋ねをいたしたいと思ひます。
国民法の改正につきまして、公的年金改善の方

向を考へるにあつては、さしあたり明年度はどうするかという問題も大切でございますが、同時に、短期的な検討だけではなくて将来に続く方策が考へられなければならないと思ふんです。それが織り込まなければならないと思ふんですが、そういう立場から公的年金に求められるものは何であるかというのをよく考へ、究明し、そのためにはどのような内容を持つ制度に発展すべきかということも考へるべきだと思ふんです。もちろん政府もその点については十分考へておられると思ふんですが、この際、政府の考へ方、厚生大臣の公的年金改善の長期構想はどのようなもの考へておられるのか、まずそれを示していただきたいと思ふんです。

○国務大臣(斎藤昇君) 年金制度は、今日の日本の人口構造の急速な変化から考へましても、またこれに対応する現状の制度から考へましても、老後の保障という意味で大きく改善を加えていかねければならないと思へております。他の委員会等におきましても申しておりますように、まあ来年は年金の年だといふうちに、年金問題と取り組んでまいりたいと、かように考へております。老後保障としての程度の一体年金で十分なのか、現状からそれに到達するにはどうしていったらいいかという問題、これは福祉年金も拠出年金も含めまして来年はこれと取り組んで、年金問題では幾多の問題がございますが、それらの問題を一つ検討しながら、まずこれならという基本的なものにつくり上げてまいりたい、かように考へております。国民年金、それから厚生年金、いずれにいたしましてもこれを改定するのは、財政再計算期ということに法律はなっておりますが、この四十八年あるいは四十九年、五十年の財政再計算期を繰り上げて来年は大改正をいたしたい、かように考へております。

そこで、まず児童手当と児童扶養手当の関係についてお尋ねしたいと思ふのですが、まず最初に所得制限についてお聞きをいたしておきたいと思ふんです。

児童手当は、御承知のように六人家族で昨年は二百万円であつたのがことは二百三十万円になりました。一方、児童扶養手当では同じく六人家族で昨年は百八十万円であつたのがことは二百五十万円に引き上げられております。同じ児童家庭局所管の児童福祉立法で所得制限の緩和に差異があるのはどういふことでしょうか。

○政府委員(松下廉蔵君) 児童手当と児童扶養手当の制度の立て方につきましては、先生御指摘のようにそれぞれの制度の趣旨をいたしまして、給付の内容あるいは給付対象、それから御指摘の所得制限等について若干の差が設けられております。これはそれぞれ立法趣旨から申しまして、児童扶養手当は御案内のように母子福祉年金に対応いたしまして、生別の母子福祉年金の対象にならざる者について同じような内容の福祉の措置を講ずるというのを目的といたしまして立法されております。児童手当のほうは一般的な家庭の児童の養育について、地方公共団体において援助の手を差し伸べるという趣旨のものでございまして、たゞまえていたしましては、児童手当の所得制限は御指摘のように受給者本人につきまして、四十六年度においては五人扶養家族で二百万円、それが四十七年度におきましては二百三十万円という形になっておるわけでございまして、児童扶養手当の二百五十万円という所得制限は、これは母子に對します扶養義務者の所得制限の上限でございまして、児童手当の場合には、扶養義務者の所得制限という制度は設けられておりませんので、本人の所得に對しては二百三十万円という線を押えておるだけでございまして、扶養義務者の所得制限はない。すなわち、扶養義務者につきましては無制限に受給の対象になる、そういうたゞまえておる次第でございまして、

手当法のほうは所得制限が緩和されたですね。本年度は児童扶養手当法により制限緩和がされておるわけですね。いまお話しございましたけれども、この辺の事情をもう少し詳しく御説明願いたいと思ふんです。

○政府委員(松下廉蔵君) 児童扶養手当におきまして所得制限の二百五十万円と申しますのはこの給付を受けます母親自身の所得の制限ではございまして、その母親を扶養する義務を負つております者の所得制限でございまして、児童手当の場合にはその母親自身の所得制限でございまして、児童扶養手当の場合に對比いたしますと、その母親——父親の場合もございまして、受給権者の扶養義務者に関する所得制限は制度として置かれておりません。したがって、扶養義務者がいかに高所得でありましても、その支給を受けます父親あるいは母親の所得が二百三十万円以下であれば支給の対象になる、そういう意味におきまして、児童扶養手当よりは児童手当の所得制限は有利に規定されておるわけでございまして。

○佐野芳雄君 それでは、次に手当の額についてお尋ねしたいと思ふんですが、児童扶養手当の額が毎年引き上げられておるんですが、ことは昨年の二千九百円から四千三百円に引き上げられておるわけですね。物価が上昇しているのに、一方児童手当は法律にスライド制の導入が明記されておるんですが、手当額は三千円に据え置かれておるわけですが、これは全く矛盾してゐるんじゃないかと思ふんですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(松下廉蔵君) 御指摘のように児童手当法におきましても六条の二項で政策スライドと申しますか、社会の経済条件等に著しい変動がございした場合に、額について検討すべき旨の規定は置かれております。ただ、児童扶養手当あるいはそれに對したります国民年金の制度が、発足以来すでに相当の期間を経ているのに比べまして、児童手当は本年の一月から初めて施行を見た制度でございまして、しかも段階実施という形で、四十九年度をもって全体の姿が完成するとい

うことで、まだ緒についたばかりでございまして。私もといたしましては、もちろんこういう制度の趣旨に従ひまして、今後この額の改定等については努力をいたしたいという所存でございまして、当面の目標といたしましては、何よりもこの制度を全面的な実施に持つてまいりますと、段階実施をできるだけ早く成熟させていくという点に重点を置きまして仕事を進めていく。なお、御指摘の額につきましても、物価あるいは他の制度等の均衡等を見合ひまして、できるだけ努力を続けてまいりたいと思へております。

○佐野芳雄君 どうもお話しがございましたように、児童手当法はほかにもいろいろ問題があると思ふ。不備、不完全であることも周知のとおりなんです。そこで法改正を引き続き行なうという御意向があるかどうか。

○政府委員(松下廉蔵君) 申しわけございませんが、ちよつと御質問の趣旨がよくのり込めなかつたわけでございまして、児童手当法についての法改正を引き続き行なう意思があるかどうかという御質問でございまして。

○佐野芳雄君 そりです。

○政府委員(松下廉蔵君) そういう御趣旨……、児童手当法につきましては、いま申し上げましたように、法律自体で三カ年の段階実施という制度がとられておりました、したがって、これに従ひまして、まだ実施の結についたばかりでございまして、制度の周知徹底、いやしくも漏給がないようにするということを最重点にいたしまして、いま仕事を進めております。おかげさまで非常に順調な発足をいたしておりますが、今後、今度復帰いたしました沖繩等を含めまして、まずこの制度を定着させるということが焦眉の急でございまして、現段階におきましては、できるだけこの作業を進めてまいりまして、なお、額の改定その他、制度の改善につきましては、その実施の段階におきましての各段階におきまして受給権者あるいは都道府県、市町村等との意見も参照いたしまし

て、並行して検討してまいりたいと考えております。

○佐野芳雄君 いろいろ問題は検討だけじゃなしに、できるだけやっぱり思われたことは、言われたことは実行する方向で考えていただきたいと思ひます。

そこで福祉年金についてお尋ねいたしますけれども、昭和四十六年の七月ですか、国民年金審議会の福祉年金小委員会が「福祉年金制度の改善について」という中間報告が出されております。その中で「具体的な水準」として「福祉年金の具体的水準を決めるについては、従来の考え方にとらわれることなく改善の将来の方向と目標を見定めつつ、計画的にその引上げを図るべきである。」という答申がなされておられるのですが、政府はすでに審議会の意見を尊重すると言っておられるのですが、その点について、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 福祉年金の水準の考え方、これは審議会も指摘しておられますように、当初年金制度が出来た当時の福祉年金の考え方と今後は相当変えていかねばなるまい、かように考えております。少なくとも、やはり老後保障というよりな考えを取り入れていくべきだ、かように考えております。したがって、われわれといたしましては、二千三百円の福祉年金、それだけでは老後保障と言えません。しかし、これを五千円にしたところで老後保障とは申せませんけれども、まあ段階的にという意味で二カ年の間に五千円にしたい、かように思つて、本年は一千円の増額に結局なりましたが、大蔵省に對しましては、本年は千五百円、そして来年千円、あとやつて、二年目に五千円という考え方でおったわけでありまして、本年は一応それが一千円の増額にしましたが、来年は五千円を目途にしたい、かように考えております。

○佐野芳雄君 この法律案の要綱でも、大幅な引き上げといふことについておられますけれども、わずかに千円引き上げたばかりであります。そこで、

いまこの答申の第二のところに、「老齢福祉年金の額についてみると、その対象が拠出系統の年金の適用を受けられない世代であるといふことから考へて、少なくとも厚生年金や拠出制国民年金——等拠出系統の本来の年金に与えられてゐる。」「こゝ言つておられるのです。また、「この際拠出系統の年金との支給開始年齢の差などの事情は、当然客観的な基準で換算して考へられるべきである。」——このように考へると、老齢福祉年金の額は現状では公平の見地から見ても、あまりにも低過ぎ、現在の時点では現行の倍額程度だとして高過ぎることはない、こゝ言つておられるのです、その点大臣、どうでしょう。

○国務大臣(斎藤昇君) これはこのとおりに考へておりました、この当時の現行と申しますと、二千三百円、われわれの目途としておりましたのは五千円でございまして、まさしく倍額程度であつても高過ぎることはない。そのとおりに考へておりました、来年は五千円を目的としたて努力したいと考へております。

○佐野芳雄君 先ほど大臣は、老後の保障については十分考へたいといふことであつたのですが、それでは少しお過ぎるのじゃないのでしょうか。それをもう一ぺんお伺ひしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 老後保障の問題は、どちらかというといふと拠出年金制度にあるわけでございます。福祉年金制度はこれを補うものでございまして、したがつて、先ほど申しましたように、これを補うといつても五千円であれば老後保障といへばいいと思ひませんが、とにかく千円から出発し、いままでは百円あるいは二百円、やつと昨年は三百円引き上げたわけでありまして、そこで考へ方の転換をはかりまして、こゝしは千円と大幅、というの考へ方を転換をした、そして来年は五千円を目的とした。さしたつてはさうに考へているわけでございます。これで私は福祉年金は老後の保障として十分だといへばいいものと思ひませんが、しかしこの審議会の答申

にもありますように「倍額程度であつたとしても高過ぎることはない。」こゝ言われておりますが、まさしく倍額以上であつても高過ぎることは言へませんが、まずこの答申の趣旨に一応沿へるもの、かように考へております。

○佐野芳雄君 まことに安易なお考へのように思ひますが、そこで、国民年金の拠出制の年金が充足した当時、老齢者で任意加入していなかった者が、十年経過した今日、なお六十五歳以上六十九歳未満の間からいずれの公的年金を受けていない者が約三百三十五万人もおられるわけ。これらの人々に対してどのような救済措置を考へてゐるのか、またなぜ十年間も放置していたのか、その点大臣からお聞きしたい。

○政府委員(北川力夫君) ただいまお話のございましたように、年金制度は、三十六年に国民年金制度制定による皆年金体制ができ上がったわけでございます。しかしながら、その時点でいふゆる高齢の方々につきましては、年金の本質から申しまして加入はしないという原則があつたわけでございます。しかしながら、その中には、いまお話にもありましたように、高齢任意加入で制度発足当時いふゆる十年年金で加入した人々及び四十四年の改正で高齢年金で加入した方々等があるわけでございます。現在の私どもの見込んでおります加入してない方々の数字を申しますと、ことし四月現在の推定でいふゆる高齢任意加入の機会があつたにもかかわらず加入しなかつた方が約百七十七万人、それから全く制度の当然加入にはならなかつた人たちが百十五万人で、両方二百九十万人余りがたゞいまお話のありました国民皆年金体制下で年金に加入してない方々と思ひます。で、こゝいつた方々についての問題はかねがねから問題になつておりました、昨年の十一月から改正で、こゝうな方々の中でいふゆる障害のある老人につきましては、六十五歳まで支給年齢を引き下げまして、その救済をはかつておるところでございます。しかしその他の方々について、どういふ方法をとるかという問題があるわけ

でございますが、福祉年金の改善といふことでこれを取り上げますと、ただいま先生からもお話のございました年金額の大引上げでございます。とか、あるいはまた、所得制限の相当大幅な緩和ないしは撤廃でございますとか、いろいろな改善すべき問題があるわけでございます。したがつて、さういふ中でさらに年齢引き下げといふことをやるかどうか、非常に財政負担という問題から考へますと、問題の困難さの多いところでございます。しかし、ただいま御指摘がありましたとおり、非常に大切な問題でございますので、ただいま大臣から申し上げました明年度に予定いたしました方々についてどういふふうな引上げをして年金支給の対象に結びつけるか、早急に十分な検討をいたしたいと思つておりますが率直な現状でございます。

○佐野芳雄君 どうもいつも検討々々ばかりなんです、そこで老齢福祉年金の支給開始の年齢が対象によつて六十五歳か七十歳か、障害者は六十歳といふふうに分かれておられるのですが、その点についてのお考へもこの際整理をしていただきたいと思ひますが、一ぺん、さういふことについてのお考へを示していただきたいと思ひます。同時にそれらすべて六十五歳から支給するといふふうにするお考へがいろいろあります。

○政府委員(北川力夫君) 福祉年金はただいま申し上げましたように、七十歳から支給するといふ原則でございます。ただ、いま申し上げましたやうな障害老人、衰えたり老人等につきましては、その特殊性に着目いたしまして、六十五歳まで年齢を引き下げたわけでございますけれども、それ以外につきまして一律に年齢引き下げをやるかどうか、こゝういふ問題はいま申し上げましたやうに、非常に福祉年金全体の改善の中での優先度合いと申しますか、選択と申しますか、さういふ問題もございまして、どういふかっこうでやるか、一律に改善することにつきましては相当問題が多いのではないかと、このように考へております。

○柏原ヤス君 所得制限のことでございますが、この年金に所得制限をつけるという事は私は非常に不合理だと思ふんです。まあ、そういう点でこの所得制限、特に扶養義務者の所得制限については即時撤廃すべきだと主張し続けてまいりました。で、そのことについても来年度はぜひ撤廃の方で予算の実現をはかりたいと大臣は答弁なさったんですね。つまりことし、撤廃しますと、こうおっしゃったんですけれども、ことしはまあ多少限度が上昇しましたけれども、ぜひ撤廃の方で予算の実現をはかりたいとおっしゃったその御決意に反して、私は満足ではない、まあ大臣も残念に思っているんじゃないかと思ふんです。で、先ほどからもこの問題が出て、大臣の約束だけじゃなくて、政府としてこれはそうすべきだという力強いおことはございまして、ぜひやっていたきたい。この扶養義務者の所得制限の陰に非常に問題があるわけなんです。これは私も聞いてはんと胸が打たれたんですけれども、むすこさんが働いていた会社で月給が上がった。月給が上がったためにおかあさんのわずかな老人福祉年金の支給が打ち切れちゃった。月給が上がって喜んだんですけれども、反面そういうことが起きた。むすこさんはそれをおかあさんに言えないで、自分のふところからその老人福祉年金に当たる金額を渡していたんですね。おかあさんはそれを知らないで使っていた。ところが、年寄り仲間話し合いで自分よりもよけいもらっているわけですね、友だちは。そこで、どうもおかしい、間違っているんじゃないかといつて、区役所に行つて聞いてみたら、あなたの支給は打ち切られてますよ、停止されておるのですよと、こう言われた。そこで、その母親はすごいショックを受けた。そこで、むすこがそんなふうにおかあさんを傷つけまいとしてそういうやさしい心を使つていたら、何となくさびしいような、情けない私は事実を聞いていますし、知っております。そういう点で、ぜひ、この所得制限というものは不合理なんだと、扶養義務者の所得制限は特に不合理で

あるという点をこういふ事実から大臣が認識していただいて、御努力をお願いしたいと思ふわけでございます。

○国務大臣(斎藤昇君) たびたび申ししておりますように、最善の努力をいたしたいと思ひます。

○柏原ヤス君 それから、所得制限の中の一つに併給制限がございまして、これにもいろいろ問題があるわけなんです。今日は一般の公的年金を受けている者に制限の緩和がなされました。戦争公務による扶助料との併給は中尉以下全額併給、またこれに肩を並べて普通の扶助料との併給は六万円までの併給、ただし、六万円以下の者に対しては差額なんです。戦争という、こういう特別な事情を考慮したのでしょうけれども、いまのお年寄りにしてみますと、戦争に全然無関係な年寄りはおりません。ただ戦争公務だということにすぎないではないか。これは事実の例でございまして、こういふふうな差別するということは非常にまずいのではないかと。これは事実の例でございまして、けれども、一方は戦争公務による扶助料を受けて金額も自分より多いんですね。自分は普通扶助料で少ない。けれども自分は老齢福祉年金額の制限でもちろんもらってないわけなんです。その上今度度自分より扶助料を受けている人ですけれども、戦争公務による扶助料を受けている人ですけれども、多いのに今度は全額支給なんです。六万円というアップがありましてけれども、自分はそれでもやはり切られてしまふわけなんです。だから希望がないわけなんです。それで、どうしても私は納得しないと。そのために三年間血圧が上がつてはなしでですよと。私も聞いてみると、おかしいわねと。自分でも何となく老人の言っていることが理解できるような気がするわけですね。特に老人ホームという同じ施設にいてお年寄りの間にはこういふことが非常にデリケートに響いておりますので、この点御検討願ひたいと思ひます。今後どうするおつもりなのか。

○政府委員(北川力夫君) 福祉年金と、それから一般の公的年金との併給問題につきましては、従来から限度額を二万四千円あるいは福祉年金相当

額ということで現在までやってまいったところでございます。先生も御承知のとおり、やはりこういった問題は、原理原則から申しますと、本来の扶助料、公的年金を十分に充実をいたしまして、その面で処理することは適切かと思ひます。しかしながら、現在までそういった仕組みをとってまいりましたのは、やはり本来の公的年金の額は必ずしも十分でないというものが少なくない現状からそういう措置をとってまいったわけでございます。私どもは原則的にはやはり他の公的年金を十分に充足することが先決だこのように考えております。

しかしながら、いまのような実情でございまして、ただいま戦争公務と扶助料との関係の比較が出来ましたけれども、やはり戦争公務の場合にはそれなりの特殊事情があるというふうなこともございまして、普通扶助料につきましては一応いままでの福祉年金相当額というものを上げまして六万円という限度額にしたような次第でございまして、今後、これをどういふようにするかという問題は依然として残るわけでございます。特に福祉年金額の改善との関連においても残ると思ひますけれども、何ぶんにも福祉年金の問題は、この額の引き上げあるいは御指摘の所得制限の撤廃、ただいまの併給問題というふうに非常に改善項目がたかさんございまして、それがすべて国庫負担というふうな点もございまして、全体の改善の中で事情の許す限り、こういう問題もできるだけ改善の方向に向かつてさらに努力をしたい、このように考えております。

○柏原ヤス君 先ほど出ましたが、六十六歳から六十九歳のお年寄りの方々が、国民皆年金制度が確立したにもかかわらず漏れていると、ぜひこの方々の老後の生活保障について考えていただきたい。これは何回も問題に出ております。で、このことについて衆議院の公明党代表の渡部通子さんがやはり大臣にお聞きしておりますが、大臣のお答えは、「これをどの程度の、福祉年金といひますか、ものにするか、これは現在の福祉年金の

改善方法と考へ合わせまして、これも一緒に考へて、そして年金不受給者が一人もないというふうな状態に持っていく必要がある、かように考へまして、これも年金全体の問題といたしまして前向きに取り組んでまいりたい」という御答弁でございますが、何だか私よくわからないのです。これは、そこで、もう少しこの点明確なお答をいたしたい、私お聞きしたいのは、先ほど、来年は年金の年だ、大いに年金問題を解決していくというおことはございまして、で、この来年の年金の年にやはりこの救われない老人たちの問題が取り扱われるというふうな受け取りますけれども、来年のその年金の年に検討して、そして四十九年度の予算で救われるとしますね、そのときはこの老人たちは、四十九年度は六十八歳と六十九歳のお年寄りだけになつてやうなわけですね。いかに私はお過ぎるのではないかと。極端に言へば、これは時が解決する問題だとも言えるわけなんです。五十一歳までそのまゝにしておけばいなくなつてしまふのです。一年ずつ七十歳に繰り越されていく。ですから私は、この問題の解決はそんなにのんびりしたことを言っていたのではあまりにも情けないじゃないか、手がなさ過ぎるじゃないかと、やはり皆年金制度というものを打ち出した以上は、私はそうしたものにあたたい政治姿勢で救う、そういう手を打つていただきたいと、こう思ふわけですね。いかがでしょう。

○国務大臣(斎藤昇君) まさに六十六歳から六十九歳の方々に對しては何にもないという事は、これは年金の年として考へますという場合には、これが無いという事は大きな一つの穴になつてしまふと思ひます。おっしゃいますように、これはもう時が解決するので、しばらくは待つておけばそういう状態がなくなるわけでありまして、しかし、時の解決を待たないで、何らかの方法で解決をするという事は、年金の年だという以上はやらなければならぬことである、かように考へておられます、年金の問題としてとにかくやらなければならぬと考へております。問題点は、

あとからもおっしゃいましょうが、福祉年金の額の問題、ただいまの六十六歳から六十九歳までの方々の問題、それから拠出年金の最低額、あるいは額の引き上げの問題、それからよく言われておりまする賦課方式かあるいは修正積立方式か、あるいは修正賦課方式か、そういった考え方が、それからスライド制をどう考えるか。これらが、年金の年に考える問題点である。できたら、それを全部一挙には解決できなくても、こういう方向で将来いくということが明瞭になるような改正のしかたをいたしたい、かように考えております。

○柏原ヤス君 一つのこれは案でございますが、敬老の日に特別年金といったものを創設して、こうした救われない老人に与えてはどうかと、こう思いますが、御検討していただけますでしょうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 御意見の点は、一つの御意見として、研究をする材料の一つにございましてはいただきたいと思います。そのとおりにするのがよろしゅうございましょうというまでには、私ただいま検討が進んでおりません。

○柏原ヤス君 最後は一問。
これは、先ほど大臣が来年は改善の年だと、こうおっしゃっておりますので、大いに期待をかけているわけでございますが、どういふ構想を持っているわけですか。特に、財政方式を賦課方式にすべきであるという声が非常に高まっているようにございまして、わが党でも修正賦課方式にすべきであるという点を主張しております。この点についてもう少し具体的にお話していただき、ぜひこの点を御検討願いたいという希望を添えてお願いいたします。

○国務大臣(斎藤昇君) 確かに、財政方式を一大転換したらどうかという御意見もございまして、ごもっともにも思いますが、ただ、拠出年金は将来のいわゆる年金の保険料が非常に高くなるというふうなことは困りますので、したがって、いまの積み立て方式は、現在も将来も、いわゆる

保険料をかける人、労働者にとつては、保険料というものが大体賃金所得に見合った一定の割合というものを念頭に置いておりますから、そこで積み立て方式というものが出てきているわけでありまして、それに賦課方式のものを加味をいたしてまいりまして、将来の労働者に賦課方式で大きな負担がかかるというところのない配慮はしてまいらなければなりません。そういたしますと、数字的にどういふようになるか、今後の年金受給者の増加の趨勢とか、それから現に稼働をする労働者の将来の数字と、そして賃金所得の上昇の見通しというふうなものを、やはり数字的に相当検討をいたしませんと、来年、再来年はよくても数年後にはたいへんなことだということになつても相ならぬと思ひますので、そういう点を十分慎重に検討いたしまして、また年金問題につきましても審議会等もございまして、そこでいろいろと検討してやらせておりますから、それらの御意見も伺つてやつてまいりたい。そして、真に年金の年だといふようなそういう法案をつくりたいと、こう意図しておつたのであります。

私は、前にも申し上げましたが、これは医療の年、保険を踏まえた医療保険の年、これで多年問題の医療関係の問題は、一応まあ頭をそう使わなくていいようにして、それから次には年金と十分取り組みたいと、かように考えておりますので、ひとつ、来年もまた引き続き医療と取り組まなければならぬということになります。これがちよつとずれるのじやないかと思ひます。ほんとうにそれは心配をいたしておりますので、そういう心配のないようにぜひお願いをいたしたい。これが私の偽らざる心境でございます。よろしくお願いいたします。

○柏原ヤス君 たいへん力強い大臣のおこたをいただきました。老人対策、所得保障、医療保障が二つの柱といわれておりますので、がんばっていただきました。こう心からお願いいたします。終わりにいたします。

○委員長(中村英男君) 本案に対する本日の審査

はこの程度といたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、廃棄物処理施設整備緊急措置法案

(予備審査のための付託は四月二十七日)

一、国民年金法等の一部を改正する法律案

一、毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は同日)

(小字及び一は衆議院修正の部分)

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「二月、五月、八月及び十一月」を「三月、六月、九月及び十二月」に改め、

同条に次の一項を加える。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき年金のうち政令で定めるものは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものと

する。

第三十三条第一項ただし書中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第三十八条及び第四十三条中「九万一千二百円」を「十万八千円」に改める。

第四十七條第三項中「第三項から第五項まで」を「第三項及び第四項に改める。

第五十八條中「四万八千円」を「六万円」に改める。

第六十二條中「三万四千八百円」を「五万一千六百円」に改める。

第六十五條第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する福祉年金の額及び同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の

一部につき支給を停止されているとき

は、停止されていない部分の額。次項において同じ。)が、いずれも政令で定める額に満たないときは、同項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額をこえるときは、当該福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

第六十五條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する福祉年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該福祉年金の支給を停止しない。

第六十六條第一項中「受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」を「その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)に改め、同条第二項中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)に改め、同条第三項中「前項に規定する」を削る。

第六十七條第二項第一号中「当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」を「その者の扶養親族等」に改め、同項第二号中「当該被災者又はその母若しくは」を「当該被災者の母又は」に、「当該被災者又はその母、祖母若しくは」を「当該被災者の母、祖母又は」に改め、同項に次の一号を加える。

3 第一項に規定する給付の額(その給付が、その額の

一部につき支給を停止されているとき

は、停止されていない部分の額。次項において同じ。)が、いずれも政令で定める額に満たないときは、同項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額をこえるときは、当該福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

第六十五條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する福祉年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該福祉年金の支給を停止しない。

第六十六條第一項中「受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」を「その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)に改め、同条第二項中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)に改め、同条第三項中「前項に規定する」を削る。

第六十七條第二項第一号中「当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」を「その者の扶養親族等」に改め、同項第二号中「当該被災者又はその母若しくは」を「当該被災者の母又は」に、「当該被災者又はその母、祖母若しくは」を「当該被災者の母、祖母又は」に改め、同項に次の一号を加える。

3 第一項に規定する給付の額(その給付が、その額の

一部につき支給を停止されているとき

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第三項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給する母子福祉年金又は準母子福祉年金

第六十七條第三項中「第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「二万七千六百円」を「三万九千六百円」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二千九百円」を「四千三百円」に改める。

第十条中「前条に規定する」を削る。

第十一条中「第九条」を「前条」に改める。

第十二條第二項第二号中「第九条」を「第十条」に改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「別表に定める程度の廃疾の状態にある者」に改め、各号を削る。

第五条中「二千九百円」を「四千三百円」に改める。

第九条中「第七条に規定する」を削る。

第十条中「第七条」を「前条」に改める。

第十一条第二項第二号中「第七条」を「第九条」に改める。

別表第九号中「これらと同程度以上と認められる身体の障害（内科的疾患に基づく身体の障害を除く。）を「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態」に改め、同表に次の二号を加える。

十 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十六條第一項から第三項まで並びに同法第六十七條第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第十條、第十一條及び第十二條第二項第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九條、第十條及び第十一條第二項第二号の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定は同年五月一日から、第一条中国民年金法第三十三條第一項ただし書、第三十八條及び第四十三條の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国民年金法第十八條の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十六條第一項から第三項まで並びに第六十七條第二項及び第三項の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十條、第十一條及び第十二條第二項第二号の規定並びにこの法律による改正後の特別児童扶養手当法第九條、第十條及び第十一條第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十七年六月一日以前の月分の障害年金（障害福祉年金を除く）、母子年金（母子福祉年金を除く）、準母子年金（準母子福祉年金を除く）及び遺児年金の額並びに同年九月以前の月分の老齢年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十五年以前の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止並びに国民年金法第六十五條第一項第一号に規定する給付を受けることができることによる昭和四十七年九月以前の月

分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和四十七年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十五年以前の年の所得による児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十七年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十五年以前の年の所得による特別児童扶養手当の支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 この法律による特別児童扶養手当法の改正により新たに同法第三條第一項に規定する児童とされた者を昭和四十七年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は同法第十六條において準用する児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に對する特別児童扶養手当の支給又はその額の改定は、特別児童扶養手当法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行なう。

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律案

摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

第三条の四 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

第十五條の見出し中「交付の制限」を「交付の制限等」に改め、同条中「左に」を「次に」に改め、同条に次の三項を加える。

2 毒物劇物営業者は、厚生省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を交付してはならない。

3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生省令の定めるところにより、その確認に關する事項を記載しなければならない。

4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から五年間、保存しなければならない。

第十六條の二中「又は警察署」を「警察署又は消防機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱ひに係る毒物又は劇物が盗難にあひ、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

第二十三條第一項中「左の」を「次の」に、「当該各号に」を「当該各号の申請に對する審査又は毒物劇物取扱者試験の実施に要する実質を勘案して政令で」に改め、「千円」、「五百円」、「三百円」及び「二百円」を削り、同条第二項中「手数料」を「に掲げる者が納める手数料」に改める。

第二十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第二十四條の二を次のように改める。

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

第二十四條の二 次の各号の一に該当する者

は、二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することの情を知つて第三條の三に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者

二、業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて第三條の四に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者

三、第二十二條第六項の規定による命令に違反した者

第二十四條の二の次に次の二條を加える。

第二十四條の三 第三條の四の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四條の四 第三條の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五條中「左の」を「次の」に、「五千元」を「二万円」に改め、同條第二號の次に次の一號を加える。

二、第二十五條第二項から第四項までの規定に違反した者

第二十六條中「前三條」を「第二十四條から第二十四條の三まで又は前條」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第二條 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第五十四條第五項中「若しくはあへん法」を「あへん法若しくは覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二號)」に、「若しくはあへんの中毒」を「あへん若しくは覚せい剤の中毒」に、「行方」を「行なり」に改め、同條第六項及び第七項中「行方」を「行なり」に改める。

(覚せい剤取締法の一部改正)

第三條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

第三十三條の見出しを「(覚せい剤監視員)」に改め、同條第一項中「薬事法第七十七條(薬事監

視員の設置)に規定する薬事監視員が行う」を「次の各号に掲げる者が行なう」に改め、同項に次の二號を加える。

一、麻薬取締官又は薬事監視員のうちから厚生大臣があらかじめ指定する者

二、麻薬取締員又は薬事監視員のうちから都道府県知事があらかじめ指定する者

第三十三條第二項中「薬事監視員」を「覚せい剤監視員」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一號を加える。

2 前項第一號又は第二號の規定により指定された者は、覚せい剤監視員と称する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條、第三條及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一號)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「及びあへん」を「あへん、覚せい剤及び覚せい剤原料」に改める。

六月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律(案)(衆)

公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案

(趣旨)

第一條 この法律は、公的年金制度の改革がなされるまでの間における臨時の措置として、国民年金制度、厚生年金制度その他の公的年金制度

における年金の額、国民年金たる老齢福祉年金の支給要件及び国民年金たる障害福祉年金等の支給停止についての特例を定めるものとする。

(国民年金法の規定による年金の額の特例)

第二條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十

一號)の規定による老齢年金(老齢福祉年金を除く)、障害年金(障害福祉年金を除く)、母子年金(母子福祉年金を除く)、遺児年金又は寡婦年金に

ついては、それぞれ、その額に十二万円を加算した額を当該年金の額とする。ただし、当該老

齢年金が同法第七十八條の規定による老齢年金である場合においては、その額を十二万円とす

る。

2 国民年金法の規定による年金で次の各号に掲げるものについては、それぞれ、その額(母子福祉年金又は準母子福祉年金にあつては、同法第六十三條(同法第六十四條の四において準用する場合を含む)の規定により加算する額を除く)を当該各号に掲げる額とする。

一、老齢福祉年金 十二万円(受給権者が七十歳に達するまでは、国民年金法第七十九條の二第二項又は第八十條第三項の規定による老

齢福祉年金の支給を受ける場合を除き、六万円とする。)

二、障害福祉年金 十八万円

三、母子福祉年金又は準母子福祉年金 十五万円

(厚生年金保険法の規定による年金の額の特例)

第三條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五號)の規定による老齢年金、障害年金、遺族年金若しくは特例老齢年金又は同法附則第十

六條第一項の規定により従前の障害年金、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金若しくは遺児年金の例によつて支給する保険給付については、それ

ぞれ、その額に十二万円を加算した額を当該年金又は当該保険給付の額とする。

(船員保険法等の規定による年金の額の特例)

第四條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)

の規定による老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五號)附則第十七條の規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六號)附則第七條後段の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金若しくは遺児年金の例によつて支給する保険給付については、それぞれ、その額に十二万円を加算した額を当該年金又は当該保険給付の額とする。

(国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の特例)

第五條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八號)、地方公務員等共済組合法(昭

和三十七年法律第五十二號)、私立学校教育職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五號)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四號)又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九號)の規

定による退職年金、廃疾年金若しくは障害年金又は遺族年金については、その年額が、それぞ

れ、退職年金にあつては二十万円、廃疾年金又は障害年金にあつては、廃疾の状態が、国

家公務員共済組合法別表第三、地方公務員等共済組合法別表第四若しくは公共企業体職員等共

済組合法別表第四又は農林漁業団体職員共済組合法別表第二に定める一級の程度であるときは

三十万三千六百円、これらの表に定める二級の程度であるときは二十万七千円、これらの表に定

める三級の程度であるときは二十二万五千六百円に、遺族年金にあつては二十三万五千二百円に満たないときは、それぞれ、これらの額を当

該年金の年額とする。

2 前項の場合において、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金には、それぞれ、

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二十九號)又は地方公

務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

(昭和三十七年法律第五十三号)の規定により
国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組
合法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と
みなされる年金が含まれるものとする。

3 第一項の規定は、旧令による共済組合等から
の年金受給者のための特別措置法(昭和二十五
年法律第二百五十六号)の規定により国家公務
員共済組合が支給する年金たる給付又は国家公
務員共済組合法の長期給付に關する施行法第三
条の規定により従前の例により支給する旧国家
公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九
号)の規定による退職年金、廃疾年金若しくは
遺族年金(同法第九十四条の二の規定によりこ
れらの年金とみなされる年金を含む。)若しくは
同法第九十条の規定による年金たる給付で、国
家公務員共済組合法による退職年金、廃疾年金
又は遺族年金に相当するものとして政令で定め
るものについて準用する。

4 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組
合法、私立学校教職員共済組合法、公共企業体
職員等共済組合法又は農林漁業団体職員共済組
合法の規定による減額退職年金については、そ
の年額が、二十七万円を退職年金の年額とし
て、これに国家公務員共済組合法第七十九条第
二項(私立学校教職員共済組合法第二十五条に
おいて準用する場合を含む。)、地方公務員等共
済組合法第八十一条第二項(同法第四十条第二
項において準用する場合を含む。)、公共企業体
職員等共済組合法第五十三条第二項又は農林漁
業団体職員共済組合法第三十七条の二第二項の
規定を適用するとしなければ減額退職年金の金
額として算定される額に満たないときは、当該
算定される額を当該減額退職年金の年額とす
る。

(普通恩給等の年額の特例)
第六条 恩給に關する法令の規定による普通恩給
(執行官法(昭和四十一年法律第一百一十号)附則
第十三条の規定による年金で恩給法(大正十二
年法律第四十八号)に規定する國務大臣以外の

文官が受ける普通恩給に相当するものを含む。
以下この項において同じ。)又は扶助料につい
ては、それぞれ、その年額(扶助料にあつては、
恩給法第七十五条第二項の規定による加給年額
を除くものとする。)が、普通恩給にあつては二
十七万円に、扶助料にあつては二十三万五千二
百円に満たないときは、それぞれ、これらの額
を当該普通恩給又は当該扶助料の年額とする。

2 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六
年法律第八十一号)附則第十三条第一項の規定
による特例傷病恩給(普通恩給を併給される場
合を除く。)については、その年額(同条第三項
及び第四項の規定による加給年額を除く。)が、
不具廢疾又は傷病の状態が、国家公務員共済組
合法別表第三に定める二級の程度に相当するも
のであるときは二十七万円に、同表に定める三
級の程度に相当するものであるときは二十二万
五千六百円に満たない場合には、それぞれ、こ
れらの額を当該特例傷病恩給の年額とする。
(通算老齡年金等の額の特例)
第七条 公的年金各法(通算年金通則法(昭和三十
六年法律第八十一号)第三条に規定する公的
年金各法をいう。)の規定による通算老齡年金又
は通算退職年金については、それぞれ、その額
と、その額の計算の基礎とされる期間の月数を
五百円(国民年金法の規定による通算老齡年金
にあつては、千円)に乘じて得た額との合計額
を、当該通算老齡年金又は当該通算退職年金の
額とする。
(現に年金たる給付を受ける権利を有する者の
年金額の改定)
第八条 この法律の施行の際現に第二条から前条
までに規定する年金たる給付を受ける権利を有
する者の当該給付については、それぞれ、その
額を当該規定の例により算定した額に改定す
る。

2 この法律の施行の際現に船員保険法の一部を
改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附
則第七条前段の規定により従前の養老年金の例

によつて支給する保険給付、船員保険法の一部
を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)
附則第三項の規定により従前の遺族年金、寡婦
年金、鰥夫年金若しくは遺児年金の例によつて
支給する保険給付又は船員保険法の一部を改正
する法律(昭和四十年法律第五号)附則第八條
第一項の規定により従前の障害年金の例によつ
て支給する保険給付を受ける権利を有する者の
当該保険給付については、それぞれ、その額を
第四条の規定の例により算定した額に改定す
る。
(国民年金法の規定による老齡福祉年金の支給
についての特例)
第九条 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
又は国民年金法第七十九条の二第一項の表の上
欄に掲げる者で同項の要件に該当するものが六
十五歳に達したときは、同法の規定による老齡
年金又は老齡福祉年金の支給要件に該当しない
場合においても、その者に同法同条の老齡福祉
年金を支給する。ただし、その者が六十五歳に
達した日において日本国民でないときは、この
限りでない。

2 昭和四十七年十月一日において、現に六十五
歳をこえ、七十歳未満である者には、その者が
国民年金法の規定による老齡年金又は老齡福祉
年金の支給要件に該当しない場合においても、
同月から同法第七十九条の二の老齡福祉年金を
支給する。ただし、その者が同日において日本
国民でないときは、この限りでない。
(国民年金法の規定による障害福祉年金等の支
給停止についての特例)
第十条 国民年金法の規定による障害福祉年金、
母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齡福祉年
金の支給の停止については、同法第六十六条第
二項(同法第七十九条の二第六項において準用
する場合を含む。)中「受給権者の配偶者の前年
の所得又は受給権者の民法(明治二十九年法律
第八十九号)第八百七十七條第一項に定める扶
養義務者で主として当該受給権者の生計を維持

するものの前年の所得」とあるのは「受給権者の
配偶者の前年の所得」とし、同法第六十六条第
四項の規定は適用しないものとし、同法第六十
七条第二項第二号(同法第七十九条の二第六項
において準用する場合を含む。)中「当該被災者
の配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者
に支給する障害福祉年金並びに当該被災者又は
その母若しくは父の妻に支給する母子福祉年金
及び当該被災者又はその母、祖母若しくは姉に
支給する準母子福祉年金」とあるのは「当該被災
者の配偶者に支給する障害福祉年金並びに当該
被災者に支給する母子福祉年金及び準母子福祉
年金」とする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行
する。
(経過規定)
2 昭和四十七年九月以前の月に係る分の給付で
同年十月一日においてまだ支給していないもの
の額については、なお従前の例による。

3 昭和四十七年九月以前の月に係る分の国民年
金法の規定による障害福祉年金、母子福祉年
金、準母子福祉年金及び老齡福祉年金の支給の
停止については、なお従前の例による。
(公的年金制度の改革)
4 公的年金制度の改革は、その制度の本質が、
その年金受給者の過去における国民経済への寄
与に報い、老後の生活を保障すべきものである
ことにかんがみ、次の各号の方針に基づき、そ
の制度の全般にわたり検討が加えられ、その結
果に基づいて行なわれるものとする。

一 現行の各公的年金制度の間に存する較差を
是正すること。
二 被用者を対象とする公的年金制度にあつて
は月額三万円を、国民年金制度にあつては月
額二万円を年金の最低保障額として確保する
こと。
三 年金の額は、労働者の賃金、物価等の変動

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二六六三号 昭和四十七年六月一日受理
医療保険の改悪反対並びに国民医療の改善に関する請願

請願者 埼玉県入間市大字下藤沢一、三三
一ノ四 安藤裕子外三百七十八名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二三八六号 昭和四十七年五月二十九日受理
「要指示医薬品に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願(十九通)」

請願者 宮崎市橋通東五ノ一ノ四 前田勲
外六百九十四名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第二五四五号 昭和四十七年五月三十日受理
「要指示医薬品に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願(四通)」

請願者 大分県佐伯市港区一〇、一七八
村井強外五百八十八名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第二三九二号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市多摩区宿河原二、
二二五 新藤トシ子外二十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二三九三号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都北区東十条二ノ三ノ九 細
谷こと外四十九名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二三九四号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二、一四三ノ
一五五 三浦尚子外四十九名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二三九五号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長井町一、〇六
六 原田シズエ外六十一名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二三九六号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市多摩区宿河原二、
一五六 高梨武外四十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二五六六号 昭和四十七年五月三十一日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市多摩区宿河原二、
二二五 新藤治外七名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六一九号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都立川市幸町二ノ二ノ一西け
やき台団地六ノ四〇一 野村芳美
外一名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六六四号 昭和四十七年六月一日受理
健康保険法及び医療保険各法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市幸区北加瀬一、二
〇九 中山フミ子外七十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四六五号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険法改正反対及び医療保障の拡充に関する請願

請願者 横浜市南区井土ヶ谷下町二五井
土ヶ谷住宅一ノ一、二二一 大月
隆外二百九十五名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二四六六号 昭和四十七年五月二十九日受理
医療保険の改悪反対及び国民医療の改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市台二ノ二〇ノ三
高谷義弘外七十三名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二六五九号 昭和四十七年六月一日受理
医療保険の改悪反対及び国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都大田区大森中三ノ一三ノ二
山田典子外七十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二〇三〇号と同じである。

第二四六七号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険の一部改正及び医療保険制度の抜本改正の再検討に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作町七七六
横尾トミエ外二十四名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二六六〇号 昭和四十七年六月一日受理
健康保険の一部改正及び医療保険制度の抜本改正の再検討に関する請願

請願者 高知市旭町三ノ一七 岡尾緑外百
名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二四六八号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本町通三ノ九ノ一四
佐藤喜久治外二百九十五名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四六九号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区山田町大字大野木字
起返四二三ノ二 五十君寛子外二
百十八名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七〇号 昭和四十七年五月二十九日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

る請願

請願者 岡山県倉敷市連島町矢柄六、一一

紹介議員 小野密三郎外三百五十三名
○ 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七一号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 山形市諏訪町二ノ三ノ二 宮内

初校外二百六十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七二号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 茨城県那珂郡緒川村千田二、二一

四 宮田慎外五百一十一名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七三号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島西弥生町四ノ一

○ 村上清外二百六十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七四号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県紫波郡紫波町下松本字新田

四二 佐藤雅外三百二十八名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七五号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市甲斐田町五ノ一八

樋口和正外百八十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七六号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県二戸郡一戸町小井田八七

高山憲保外三百四十六名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七七号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島北春日町九ノ一

八 羽山孝弥外四百四十七名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七八号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 山形県長井市小出四八五 志釜晃

市外四百八十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四七九号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 札幌市中央区北一三条西一四丁目

千葉徳子外二百八十名

紹介議員 加藤シツエ君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八〇号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 北海道山越郡八雲町東町一〇〇

千葉虎吉外二百九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八一号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 大阪市東淀川区淡路本町一ノ五七

福岡芳江外百七十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八二号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 広島市南観音町二ノ一ノ二七 植

野君子外二百五十九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八三号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 新潟県白根市大字能登字みの口九

四三ノ一二 山崎加代子外六十五

名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八四号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 大阪府高槻市阿武野一丁目 岩田

凡夫外四十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八五号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 新潟県西津市大字西尾 中山万寿

夫外三百四十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八六号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 新潟市稲荷町三、四六五 細野清

治外三百四十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八七号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 長野県飯田市仲ノ町三〇四 松本

伊之吉外三百十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八八号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島東弥生町一二ノ

二三 近藤満里子外二百六十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四八九号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者

大阪府守口市馬場町一ノ二七 宮崎敏子外二百三十五名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四九〇号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 宮崎市和知川原町三七七 平尾幸一外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四九一号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 北海道登別市登別温泉町 尾島康夫外六十六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四九二号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 大阪市福島区堂島浜通三丁目 徳井俊子外三十三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四九三号 昭和四十七年五月二十九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 千葉県市原市田沼二、二二五 遠山靖枝外四百九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二四九九号 昭和四十七年五月三十日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 新潟市青山一、一五〇 中川スミ外三百四十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五〇〇号 昭和四十七年五月三十日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 新潟県新津市本町四ノ一九ノ一二 坂井カノ外三百四十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五〇一号 昭和四十七年五月三十日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 新潟市田中町五、九二九 福井ヒナ外三百四十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五四四号 昭和四十七年五月三十日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水西町一四丁目 佐藤信行外七百七十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五五六号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡千厩町宇町浦七 伊藤昌明外二百七十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五五七号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 札幌市南区白川一、八一四 宝崎末野外三百七十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五五八号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町小場三五五 三村明子外五百七十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五五九号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田一、四一〇 沢柳恒夫外二百五十八名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五六〇号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県遠野市新穀町六ノ一八 岩沢貞治外三百二十六名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五六一号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町日形字井戸

紹介議員 沢九三 千葉泰子外二百五十八名
須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五六二号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町種畜牧場内 佐藤博一外二百二名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五六三三号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県久慈市田屋町二ノ三三ノ二 米内国生外二百九十三名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五六四四号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岡山市水島南春日町二ノ一七 大平富治郎外三百四十名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五六五五号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県久慈市長内町一六ノ七四ノ三 稲村イネ子外三百三十二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六〇九号 昭和四十七年五月三十一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

る請願

請願者 北海道千歳市新富一ノ三ノ一三
金谷昇外二千四百二十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六三七号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 石川県珠洲市増島町ツノ九八 西
静枝外六百三十四名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六三八号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 石川県石川郡美川町和波町北四一
ノ一三 海野昂外六百二十一名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六三九号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 石川県金沢市平和町三ノ二ノ二
八 井口武雄外七百九十二名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六五六号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中央通一ノ二ノ二
四 太田代真紀外三百六十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六五七号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 大阪府守口市市吉町一ノ八 安田
徳三郎外四十六名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六五八号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町三ノ四ノ三四
花箱秀子外三百四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二五〇三号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻字蔦葉山一ノ四
九八 阿部恵子外百九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区行幸町一ノ一 山本
守外百九十九名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五〇五号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市大淀区長柄浜通二ノ二〇
中尾幸男外二百二十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五〇六号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府枚方市中宮北町五ノ二 藤
原哲雄外九十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見町五ノ一二
ノ六 三田村文男外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木二ノ二 林
正司外九十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市東区北三七条東五丁目 辻
瑛子外九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十七年五月三十日受理

医療保険の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市西区琴似町兜寒九七二ノ三
六 塩谷信雄外九十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

子外四百二十七名

紹介議員 和田 静夫君

老人福祉の任にあたるホーム・ヘルパー（老人家庭奉仕員）が安心して仕事に精励できるよう、左記事項の実現を図られたい。

一、ホーム・ヘルパーをすべて常勤化し、正規の職員とすること。

二、このため、老人福祉法の運営要綱である「老人福祉法による老人家庭奉仕事業の実施について」（昭和四十四年四月一日付厚生省社会局長通知）の（六）の「ア、老人家庭奉仕員の身分は、原則として常勤の職員とする」から「原則として」を削除すること。

三、事務費における予算単価を大幅に引き上げ、交付税単価のうえでも必要な措置を講ずること。

理由

ホーム・ヘルパーは、仕事の性質から、本来、自治体の常勤職員として、その身分と待遇面における安定がはからなければならないが、その実態は、過重な労働をいられる反面、非常勤職員という不安定な身分に放置され、給与においても低額であるため、安心して老人福祉業務を遂行しえない。

第二五六七号 昭和四十七年五月三十一日受理

ホーム・ヘルパーの常勤化に関する請願

請願者 愛媛県伊予三島市中央五ノ六ノ一
七 村上増夫外三百二十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。

第二六一八号 昭和四十七年六月一日受理

健康保険法改正案反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市諏訪町二ノ二六ノ
一 東京白十字病院内社団法人東京
都医療社会事業協会内 西村裕

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

